210.08
Ko5483
00712645

ㅋ5K20

文學士　矢野太郎編

國史叢書

承久記

國史研究會藏版

210.08
K05483

國會圖書館藏書
41. 28

712645

評議員

文學博士　萩野由之
史料編纂官　和田英松
文學士　渡邊世祐
文學博士　田中義成
文學博士　辻善之助
文學博士　黑板勝美
黑川眞道
八代國治

文學博士　松本愛重
文學博士　佐々政一
文學士　笹川種郎
文學士　菊池謙二郎
文學博士　三上參次
文學博士　三宅米吉
文學博士　關根正直

史料編纂官補

（イロハ順）

解題

承久記　二卷

本書は承久三年後鳥羽上皇の討幕御企の顚末を記述せるものなり。筆を後鳥羽上皇の院政に起して討幕の起因を論じ、將軍實朝の凶變より、政界の動搖を敍して上皇討幕の謀議に移り、官兵徵發の曲折、京都守護伊賀光季の誅滅及び鎌倉の騷擾、幕府の態度等、裏面の消息までを描寫し、また幕軍西上の經過、官軍の守備、參河高志山に官兵の潰滅、尾張・杭瀨兩河畔の戰鬪、蒲原・砥竝兩守備の崩壞、京都の混亂、宇治・勢多兩津の主力戰、京都の陷落、官軍の全滅、卿相・官兵の處罰、三上皇の遠島遷御等を順次詳記して、最後にその成敗の跡を評論せり。

本書の著者及び著作年代に就ては、徵すべきものなけれども、本書の內容が吾妻鏡とその資料を異にして、然かも事實の尤もよく吻合せるを見れば、史的價値に於

て尊重すべきものなるを知るべく、殊に京都側の動靜の如きは、本書以外に詳細を徵するに足るものなし。

本書は江戸時代の始より版行せられて、世に流布せるもの少からず、卽ち慶長活字本・元和活字本、及び慶長活字本を本として刊行したるもの、應仁記・明德記と合せて三代記と標注して刊行したるもの等なり。この外內閣文庫に藏せらるゝ舊昌平校藏の寫本あり、之を版本と比較するに、大略は一致すれ共、文句・文字の相違頗る多し。之等諸本の中、元和活字本は諸本を以て校合したるものにして最も善本なり。

承久軍物語　六卷

本書はその內容並びに敍事の順序等は、承久記と甚だ酷似し、中には行文の同一なるところ、また刊本承久記と同じき誤さへ見えたれば、この兩書は密接なる關係あるものゝ如し。その著者及び著作年代に就ては共に明らかならず。而して本書の內容中、承久記と異なるところは、殆んど總て吾妻鏡の記事と吻合せることは特に注目すべきものにして、またほゞその著作年代推定の暗示となり得べきものならん。

本書は群書類從に收めしもの、及び內閣文庫に藏せらるゝ寫本あり、この寫本は、和學講談所の舊藏にして、本文中諸所に加筆、また改補したるところあれば、蓋し草稿本なるべし。類從本はこの修正に據り、また承久記を以て校合したれば、頗る稿本の面目を失へり。

承久記　前田本　二卷

本書はその內容及び記事の順序は刊本承久記とほゞ同じけれども、「後鳥羽上皇討幕の御謀、義時追討の宣旨、宇治の戰、泰時に賜りし院宣など、他に見えざるもの尠からず。その著者及び著作年代に就ては詳かならざれど、刊本承久記とその源を一にせるものならん。

本書は前田侯爵家に藏せらるゝ寫本にして、この同種類に承久兵亂記と題せる

ものあり、續群書類從及び史籍集覽に收められ、鷹司信房の書寫せしよし、その奥書に見えたり。

本書と承久兵亂記とは、大體漢字と假名の相違にして、內容及び文章は、殆んど同じきもまた出入あり。殊に承久兵亂記は、全文概ね假名にて記したれど、本書は地名・人名のみならず其他漢字にて記せるもの多ければ、これによりて承久兵亂記の訓讀の誤を訂し、且つその字句の脫漏を補ひ得べきところ多し。本書は未だ曾て世に出でざりし貴重の史料なり。

承久記　慈光寺本　二卷

本書は前諸本と全く系統を異にせるものなり、開卷先づ佛說を釋き、次に神武建國以來の國亂を論じて、後鳥羽上皇の院政に至り、これより上皇討幕の顚末を記して、承久三年十二月後堀河天皇の御卽位に及べり。その內容、その敍事の順序は、ほぼ前諸本と同樣なれど、異說甚だ多く、討幕に至りし京都の動靜、義時追討の院宣、尾張川の戰、順德上皇と藤原道家との御贈答の長歌、戰後の朝廷の有樣などは、全く他本に見えざるものあり。また尾張川の戰の頗る詳細なるに反し、宇治・勢多の戰記の缺けたる如きは最も異とすべく、文體も亦特色ありて、謠物に似たるところあり。

本書の著者及び著作年代に就ては、詳かならざれども、本書の一部が六代勝事記に類し、また當時の記錄たる承久三年四年日次記と一致せるところあるより、多少本書の性質を知り得らるべし。

本書は水戸藩が、元祿二年の冬京都に於て採訪せしものにて、表題の下に慈光寺と注せり。蓋し原本は慈光寺の所藏ならん。いま水戸彰考館に藏せらる。

大正六年五月

國史研究會　識

例言

一、本冊は承久記の諸本を蒐集するを目的とし、承久記・承久軍物語・前田本承久記・慈光寺本承久記の四種を採收せり。大日本史には杉原本承久記を引用したれど、今詳かならざれば採るに由なし。

一、本冊卷頭に收めたる承久記は、帝國圖書館所藏の元和活字本を底本として、之に內閣文庫所藏の寫本、及び流布の刊本を以て校訂したれば、現存の承久記は殆ど大成せられたりと云ふべし。本書は校合本に字句の多き部分は、括弧を施して本文中に挿入せり。內閣本を以て補へる場合は（　）を、流布本を以て補へる場合は〔　〕を用ひたり。又校合に異同を認めたるものは、本文と對照の便を計る爲め、本文の左側に縱線を加へ傍注とせり。內閣本を以て注せる箇所は、（何々ィ）と括弧を用ひ、流布本を以て注せる箇所は、「何々ィ」と括弧を用ひず傍注せり。尙底本の全然誤りと認めたるものは、文字を改訂し、讀み難き文字には振假名を加へたり。

一、承久軍物語は、內閣文庫所藏の寫本により、力めて其改竄・修訂の原形を存したれば、之に依つて原本の面目を窺ふを得べし。今便利の爲め修正以前の文には、文字の四方に□を施し、修正せるものには、本文右側に傍注して、一見其別を明にせり。原本竪者を「りしや」或は「じゆしや」と訓ぜる所あれど、皆原本のまゝに從ひて私見を加へず。原本には卷數を記せざれども、便宜の爲め卷數を附し、「と」を「こと」の二字に改めたり。

一、前田本承久記は、前田侯爵家所藏本を影寫せる、東京帝國大學文科大學史料編纂掛の所藏本に依れり。原本漢字には概ね假名を附したれど、今は難訓の箇所にのみ假名を施し、他は之を略せり。又「と」を「こと」の二字に改めたる外、總て原本に從へり。

一、慈光寺本承久記は、水戸彰考館本を謄寫せる、東京帝國大學文科大學史料編纂掛所藏本によりて採錄す。類本なきを以て、校合し得ざるは遺憾とする所なり。本書同一人なるに其文字を異にせるものあり、例へは「重定」を「重貞」と記せるが如し、之等は何れも原本に從ひて私見を加へず。又「コ」を「コト」に「メ」を「シテ」の二字に改めたり。

一、讀誦の便を計り、一々句讀點・濁點を施し、頭注を加へたる事は、既刊の諸書に同じ。

一、誤脫ありと思はるゝ場合には、本文の左側に縱線を加へ、右側に括弧を施し、〔何脫カ〕又は〔何カ〕とし、更に私見を加へず。

一、本冊卷頭の系圖は、內閣本の卷首に掲げたるもの、二葉を採收せり。

本書出版に就ては、東京帝國大學文科大學史料編纂掛は多大の便宜を與へられ、編纂校訂に就ては、專ら文學士龍肅氏及び田中敏治氏を煩はし、又和田英松・八代國治兩氏の助力を得たり。謹んで謝意を表す。

大正六年五月

國史研究會　識

目次

承久記
上……一頁
下……四九

承久軍物かたり
卷第一……一
卷第二……二八
卷第三……五六
卷第四……八〇
卷第五……一〇六
卷第六……一二六

承久記（前田本）
上……一

下……四二
承久記（慈光寺本）
卷上……一
卷下……三五

目次終

第八十、諱惠仁、
高倉院
第八十一、諱言仁、
安德天皇
二品、守貞親王、
後高倉院
第八十二、諱尊成、
後鳥羽院
依二關東追伐御叛逆一官軍敗北。仍爲二關東夷之沙汰一、奉レ移二隱岐國一。承久三七八依二天下事一急出家。法諱良然。同十三奉レ移二隱岐國一。延應元二廿二崩。六十三。
第八十三、諱爲仁、治十三年、
土御門院
母存子、承明門院。內大臣・親女。（通脫カ）
承久三十一令レ向二土佐國一給。
同壬十十依二隱岐院緣坐一奉レ移二阿波國一。
寬喜三十十一崩二阿波國一。卅七。
後嵯峨院
諱邦仁。
第八十四、諱守成、治十一年、
順德院
母修明門院、贈左大臣範季女。
承久三七廿　移二佐渡國一。
仁治三九十二崩二於佐濟國一。四十六。

北條流

- 時政（遠江守、北條四郎、号ニ先代、関東執事第一、建保三正六卒、七十八歳、）
  - 義時（執事、右京權太夫、貞應三六十六卒、）
    - 泰時（武藏守、）
      - 時氏（修理亮、）
        - 時頼（執事、相模守、最明寺道崇、）
    - 朝時（名越、遠江守、）
    - 重時（執事、相模守、）
    - 政村（執事、左京權太夫、）
  - 時房（相模守、）
  - 女子（右大將頼朝卿室、從二位、頼家卿實朝公母、）
- 時宗（執事、左馬頭、）
- 真時（執事、相模守、）
- 高時（執事、左馬權頭、）
  - 邦時（相模太郎、）
  - 時行（相模二郎、）

〔○内閣文庫所藏の寫本によりて之を補ふ〕

承久記 上

後鳥羽院武事ヲ勵ム

百王八十二代ノ御門ヲバ後鳥羽院トゾ申ケル、隱岐國ニテ隱レサセ給シカバ、隱岐院トモ申ス。後白河院ノ御孫、高倉院第四ノ御子、壽永二年八月廿日四歳ニテ御即位、御在位十五箇年ノ間、藝能二ヲ學ビ給ヘルニ、歌撰ノ花モ開キ文章ノ實モナリヌベシ。然リシ後御位ヲ退カセ御座テ、第一ノ御子ニ讓リ奉ラセ給ヒヌ。其後イヤシキ身ニ御肩ヲ雙ベ御膝ヲクミマシ〳〵テ、后妃・采女ノ無止事ヲバ指ヲカセ給ヒテ、アヤシノ賤ニ近付セ給フ、賢王・聖主ノ直ナル御政ニ背キ、横シマニ武藝ヲ好マセ給フ。然ル間弓取リヨク、打物持チシタ、カナラン者ヲ召使ハヾヤト御尋有シカバ、國々ヨリモ進ミテ參リ、又勅定ニ隨ヒテモ參ル。白河院ノ御時北面ト云フ事ヲ始テ、侍ヲ近ク召使ハル、事アリケリ、此御時ニ又西面ト云フモノヲ召置レケリ。其比關東ヘ仰テ、弓取ノヨカラン者ヲ十人參セヨト被召シカバ、津田筑後六郎・賤間

若狭兵衛次郎・原彌五郎・筒井兵衛太郎・高井兵衛太郎・荻野三郎且六人ヲゾ進セケル。吳王劒革ヲ好ミシカバ、宮中ニ疵ヲ蒙ラザル者ナク、楚王細腰ヲ好ミシカバ天下ニ餓死多カリケリ、上ノ好ニ下シタガフ習ナレバ、國ノ危カラン事ヲノミゾ奇ミケル。其後十二箇年ヲ經テ、承元四年三月三日、土御門院御位ヲ下シ進ラセ給ヒテ、第二ノ御子ヲ御位ニ即奉ラセ給フ、是ハ當腹御寵愛ニ依テナリ。新院御恨モ深ケレドモ力及バセ不給。又十一箇年ヲ經テ、承久三年四月廿日御位ヲ下奉リテ、新院ノ御子ヲツケ進セ給フ。斯シカバ一院・本院御中(御心イ)不善、同年夏ノ比ヨリ王法盡サセ給ヒテ民ノ世トナル。故ヲ如何ニト尋レバ、地頭・領家ノ相論トゾ承ハル。古ヘハ下司・庄官ト云計ニテ地頭ハ無リシヲ、鎌倉右大將朝敵ノ平家ヲ追討シテ、其勸賞ニ日本國ノ惣追補使ニ補セラレテ、國々ニ守護ヲ置キ、郡郷ニ地頭ヲスヘ、段別兵粮ヲ役(宛ティ)取ル、間、領家ハ地頭ヲソネミ、地頭ハ領家ヲアダトス。彼右大將ト申ハ、去平治元年ニ右衛門督信頼ト謀叛ヲ興シテ失ニシ左馬頭義朝ガ三男ナリ。生年十三ト申永暦元年三月、伊豆國ニ流罪セラレ、廿一年ノ星霜ヲ送、三十三ノ年治承四年秋八月ノスヘ、平家追討スベキ由院宣ヲ賜リ、世ヲ乱ル事六箇年、未天下穩文治元年春夏ノ比、平家程ナク亡ハテ、靜ナル事十三年、世ヲ治ル事十九年、廿年ト申正治元年正月十三日世ヲ早クシ給ヌ、生年五十二。御子左衛門督頼家、二代將軍トシテ世ヲ繼セ給フ、然レ共不女(フテウイ)ノ振舞アルニ依テ、神明・佛陀ニモ放レ、人望ニモ背キケレバ、責テ十年ヲダニモ保給ハデ、僅ニ五年ト申セシニ、外祖父ニテ後見ナリシ北條遠江守時政ガ爲ニ亡サレ給ヒヌ。御弟萬壽御前未稚クシテ建仁三年ニ叙爵、則從五位下征夷將軍ノ宣旨ヲ下サレ、御年十三ニテ御元服、實朝トゾ申ケル。同年右兵衛佐、明ル年從五位上、元久二年正五位下右中將ニ任ジ、加賀介ヲ兼ス、建永元年從四位下、同二年從四位上、承元二年正四位下、同三年從三位右中將ニ(復)任、同五年正三位美作ノ權守ヲ兼ス、建暦二年從二位、同三年正二位、建保四年廿四ニテ權中納言、中將モトノ如シ、同六年權大納言左大將ヲ兼ヌ、同年内大臣ニ任ズ、大將モトノ如シ、同年冬十二月二日右大臣ニ任ズ、同七年正月廿六日大饗ヲ行ハルベシトテ、尊者ノ爲ニ、坊門大納言忠信卿、正月廿四日鎌倉ヘ下著、是ハ宗家(室イ)ノ兄也。

王法盡キサセ給ヒテ民ノ世トナル

實朝殺害セラル

同廿七日鎌倉ノ八幡宮ニテ拜賀可ㇾ有トテ、公卿五人、坊門大納言忠信・左衛門督實氏・宰相中將國通・池二位光盛・刑部卿宗長。殿上人十人、皇后宮權大夫頼氏・花山院少將義氏・一條少將義次・左兵衛佐頼經・伯耆前司師範・伊預少將實政・因幡少將隆經・文章博士仲章・右馬權頭頼持・權亮少將信能。隨人八人。上臈ニハ、番長敦秀・府生兼峯・下臈六人、秦公氏・同兼村・幡摩貞文・大中臣近任・下野敦光・同敦氏等也。前駈廿人、平勾當時盛（相摸太郎）・藤勾當頼高（遠江太郎）・美作藏人大夫朝親・駿河守秀時、信濃藏人大夫行國・但馬藏人大夫忠國・藤右馬助行光・相摸守經定・伯耆前司親時・長井左衛門大夫親廣・相摸守時房・足利武藏前司義氏・駿河右馬助敦俊・甲斐右馬助宗泰・多田藏人大夫重綱・藤藏人大夫有俊・武藏前司時弘・筑後前司頼時・右京權大夫義時・修理權大夫惟義。隨兵十人、武田五郎信光・小笠原次郎長清・式部大輔泰時・河越次郎重時・秋田城介景盛・伊達ノ豆次郎左衛門尉頼定・三浦太郎兵衛尉朝村・長江八郎師景・三浦平九郎左衛門尉胤義・波多野中務次郎信清。調度懸ニハ、加藤大夫判官光定・隱岐ノ三郎左衛門尉元之等也。大膳大夫廣元、加樣ノ時ハ御裝束ノ下ニ爲被召（メサレタランニイ）レニ苦シクモ候マジトテ、唐綾威ノ

御著背一領進ラセタリケルヲ、文章博士、何條サル事可ㇾ有トテ留奉ル、廣元頻ニ畫（ニイ）サテ有バヤト申ケルヲ、仲章必秉燭ニテ仕事ナリトテ、戌（ヒノエ）ノ時トゾ被ㇾ定ケル。若宮ヘ參著、車ヨリ下サセ給ケルガ、細太刀ノ柄ノ車ノ手形ニ入タリケルヲ知セ給ハデ、打ヲラセ給ヒヌ、人淺猿シト見奉ル程ニ、仲章苦シク候ハジトテ、木ヲ結添テゾ進ラセケル。劉皇王ト云ヒシ人遠ク道ヲ行ケルニ、車ノ轅折タリケルヲ不ㇾ覺シテ、再ビ歸ル事ヲ不ㇾ得、先車ノ覆ヘスハ必後車ノ戒ムル所也ト知ナガラ、諫不ㇾ申ケル文章博士、一業所感ノ衆生ナレバヤト哀ナリ。是耳ナラズ黑キ犬、車ノ前ヲ横樣ニ走リ通ル事有ケリ、是モ左有ベシ共覺ヘヌ不思儀也。去程ニ若宮ノ石橋ノ邊ニ近付セ給フ時、美僧三人何クヨリ來共モナク、御後ニ立添ヒ進セケルガ、左右ナク（御イ）頸ヲ打ヲトシ進ラス、一太刀ハ笏ニテ合セ給ヒヌ、次ノ太刀ニ切伏ラレ給フ。又次ノ刀ニ文章博士仲章被ㇾ切ニケリ。次ノ刀ニ伯耆前司師範疵ヲ蒙リテ、翌日ニ失ヌ。前後ニ候ケル隨兵供奉ノ輩ニハ、如何ナル事ゾヤト周章騷グ。敵ハ誰共不ㇾ知、暗サハ暗シ、上ヲ下ニゾ返シケル、匂ル聲悒（オビタヾ）シ共疎也。是ハ若宮ノ別當公曉ノ仕業ナリ

ト云出サレテ、三浦平六左衛門尉承テ、彼坊中ヲ捜シケレ共、遂電シテ見ヘ給ハズ、立合者少々被ㇾ討ヌ、疵ヲ蒙者モアリ、召捕ラル、者モ多シ。此別當ト申ハ故左衛門督頼家ノ御子、四歳ニテ父ニヲクレ給ヒテ、賤キ身ナシ子ニテ御座シヲ、祖母ノ二位殿哀レミ給フテ養立テ、若宮ノ別當ニナシ、今年十九年ニゾ成給フ、此両三年御所中ニ化物有ケリ、女ノ姿ニテ常ニ人ニ行アフ、如何ニモシテ(入イ)所ヲ見ヨトテ見セケレ共、足早ク身軽シテ如ㇾ幻、行衛ヲ見タル者ナシト聞シガ、今コソ此人ニテ有ケリト被ㇾ知ケル。其後若宮別當トテ、所々ニテ多ク被ㇾ打、被ㇾ搦捕ㇾケレ共、實トハ少ナシ。一説ニハ、三浦平六左衛門尉子息若宮ノ兒ニ成シ間、其ヲ頼ミテ若宮ノ後ロヲ山越ニ西ノ御門ヘ被ㇾ越ケルガ、正月廿七日ノ夜、竟テ暗サハ暗シ大雪サヘ雨タリケレバ、山ノ上ヨリ轉落テ、西ノ御門ナル小屋ノ上ヘ落懸リタリケルヲ、家主サハギ盗人ト號シテ打殺ケルヲ、其夜犬共集リテ終夜引散ス、明ル朝見ケレ共、其ノ身體慥カナラズ、唯此人ノ仕業ザ成ケリトテ(ヤラントテ止メケリイ)静リケル、廷(サテ)モ都ヨリ下リ給ヒシ公卿・殿上人、不ㇾ計ニ眼前ノ無常ニ、目ヲ驚シ、空シク歸リ上リ給フ。駿河國浮島原ヲ通給フニ、霞メル空長閑ナリケルニ、翡(姿イ)モ見ヘヌ鴈ノ音ヅレ過シヲ、左衛門督實氏卿、カク思ヒツヾケ給ヒケル。

春ノ雁ノ人ニ別レヌナラヒダニ、歸ル空ニハ啼テコソユケ。

聽人袖ヲゾ絞リケル。各都ヲ出シ時ハ、傳聞シ富士ノ高峯ノ烟ヨリシテ、珍敷名所共ヲ見ン事ヨト思ヒ續ケテ被ㇾ下シニ、思ハザル無常ニ興ヲ失ヒ、ナゲキノ色ヲ含ミテ被ㇾ上ケルコソ哀レナル。其比駿河國ニ河野次郎冠者ト云フ人有ケリ、故右大將ノ舍弟、阿野ノ禪師ノ次男也。手次ギ能源氏ナレバ、是コソ鎌倉殿ニモ成給ハンズラメト哈(ノヽシ)リアヘリ。權大夫此事傳聞テ、何條去事ノ可ㇾ有トテ討手ヲ遣ハシ、伊豆・駿河ノ勢ヲ以テ被ㇾ攻ケリ、身ニ誤ル事ナケレ共、陳ズルニ及バネバ、散々ニ戰ヒテ、自害シテ失ヌ。都ニハ又源三位頼政ガ孫左馬權頭頼持トテ、大内守護ニ候ケルヲ、是モ多田滿仲ガ末ナレバトテ、一院ヨリ西表(面イ)ノ輩ヲ差遣シ被ㇾ攻シカバ、是モ難ㇾ遁トテ腹搔切テゾ失ニケル。院ノ關東ヲ亡サントト被ㇾ思召ケル事ハ眼前ナリ、故大臣殿ノ官位、除目ゴトニ望ミモ過テ被ㇾ成ケリ、是ハ官打ニセン爲トゾ。三條白川ノ端ニ關

河野次郎冠者自害ス

東調伏ノ堂ヲ建テ、最勝四天王院ト被名、サレバ大臣殿無程被打給シカバ、白川ノ水ノ恐レモ有トテ、急ギ被壞ニケリ。廷(サテ)モ鎌倉殿ニ誰ヲカ可奉成ト云フニ、都ニハ冷泉宮・六條宮、此間ニテ可御座スートイヘバ、京・田舍ニ御兄弟ノ御門ニテ雙ビ給ハン事、如何ガ有ベカラントテ留ラレヌ。其比一條二位入道ト申ハ、故右大將頼朝ノ妹婿、世ノ覺時ノキラ、肩ヲ雙ル人モナシ。是レハ巴(其御ムスメイ)ノ大將ノ御臺所(其ノイ)ノ御娘九條禪定殿ノ北政所ニテ御座ス、其御腹ノ三男ノ若君二歳ニナラセ給フ、是ゾ母方ノ源氏ナレバトテ、所緣リノ草ノ馴敷サニヤ、關東ノ將軍ニ備リ給フ、則鎌倉殿トゾ申ケル。去程ニ關東ヨリ御迎ニ參輩、三浦太郎兵衞尉・同平九郎左衞門尉・大河津次郎・佐原次郎左衞門尉・同三郎左衞門尉・天野左衞門尉・子息大塚太郎・筑後太郎左衞門尉・結城七郎・長沼五郎・堺兵衞太郎・千葉介、以上十二人ゾ參リケル、先陣三浦太郎兵衞尉友村・後陣千葉介胤綱トゾ聞シ。忽ニ一ノ人ノ家ヲ出テ、武士ノ大將トナリ給ゾ珍敷キ。角テ承久元年六月廿六日都ヲ立セ給ヒテ御下向アリ、路次ノ間、旅宿ノ有樣珍敷、我劣ラジトゾ色メキケル、相摸國國村(田イ)ニ五日御逗留、七月十九日鎌倉ヘ

關東ノ將軍定マル

義時朝敵トナリシ原因

下著アル、又近ク御迎ニ參ル輩、嶋津左衞門尉・伊藤(東イ)左衞門尉・小笠原六郎、是等ヲ始トシテ十人ノ隨兵也、時ノ花何レノ世ニ劣ベシ共見ヘ給ハズ。其比鎌倉ニ右京權大夫兼陸奥守平義時ト云フ人アリ、上野介直方ニ五代ノ孫、北條遠江守時政ガ次男ナリ、權威重クシテ國中ニ被仰、政道正シウシテ王位ヲ輕シメ奉ラズ、雖然不計ニ勅命ニ背キ朝敵トナル、其起ヲ尋レバ、信濃國ノ住人仁科二郎平盛遠ト云フ男アリ、十四・十五ノ子ドモ未元服モセサセズ、宿願有ニ依テ熊野ヘ參リケル。折節一院御熊野詣デ有ケルニ、道ニテ參合ヌルニ、誰ゾト御尋有シカバ、然々ト申、清氣ナル童ナレバ召仕レントテ、西面ニゾ被成ケル、子共ガ召ル、間、面目ノ思ヲナシテ、盛遠モ同ジウ參リケリ。權大夫此事傳承リテ、關東御恩ノ者被免モ無テ、院中ノ奉公不心得トテ、關東御恩二箇所沒收セラレヌ、盛遠嘆キ申間、院中ニ此事聞召サレテ、盛遠ガ所領ヲ返シ被付ベキ由、院宣ヲ被下トイヘ共、權大夫更ニ不奉用。又攝津國長江倉橋ノ両庄ハ院中ニ近ク被召仕ケル白拍子龜菊ニ給リケルヲ、其庄ノ地頭領家ヲ勿緒シケレバ、龜菊憤リ折々ニ付テ是奏シケレバ両庄ノ地頭可改易由被仰下ケ(ヲ含テ歎キ申ケレバ一院安カラズ被思テ地頭ヲイ)

レバ、權大夫申ケルハ、地頭職ノ事ハ上古ハ無リシヲ、故右大將平家ヲ追討ノ勸賞ニ、日本國ノ惣地頭ニ被補、平家追討六箇年ガ間、國々ノ地頭人等、或子ヲ打セ、或親ヲ被打、或ハ郎從ヲ損ス、加樣ノ勳功ニ隨ヒテ分チ給フ物ヲ、サセル罪過モナク義時ガ計ヒトシテ可改易樣無トテ、是モ不奉用。一院彌不安思召ケレバ、關東ヲ可被亡由定メテ、國々ノ兵共事ニヨセテ被召ケル。關東ニ志深キ輩モ力不及、召ニ隨ヒテ伺候シケリ。其比關東ノ武士下總前司守綱モ伺候シテケリ、平九郎判官胤義ハ義大番ノ次デ在京シテ候ケレバ、院此由被聞召テ、能登守秀康ヲ被召テ、抑胤義ハ關東伺候ノ身トシテ、久在京スルハ何事ゾ、若存ズル旨アルカ尋キケト被仰ケレバ、秀康承テ、雨フリ閑ナル夜、平九郎判官胤義ヲ招寄テ、門指固テ外人ヲバ不寄、向ヒ居テ酒宴シ遊ケリ。夜更テ後、秀康申ケルハ、關東御奉公ノ御身ニテ御在京ハ如何ナル御所存ニテ候ヤラン、内々尋承リ候ヘト御氣色ニテ候、胤義、別ノ儀不候、當時胤義ガ相具足シテ候者ハ、故大將殿ノ切者意法坊生觀ガ娘ニテ候、故左衞門督殿ニ被思參セテ、男子一人マウケ奉リシヲ、權大夫ニ無故被失テ、憂キ者ニ朝夕姿ヲ見スル事ヨト、餘ニ泣嘆候間、サテ力不及角テ候ナリト申、秀康地体義時ハ、院中ノ御氣色ヨカラヌ者ニテ候、如何ニシテ義時打セ可給御計ヤ候ベキト申ケレバ、胤義、一天ノ君ノ思召立セ給ハンニ、何條叶ハヌ樣ノ候ハンゾ、日本國重代ノ侍共仰ヲ承リテ、如何デカ背キ進ラセ候ベキ、中ニモ兄ニテ候三浦ノ駿河守、キハメテ嗚呼ノ者ニテ候ヘバ、日本國ノ惣追補使ニモ被成ント仰候ハヾ、ヨモ辭申候ハジ、サ候バ、胤義モ内々申遣シ候ハントテ歸リニケリ。秀康賀陽院殿ノ御所ヘ參リテ、胤義角コソ申候ツレト申ケレバ、一院ヱツボニ入セ給テ、胤義ヲ召テ御尋有、秀康ガ申ツルニ少モ不違、同ジ言葉ニ申ケレバ、今ハ角ト被思召テ、鳥羽ノ城南寺ノ流鏑馬汰ヘト披露シテ、近國ノ兵共ヲ被召ケリ。大和・山城・近江・丹波・美濃・尾張・伊賀・伊勢・攝津・河内・和泉・紀伊・丹後・但馬、十四箇國是等ノ兵參リケリ。内藏權頭清範承テ著到ヲ付、宗徒ノ兵一千七百人トゾ註シタル。一院彌御心武ク成セ給テ、先巴ノ大將ヲ打バヤト被仰ケレバ、公卿・殿上人閉口シテ物モ不被申、德大寺ノ大臣被申ケルハ、大將ウタレテ候ハバ、思召立セ給フ御大事輕ク、若打レ候ハズハ御大事ノ重

後鳥羽院近國ノ兵ヲ召ス

巴ノ大將ヲ打タントシ給フ

ク成セ可ㇾ給ニテ候、サセル弓矢取者ニテモ候ハズ、子細候ハバ、閑ニ御計ヒ候ヘカシト(覺候イ)大形今度ノ御謀叛於ニ公儀一、可ㇾ然トモ不ニ覺候一、其故ハ、故法皇ノ御時、木曾義仲勅命ヲ背テ振舞ケルヲ、頼朝ニ被ニ仰付一ハ可ㇾ被ㇾ亡ヲ、壹岐判官知康ト申(慮智イ)イクヂナシガ勤メニ付セ給ヒテ、院中ニ兵ヲ被ㇾ召、合戰候シカバ、淺猿キ事共出來リキ、大形日本國ヲ蘆原ノ國ト申ハ、葦ノ葉ニ似タル故ニテ候、其袋ハ東國ニ相當リ、武士本ヨリ多クシテ、隨ヘサセ給ハン事不定ノ次第ニ候、御方ノ兵十ガ一ニモ難ㇾ及候、能々御思惟可ㇾ有候ハント被ㇾ申ケレバ、一院以外ノ御氣色ナリケレ共、後ニ定テ思召被ㇾ合ケントゾ覺シ。巴ノ大將忽チニ被ㇾ失ベカリシヲ、德大寺ノ被ㇾ申候ニヨリテ、思召被ㇾ宥テ、サラバ召籠ヨトテ被ㇾ召ケル。大將賀陽院殿ヘ被ㇾ參ケルガ主税頭長衡ヲ使ニテ、伊賀判官ノ許ヘ仰セラレケルハ、賀陽院殿ヘ被ㇾ召程ニ參候、城南寺ノ流鏑馬汰ヘト聞ヘシガ、其儀無テ寺ノ大衆可ㇾ被ㇾ靜トモ聞ユ、如何樣ニモ世中穩カナルベシ共不ニ覺候一、御邊被ㇾ召共無ニ左右一參リ給フベカラズ、子細ヲ重テ被ㇾ仰候ハンズラントテ、賀陽院殿ヘ被ㇾ參タレバ、小舅ノ二位法印尊長、大將ノ直衣ノ袖ヲ引テ、馬場殿ニ奉ニ押籠一、子息ノ新中納言、同ク被ニ召籠ヌ一。平九郎判官胤義ヲ被ㇾ召テ、親廣法師・伊賀判官、是等ヲバ如何スベキト被ㇾ仰ケレバ、胤義申ケルハ、親廣ハ被ㇾ召バ參候ハンズ、光季ハ權大夫ニ緣者ニテ候ヘバ、被ㇾ召共參リ候ハジ、如何樣ニモ先両人ヲ被ㇾ召候テ、參リ候ハズバ、其時コソ討手ヲモ被ニ差遣一候ヘト計ラヒ申セバ、尤可ㇾ然トテ、少輔入道ノ許ヘ、御使ヲ被ㇾ遣、即五十騎計ノ勢ヲ相具シテ參ケルガ、伊賀判官ノ許ヘ使ヲ遣ス、賀陽院殿ヘ被ㇾ召候間參候、其ヘハ御使ハ候ヌカト云ケレバ、是ヘハ未御使モ見エ候ハズ、縱ヒ御使候トモ、承旨候程ニ、左右ナク參候マジト答ケリ。少輔入道是ヲ不ㇾ覺、賀陽院殿ヘ參リタレバ、(則)殿上口ヘ被ㇾ召テ、院直ニ被ニ仰下一ケルハ、義時スデニ朝敵ト成タリ、汝ハ義時ガ方ニ有ンズルカ、又御方ニ可ㇾ候カ、只今申切トゾ仰ケル。直ノ勅定ニテハ有、兎角可ㇾ申トモ不ㇾ覺、御方ニコソ候ハンズレト申ケレバ、左有バ只今起請ヲ書テ進ラセヨト被ㇾ仰、難ㇾ遁カリケレバ、乍ㇾ居起請ヲ書テ被ㇾ進ケリ、廷社(サテコソ)御所中ニハ候ケレ。軈テ伊賀判官被ㇾ召タレバ、畏テ承ハリヌ、無左右一可ㇾ參候ヘドモ、京中ニ何トヤラン匂ル事ノ候、光季ハ未(樣子)不ㇾ承候、カタノ

伊賀判官ヘ討手ヲ向ケラル

様ニ候ヘドモ、關東ノ御代官トシテ角テ候ニ、如何ナル御事ニテ候トモ先承候ハン
ト社存候ニ、今始テ預勅定ニ候ヘバ、參ル間敷ニテ候トゾ申ケル。押返シ別ノ儀
ニ非ズ、直ニ可被仰下旨アリ、急ギ參レト被仰ケレバ、子細ヲ承テ一方ヘモ罷向
ハン、御所ヘハ無左右難參候ト申セバ、サテハ此事ハヤ知テケリ、胤義ガ申狀不
違、左有バ打トテ討手ヲ被向、承久三年五月十四日ノ事也、今日ハ日暮ヌトテ被留
ヌ。更行程ニ判官ノ郎從等一所ニ寄合テ、軍ノ僉議評定申ケルハ、御身ニ無誤シテ、
大勢ニ被取籠テ被討サセ給候ハンハ、無念ノ事ニテ候ハズヤ、夜ノ中ニ都ヲ出サ
セ給ヒテ、美濃・尾張迄馳著候ハバ、鎌倉ヘハ三四日ニハ著セ給フベシ、無左バ北陸
道ヘ懸リ、御舟ニ召シテ、越後ノ府中ニ著キ、信濃ヘ打越サセ給テ、其ヨリ鎌倉ヘ御
座候カ、是等ノ儀ヲ御計ヒ可有トゾ申ケル。判官其コソ心得ネ、鎌倉殿モ思召樣有
テ社、都ノ守護ニモ差置セ給ツラメ、一天ノ君ノ日本一ノ御大事ヲ思召立セ給程ニ
テハ、白地ノ御計ヒニヤ可有、今ハ定テ道々モ關々モ支テゾ有覽ニ、一マドモ遁レ
ヌ物故ニ、敵ニ背ヲ見セタリ何ト、鎌倉ヘ聞ヘン事コソ可口惜ケレ、能コソアレ、一

判官嫡子壽王冠者

天ノ君ヲ敵ニ受進ラセテ、我身ニ愧リ無テ、王城ニ尸ヲ曝シ、名ヲ萬代ノ雲ニ揚ン
事、願フ所ノ幸ナリ、一足モ引間敷物ヲト云ヘバ、其後郎從等異見ニモ不及、深行儘
ニ一人落、二人落、次第々々ニ落行テ、殘ル輩ニハ、贄田三郎・同四郎・同右近・武志次
郎・鹽屋藤三郎・片切源太大助・又太郎・園平次郎・子息彌次郎・政所太郎・治部次郎・熊王
丸ヲ始トシテ、一人當千ノ輩廿七人ゾ殘ケル。判官嫡子壽王冠者トテ今年十四ニ
成ケル、元服シテ光綱トゾ申ケル。判官是ヲ招テ、汝今年十四歳ニシテ稚ナシ、軍
ニ逢ン事モ如何ガ可有ラン、幼ニ紛テ、案内者ノ冠者原七八人相具シテ落ヨカシ、
光季ハ鎌倉殿ノ聞召サル、事モ有、都ニテ尸ヲ曝サムト思定タリ、ヲサナカラン程
ハ、千葉ノ姉ガ許ニ可有、幼ナクテハ出仕ナセソ、十七八・廿ニモ成テ、人ノ重代我ガ
古ヘヲ思知程ニテ出仕モセヨ、疾落ヨト申セバ、壽王袖ヲ刷退テ、父ガ顏ヲ向上テ
申ケルハ、子共ノ十四五計ニ成ンズルガ、敵ニ値、親ノ討レ候ハンズル所ニテ、不死
シテ落テ候ハバ、幼稚ナレバトテ、ヨモ人ハ免シ候ハジ、親ヲ捨テ逃タル不覺人ト
テ、朝夕人ニ被見候ベキハ耻シク覺候、千葉介モ親シクハ候ヘ共、弓矢取者ニテ候ヘ

バ、定メテ未練ニ被思候ベキ、只御伴ニコソ如何ニモ成ラント存候ヘトゾ申ケル、（其ニ付テモイ）但今度鎌倉ヲ罷立候シニ、母ニテ候者、簾ノ際マデ立出テ、壽王ニ又何比カト申候シ時ニ、御供ニテ急ギ罷下候ハンズルゾト申テ出シハ、今思候ヘバ、其ガ最後ニテ（仰イ）候ケルゾヤト申テ、涙ヲハラ〳〵ト落シケレバ、判官壽王ガ顔ヲツク〴〵ト守、涙ヲ流シテ、能云タリ、汝幼ケレバ落テ命ヲモ扶カリ、光季ガ跡ヲモ紹、世ニモ値トテコソ、落ヨトハ云共、トモセント云フ上ハ、其コソ願フ所ニテ有、サラバ治部次郎、アノ壽王ニ物具著ヨト云ケレバ、軈テ長絹ノ直垂小袴ニ、萌黄匂ノ小腹卷ニ、十五指タルソメ（染イ）羽ノ矢シゲ（滋イ）籐ノ弓ヲゾ持タル。伊賀判官ハシゲ（滋イ）目結ノ直垂小袴ニ、鎧一領前ニ、大弓ハリ（押張イ）、矢二腰並ベ立テ、敵今ヤト待懸タリ。判官年比馴遊ビケル好色白拍子、其外志深キ男女ノ類ヒ招寄テ、終夜遊ケル、判官云出ス言ノ葉ウチ振舞氣色、タヾ思出ニ成レトゾ殘シケル。來レル（席ニ臨イ）輩、此程京中ニ匂ル事ナレバ、皆存知タリケリ、今夜計ヲ最後ゾト思ケレバ、袖ヲ濡サヌハ無リケリ。判官財寶ノ有限リ取出シ、形見カト覺ヘテ、面々ニ引與フ、漸曉近ク成バ、敵モ近付トテ、皆々送リ返シテ、思切タル

主從七人殘ケル、心中社（コソ）無慙ナレ。判官ノ宿所ハ、高辻子、京極高辻子ヨリハ北、京極ヨリハ西、京極面ハ棟門・平門ニテ、大門也。高辻子面ハ土門ニテ小門也。贄田三郎（贄田イ）申ケルハ大門・小門開テ、敵ヲ思様ニ入テ、打討セントゾ申ケル。同四郎ガ申ケルハ、恐入（タル申事ニ）候ヘドモ、此儀コソ可然トモ存候ハネ、大勢思様ニ入テハ、是程ノ小勢、弓ヲモ引太刀ヲ拔合セ可候カ、手取ニ被取候ナン、大門ヲバ閉、小門一方ヲ開テ、寄コン敵ノ或ハ物具ノ毛ニ付、又ハ名對面ニ付テ、弓矢・打物思々ニ取持テ、打死シテ名ヲ後代ニ揚ント社（コソ）存候ヘトゾ申ケル。此儀尤可然トテ、京極面二ノ門ヲバ指セテ、高辻面ノ土門計ヲ開テゾ相待ケル。院ノ御所ヨリ討手ノ大將ニハ、能登守秀康・平九郎判官胤義・少輔入道親廣・山城守廣綱・佐々木彌太郎判官高重・筑後入道有則・下總前司盛綱・肥後前司有俊・筑後太郎左衞門尉有長・間野左衞門尉時連、此等ヲ始トシテ八百餘騎ニテゾ向ケル。高辻面ニハ燒亡トテ呼ハリケル。判官是ヲ聞ツヽ、ヨモ燒亡ニテハ非ジ、敵ノ寄スル馬烟ニテゾ有覽ト云モ果ネバ、押寄テ時ヲ咄ト揚ル。一番ニ黑皮威ノ鎧著テ、葦毛ナル馬ニ乘タル武者一騎、平九郎判官ノ手者

信濃國住人志賀(イ)眞五郎トテ、眞先懸テゾ寄タリケル。贄田三郎ガ放ツ矢ニ、馬ノ腹射セテ退ニケリ。二番ニ同手者岩崎右馬允押寄、贄田右近ガ放矢ニ、馬ノ股ヲ被射退ニケリ。三番ニ同手者岩崎彌衞太(イ)岩彌清太トテ推寄タリ、小腕被射テ引退。四番ニ一門成ケル高井兵衞太郎トテ寄タリケルガ、餘リニ繁ク被射テ、馬ヲ離レ太刀ヲ拔テ額ニ當、只一人打テ入、伊賀判官郎從等十四五人緣ヨリ下立テ、矢先ヲ汰ヘテ散々ニ射ル、餘リニ強ク(キブイ)被射テ颯ト引テゾ退ニケル。緣ノ上ヨリ支ヘテ射(矢)ニ弓手ノ股馬手ノ小腕被射テ、郎等ガ肩ニ懸テゾ引ニケル。京極面ニ扣ヘタル寄手ノ中ニ申ケルハ、何迄角ハ守ランズルゾ、大門ヲ打破レト訇ル聲ノシケルヲ、判官是ヲ聞テ、敵ニ破ラレン事社(コソ)口惜ケレ、迚モ叶ハヌ物故ニ、治部次郎門ヲ開ト云ケレバ、承ルトテ二ノ門ヲ開キタレバ、京極面ニ數百騎扣ヘタル兵共(二ツノ門ヨリ)馬ノ鼻ヲ雙ベテ、我先ニト亂入。火威ノ鎧ニ白蘆毛ナル馬ニ乘タル武者、間野左衞門尉時連ト名乘テ、相近ク(ヨルハ敵カトテ相近ニイ)〔馳寄〕如何ニ伊賀判官、軍場ヘハ見ヘヌゾ〔ト呼ル〕、光季爰ニ有、近寄テ問ヌカ、夜ハ敵共御方共知レヌトテ指寄タル。判官ヨッ引テ放矢ニ、時連ガ引合セ篦

深ニ射サセテ退ニケリ。其次ニ、三浦平九郎判官胤義トテ推寄テ、如何ニ伊賀判官面ニハ見ヘヌゾ、朝敵ト成進ラスルハ面目ニテ社(コソ)有ニ、何迄籠ランゾ、出デ宣旨ノ趣ヲ承ハレカシ、遽(キタナイ)キ者哉ト云バ、伊賀判官、何ト云哉覽、己(ライ)レガ君ヲ勸メ奉テ世ヲ取(亂イ)ント仕ル事ハ、光季存知シタル物ヲ、〔近ク寄テトハヌカ、寄ハ敵カトテ、相近ニ推寄タリ〕判官敵多ケレ共、取分平九郎判官コソ、光季ガ存ル旨ノ敵ニテ有、相構テ射落セトテ、弓取テ能程ノ者共、矢前ヲ汰ヘテ射ル。餘リニ繁ク被射テ、車宿リニ打入テゾ扣タル。伊賀判官能引テ放シケルニ、平九郎判官持タリケル弓ノ鳥打所ヲハタト射切(削イ)テ、弓手ノ方ニ竝ンデ扣タル、播磨國住人原田右馬允(アタル馬ヨリ逆ニチチテ死ヌイ)ガ頸ノ骨ニ中リテ落ヌ。志(支イ)テ射ル矢(其仁)ニハ當ラズ、傍ナル者ニ中リテ死スル定業(事イ)不及力トゾ見エシ。爰ニ(寄手ノ中ニ)佐佐木彌太郎判官高重トテ寄タリ。壽王緣ニ立出デ申ケルハ、人ハ幾千萬寄サセ給候ヘ共、見知ネバ耻敷テ物モ不被申、彌太郎判官殿ト承ル程ニ、壽王コソ是ニ候、兼テハ子ニセン親ニ成ント御約束候シ、ヨモ御忘候ハジ、我等モ忘不進、給テ候シ矢ヲコソ、未持テ候ヘ〔恐候ヘ〕共、親ノ只今打死候最後ノ供ヲ仕候

贄田三郎自害ス

時、(矢一筋)進ラセント存ズルトテ、能引テ放ケレバ、鎧(戎イ)ノ絃走リノ三ノ板マデ射走ラカシタル。十二三ノ小冠者ナレバ、志ノユク程ハ引テ放ト云ドモ、流石裏カク迄ハ無リケリ。彌太郎判官是ヲ見テ、張(ハゲイ)タル矢ヲ差外シテ引退ク(キイ)、人々是御覽候(ヤイ)ヘ、壽王ニ被射テ候ゾ、現ニ子ニセン親ニ成ラント約束シテ、親シカラン爲ニ、烏帽子キセ、聟ニ取ン迄約諾仕タリシゾカシ、云ヒツル言葉ノ長(オトイ)ナシサ、心中ノ耻敷サヨ、〔地〕體ハ王土ニ住身程、悲カリケル物非ジトテ、涙ヲ流シ、其日ハ軍モ不爲ケリ。見人情ケ有ケリト感ジ宛(ツ)皆涙ヲゾ流ケル。寄手ハ乱入(ル)、城ノ中ハ小勢也。(拒ギ)戰トハ云共、伊賀判官郎從等七八人有ケル(殘留リイ)者共、働ラク(カリソメナルイ)樣ニテ、乾ノ方ノ坂(ハタイ)板ヲ登リ越テゾ落行ケル。今ハ贄田三郎・同四郎計ゾ(二人バカリイ)殘ケル。贄田三郎三箇所ニ痛手負テ、太刀ヲ杖ニ突、ヨロボヒ〳〵判官ノ前ニ參テ、今ハ角罷成候程ニ、弓モ不被引、太刀モ被持(モタゲラレイ)候ハネバ、御供仕覽トコソ存候ヘ共、敵ニ被取敢テ犬死仕候ハンヨリハ、先立奉テ、死出ノ山ニテ待進ラセ可候トテ、突(サヒイ)タル太刀ヲ取直シ、鋒口ニ含ミ、鐔本迄貫テゾ臥ニケル。宿所(ハヤ館ニモイ)ニ火ハ懸リヌ。贄田四郎計ゾ、防矢ヲバ射ケル。判官嫡子壽王ヲ招テ、時コソ能成タレ、自害セヨ、ト云(衍カ)ヒツルニ言ニ似構テ、能振舞ヘ、壽王ト云ケレバ、自害ハ如何樣ニ仕候ヤラン、只腹ヲ切トゾ言ケレバ、則腹卷ノ高紐切テ推除、直垂ノ紐解井(クツロイ)ゲテ、赤木ノ柄ノ刀指タリケルヲ拔テ、柄ヲ取直シ、キラン〳〵ト仕ケルガ、流石ヲサナキ故ニヤ、無左右不得切。父光季アハレ自害ヤ仕損ゼンズ覽ト思テ、如何ニ壽王、火社(コソ)ヨケレ、火ヘ入カシト云バ、ツヒ立刀持ナガラ、火ニ飛入ント仕ケルガ、度々焰ヲ顔ニ被吹懸、幾程遁ントテ、走歸々々、二三度計仕タリケル。光季是ヲ見ルニ、目モ昏ヌ。壽王サラバ爰ヘ寄トテ左ノ方ニ居テ、片手ヲバ取組、片手ヲバ膝ニ置、壽王ガ貌ヲ熟々ト守リ、親ト成子ト成モ先世ノ盟ゾト乍云、是程光季ニ契深カリケル子ハ非ジ、稚ケレバ落テ跡ヲモ被訪、世ニモ有カシト思ヘ共、供セント云フ上ハ、其コソ願フ所ノ幸ナレ、生テ如何ナル孝養報恩ヲ營共、是ニ可過トモ不覺、死出ノ山ヲ連テ越ン事コソ嬉シケレ、人手ニ懸ジト思程ニ、我手ニ係ンズルゾ、我ウラメシト思ナヨトテ、暫ク守リテ、敵ハ手痛ク寄、去トテハト思ケレバ、飛ンデ引寄、首搔切テ首トムクロヲ後ロ樣ニ炎ノ中ヘ投入テ、二目共不見、東

伊賀判官自害ス

へ向テ三度伏拜ミ奉リ、南無歸命頂禮頂禮鎌倉八幡大菩薩・若宮三所、權大夫（ガ）爲ニ、命ヲ王城ニ捨置ヌト祈誠シテ、又西ニ向テ三度伏拜ミ、南無西方極樂教主彌陀如來、本願慎リ給ズバ、必迎ヘ給ヘト、念佛高ラカニ三十返計申ケルガ、腹掻切テ、壽王ガ燒ケルニ飛加リ、打重テゾ燒ニケル。贄田四郎防矢射（ケル）ガ、是ヲ見テ、腹掻切リ、主ト同ク伏重テゾ燒ニケル。其後防者ハナシ、寄手思樣ニ亂入、烟ノ隙ヨリ燒首少々取テゾ歸リケル。光季昨日迄ハ鎌倉殿ノ御代官トシテ、都ヲ守護シテ有シカ〔バ〕、世ノ覺ヘ時ノキラ、肩ヲ雙ル人モナシ。宿所モ宮殿樓閣ト見エシカドモ、今日ハ燒野（片時ノ灰燼トナリイ）ト見エワタリ、空キ名ヲノミ殘シケル、行衞ヲ聞コソ哀レナレ。討手ノ使共、賀陽院御所ヘ歸參シテ、事ノ由申入ケレバ、一院御感不斜（ハヤイ）、軈ニ勸賞可被行旨被仰ケルハ（チイ）、胤義申ケルハ、何條其程ノ事ニ勸賞候ベシ、御大事ヲ被遂（コツ）テ後ニ社ト申ケレバ、イシクモ申タリト感ジ被仰。偖モ伊賀判官朝敵ト成シハ奇怪ナレ共、一引モ不引討死ス、アハレ勇々シカリケル兵哉ト、上一人ヨリ下萬民迄譽惜マヌ者ゾ無リケル。抑一院尋ネ被下ケルハ、當時關東ニ、義時ト一所ニテ可死者ハ何程

カ（有ベキイ）アル、胤義申ケルハ、朝敵トナリ候テハ、誰カハ一人モ相隨可候、推量仕候ニ、千人計ニハ過候ハジト申ケレバ、兒玉ノ庄四郎兵衞尉、アハレ判官殿ハ僻事ヲ被申候物哉、只千人シモ可候歟、平家追討以來、權大夫ノ重恩ヲ蒙リ、如何ナル事モ有バ、奉公ヲ仕バヤト思者社（コソ）多候ヘ、只千人候ベキカ、如何ニ少シト申共、萬人ニハヨモ劣リ候ハジ、角申ス家定程ノ者モ、關東ニダニ候ハヾ義時ガ方ニ社（コソ）候ハンズレト申ケレバ、一院眞ニ御氣色惡ゲナル體ニテ、奇怪ニ申者哉ト被思召ケル、後ニゾ能申タリケルト被思召合ケル。京中ニハ、山々寺々ノ僧侶、國々ノ住人等參ケル。熊野法師ニハ、田部法印・十萬法橋・王法橋・萬劫禪師、山法師ニハ、播磨竪者・小鷹智性坊・丹後、淸水法師ニハ、鏡月坊・歸性坊ナドヲ被召ケレバ、僉議シテ申ケルハ、平家此寺ヲ燒拂テ跡方モ無リシヲ、鎌倉右大將力ヲ合テ當國ノ守護人ヲ除、東大寺・興福寺ヲ再興シ、供養ノ時ハ仰ニ隨ヒ上洛シテ、守護ヲ加、隨分志深リシ事ナレバ、只今モ源平爭事アラバ、何度モ白旗ノ方人仕、命ヲ可捨ナレ共、是ハ一天ノ君ノ仰ナレバ、王土ニ住（ヲ）ヲ隨奉ラデモ可有ナレバ、少々進ラ

東國ヘ院宣

セヨトテ、學生ニハ土護ノ覺心、堂衆ニハ圓音、是等二人ヲ始メトシテ、事ヲ好ム惡僧少々ゾ參ケル。北陸(道)ヘハ討手ヲ可ㇾ被ㇾ向トテ、仁科次郎・宮崎左衞門尉親式・糟屋左衞門尉・伊王左衞門尉、是等ヲ始トシテ官軍少々被ㇾ下ケル。東國ヘ(ハイ)モ院宣ヲ可ㇾ被ㇾ下トテ、按察使前中納言光親卿奉テ七通ゾ被ㇾ書ケル。左京權大夫義時朝敵タリ、早ク可ㇾ被ㇾ追討(罰イ)ニ勸賞請ニヨルベキ(趣)ナリ。武田・小笠原・千葉・小山・宇都宮・三浦・葛西ニゾ被ㇾ下ケル。院宣ノ御使ニハ、推松トテ究メテ足早キ者有ケル、是ヲ撰テゾ被ㇾ下ケル。平九郎判官私ノ使ヲ相添テ、承久三年五月十五日ノ酉刻ニ都ヲ出デ、劣ラジ負ジト下ケル程ニ、同十九日ノ午刻ニ、謙倉近ウ片瀨ト云所ニ走付タリ。平九郎判官ノ使ハ案内者ニテ、先ニ鎌倉ヘ走入テ、駿河守ニ文ヲ付タレバ、披見シテ返事申ベケレ共、道ノ程モ如何敷間、態ト申ヌ成トテ追出シヌ。駿河守此文ヲカイ卷テ、權大夫ノ許ヘ持向ヘ、已ニ世中コソ亂テ候ヘ、去十五日光季被ㇾ討ヌ、胤義ガ私ノ文御覽候ヘトテ、權大夫義時折節諸人對面ノ前ニ、引披ヒテ置タリ。權大夫、サテハ御邊ノ手ニ社(コソ)懸リ進ラセ候ハンズラメ、三浦駿河守打退テ袖引繕ヒ、是コソ恐存

二位殿源家ノ重恩ヲ說ク

トモ覺エヌ仰ニテ候ヘイ候ヘドモ、平家追討ヨリ以來、度々ノ戰ニ忠節ヲ致シ、一度モ不忠ノ儀候ハズ、自今以後モ又疎略ヲ不ㇾ可ㇾ存、若僞申候事候ハバ、遠クハ熊野ノ嶽、近クハ伊豆・宮根、別シテハ若宮三所・足柄・松童、殊更奉ㇾ願(賴イ)三浦十二天・栗濱・森山、惣ジテハ日本國中ノ大小ノ神祇冥道、知見(示現イ)シ給ヘ、御後ロメタナキ事不ㇾ候トゾ申ケル。權大夫打笑テ、偖ハ心安候、今迄此事ノ出來候ハヌ社(コソ)不思議ニ候ヘ、是ハ兼テヨリ存タル(儲イ)事也、今ハ推松モ(定而)鎌倉ヘ入ンズラン、尋ヨトテ被ㇾ尋ケリ。推松人ノ氣色替リ、何トナク騷ギ(サワガシイ)ケレバ、有者ノ許ニ隱レ居タリケルヲ、一々ニ鎌倉中ヲ搜シケレバ、笠井ノ谷ヨリ尋出シ、引張先ニ立テゾケ參ケル。院宣共(皆イ)奪取ガ如シテ、大暨計讀セテ後ニ燒捨ラレヌ。角テ權大夫駿河守ヲ相具シテ二位殿ニ參リ、世中コソ已ニ乱レテ候ヘ、去十五日ニ光季被ㇾ討テ候也、世上如何御計ヒ可ㇾ候ト被ㇾ申ケレバ、二位殿妻戸ノ間ヘ出給ヒ、御簾半計擧サセ御覽ジ出シテ宣ヒケルハ、日本國ニ女房ノ目出(度)樣シニ尼ヲ社(コソ)申ケレ(ナイ)共、尼程物思タル者世ニ(ハ)非ジ、故殿ニ相初進ラセシ時ハ、無世ニ振舞スルトテ、親ニモ疎カニ惡ミ猜マル、其後平家ノ軍始リシカバ、手ヲ握リ心

ヲ碎キ、精進潔齋シテ佛神ニ祈精ヲ致シ、安カラヌ思ニテ六年ガ程ハ明シ暮シ候ニ、平家無程亡シカバ、サテ世中豐カニト思シニ、無幾程大姫君ニ後レ進ラセテ、何事モ不覺、同ジ道ニト悲ミシヲ、故殿一人無レバトテ、サノミ思ヒ沈事ヤハ有ル、無者ノ爲ニモ罪深事ニ社ナント被仰シカバ、必其ニ慰トシモハ無ケレ共、明ヌ暮ヌトセシ程ニ、故殿失サセ給シカバ、此時コソ限成ケレト思シヲ、左衛門督殿、未稚ク御座シカバ、故殿ニ後レ進ラセテ如何カセント存候ダニモ爲方モ候ハヌニ、一度ニ二人ニ後レン事ヨト、餘リニ被仰シカバ、現又難見捨思進ラセテ有シ程ニ、又督殿失給シカバ、誰ヲ可馮方方モナク成ハテ、鎌倉中ニ怖カラヌ者モナク思沈ミシカ共、故大臣殿ノ今ハ賴母敷方モナク、孤ト成テ候ヲ、爭デカ御覽ジ捨ラレ可候、何レカ御子ニテ候ハヌト、長シク嘆キ被仰シカバ、現ニ痛敷テ空ク明シ昏候ニ、大臣殿失サセ給シカバ、是コソ（身ノ）限ナレ、何ニ命ノ存ヘテ、侈ル浮身ノ報ヒニ重テ物ヲ歎ラン、如何ナル淵河ニ身ヲ（モ）投、空ク成ント思立シニ、權大夫、後レテ空クナラセ給ナバ、鎌倉ハ鹿ノ栖カト成果テ亡ビナンズ、三代將軍ノ後生ヲモ、誰カ訪ヒ可進候、眞ニ思召立セ給テ、先義時御前ニテ自害ヲシ、御供可仕カト、夜晝立モ不去、樣々ニ歎カセ給シ間、實ニ代々將軍ノ後生ヲモ誰カ訪ヒ奉ルベキト思フ程ニ、今日迄難面存ヘテ、係ル憂事ヲ見聞事コソ悲ケレ、日本國ノ侍共、昔ハ三年ノ大番トテ、一期ノ大事ト出立、郎從眷屬ニ至迄、是ヲ晴トテ上リシカ共、力盡テ下ル時、手ヅカラ自ラ、蓑笠ヲ首ニ掛、カチハダシニテ下リシヲ、故殿ノ哀レマセ給ヒテ、三年ヲ六月ニ縮メ、分々ニ隨テ被支配、諸人扶カル樣ニ御計ヒ有テ、是程御情深ク亘ラセ給シ御志ヲ忘レ進ラセテ、京方ヘ參ラン共、又留テ御方ニ候テ奉公仕ラン共、只今タシカニ申切トゾ宣ヒケル。是ヲ奉テ有トアル大名・小名、皆袖ヲ掩ヒ涙ヲ流テ申ケルハ、無心鳥類獸迄モ人ノ恩アル事ヲ不忘トコソ承レ、增テ申候ハンヤ、代々御恩ヲ罷蒙ヌル上ハ、被向候ハン所迄ハ相向ヒ、如何ナラン野ノ末道ノ邊迄モ、都ヲバ枕トシ關東ヲバ跡ニシテ、尸ヲ曝ス身トコソ罷成候ハンズラメ、爭デカ僞ヲ可申トテ、各歸ヌ。明ル廿日ノ早天ニ、權大夫ノ許ヘ、又大名・小名聚リテ、軍ノ僉議評定有ケルニ、武藏守被申ケルハ、是程ノ御大事無勢ニテハ如何カ有ベカラン、兩三日

関東勢揃へ

モ被延引候テ、片田舎ノ若黨・冠者原ヲモ召具候バヤト被申ケレバ、權大夫大ニ瞋リテ、不思議ノ男ノ申樣哉、義時ハ君ノ御爲ニ忠耳有テ不義ナシ、人ノ讒言ニ依テ朝敵ノ由ヲ被仰下上ハ、百千萬騎ノ勢ヲ相具タリ共、天命ニ背奉ル程ニテハ、君ニ勝進ラスベキカ、只果報ニ任スルニテ社アレ、一天ノ君ヲ敵ニ請進ラセテ、時日ヲ可移ニヤ、早上レ疾打立ト宣ケレバ、其上ハ兎角申ニ不及、各宿所々々ニ立歸リ、終夜用意シテ、明ル五月廿一日ニ由井ノ濱ニ有ケル藤澤左衞門尉清親ガ許ヘ門出シテ、同廿二日ニゾ被立ケル。一陣ハ相摸守時房・二陣武藏守泰時・三陣足利武藏前司義氏・四陣三浦駿河守義村・五陣千葉介胤綱トゾ聞ヘシ。此人々ニ相具ラル、兵ニハ、城入道・毛利藏人入道・少輔判官代・駿河次郎・左原次郎左衞門尉・同三郎左衞門尉・同又太郎・天野左衞門尉・狩野介入道・後藤左衞門尉・小山新左衞門尉・中沼五郎・伊吹七郎・宇都宮四郎・筑後太郎左衞門尉・葛西五郎兵衞尉・角田太郎・同彌平次・相馬三郎父子三人・國分三郎・大須賀兵衞尉・佐野小次郎入道・同七郎太郎・同八郎・伊佐大進太郎・江戸八郎・足立三郎・佐々目太郎・階見太郎・早川平三郎、サテハ奥ノ岳ノ嶋橘左衞門尉・丹・兒玉ヨリ以上猪俣、相摸國ニハ本間・澁谷・波多野・松田・河村・飯田・成田・土肥・土屋、伊豆國ニハ伊藤左衞門尉・宇佐美五郎兵衞・同與一、駿河國ニハ奥津左衞門尉・蒲原五郎・屋氣九郎・宿屋次郎、是等ヲ始トシテ十萬餘騎ニテ上ケリ。東山道ノ大將軍ニハ武田五郎父子八人、小笠原次郎父子七人、遠山左衞門尉・諏訪小太郎・伊具右馬允入道軍ノ撿見ニ被指添タリ、其勢五萬餘騎。武部丞朝時四萬餘騎相具シテ北陸道ヘゾ向ケル。東海道十萬餘騎、東山道五萬餘騎、北陸道四萬餘騎、共ニ三ノ道ヨリ十九萬餘騎ゾ上セラレケル。鎌倉ニ留マル人々ニハ、大膳大夫入道・宇都宮入道・葛西壹岐入道・隼人入道・信濃民部大輔入道・隱岐次郎左衞門尉是等也、親上レバ子ハ留マリ、子上レバ親留マル、父子兄弟引分上セ留ラル、謀コソ怖シケレ。討手ノ輩五月廿二日方々ヘ向フ。同廿七日院宣御使推松ヲ辛フ被戒テ、人ニ被預シヲ、權大夫ノ前ニ召出シテ、汝歸參シテ申サンズル樣ハ、義時昔ヨリ君ノ御爲ニ忠義有テ無不義、然ルヲ讒奏スル者候テ、勅勘ノ身ト罷成候上ハ、兎角申ニ不及、軍御好ナレバ、舍弟時房子ニテ候泰時・朝時是等ヲ始メテ、東海道十萬餘騎、東山道五萬

推松歸京

餘騎、北陸道四萬餘騎、十九萬餘騎ヲ進ラセ候、是等ニ軍能サセテ御見物可有候、猶不飽足思召候バ、三郎重時・四郎政村是等ヲ先トシテ、廿萬騎ヲ相具シテ、義時モ急參ラント(上洛仕イ)スルニテ候ト申セトテ、被進出ヌ。推松院宣ノ御使トテ關東ヘ下リナバ、大名共ニ被賞翫テ、馬鞍被引德付テ上ラントコソ思ヒシニ、德迄ハ無ク、係ル辛キ目ニ逢ツル事ノ悲シサヨ、去共命ノ生タルゾ不思議ナルト思テ、泣々上リケルガ、抑我ガ首ハ本ノ如ク付タルヤラン、現我ハ元ノ身ニテ行ヤラン、現共不覺シテ、常ニ首ヲ操リ足ヲ探リ、夢路ヲ行心地ヲシケレ共、一両日過テ社夜ノ明ル心地シテ、眞ニ頸モ手足モ無恙ケリ(ト)不思議ニ覺ヘテ、ウカリシ鎌倉怖敷イトゞ後ロニ遠ザカラント、夜ヲ日ニ繼デ急上リケル程ニ、五月廿七日ノ午刻ニ鎌倉ヲ出デ、六月一日ノ午刻ニ都賀陽院殿ヘゾ走リ著。公卿・殿上人、推松參タリ、如何ニ義時ガ首ヲバ誰カ取テ進ラスルゾ、關東ニハ合戰スルカ、タテアフカ、如何ニ〳〵ト口々聲々ニ被問ケレ共、ウツ伏涙ニ咽ンデ物モ不申。餘ニ道ノ苦シサニ、哭(啼ゲニ候トイ)トコソ人々笑アヘリ。良久有テ、推松涙ヲ拭ヒ心ヲ靜メテ申ケルハ、五月都ヲ出テ罷下候、同十九日ノ午刻ニ、鎌倉近キ片瀨ト申所ニ著テ候シニ、平九郎判官ノ使ハ案内者ニテ、先樣ニ鎌倉ヘ入テ、駿河守ニ文ヲ付テ候ヘバ返事ヲバセズ、軈テ權大夫ノ見參ニ入テ候ケル程ニ、鎌倉中以外ニ馳騷ギ候事、申計モ不候、是モ鎌倉ヘ軈テ罷入候シカ共、人ノ足モ早ク聞ヘ、忿々敷候間、如何樣ニモ子細ノ有ルニ社(コソ)ト存候テ、トアル所ニ立入テ、指モ出ズ候シ程(處イ)ニ、鎌倉中委ク(セバシトイ)被尋候間、葛西ノ谷ヨリ渡シ被出、引張先ニ立テ權大夫ノ御前ヘ參テ候シカバ、院宣被奪取候ヌ。軈テ推松ハ人ニ被預テ候間、只今ヤ被切ト心ノ隙ナク思ヒシニ、同廿七日ニ又權大夫ノ前ニ召出シテ、申セト候ツルハ、東海道十萬餘騎、東山道五萬餘騎、北陸道四萬餘騎、三ノ道ヨリ十九萬餘騎ヲ進ラセ候、東山道・北陸道ハ不見候、海道十萬餘騎鎌倉ヲ出候シ日ヨリ、一段モ馬ノ足ノ雙バズト云所ナク、一町共旗ノ手ノ靡ヌ所ハ不候、ヒシト續キテ候ガ、何樣百萬餘騎(騎イ)モ候ヤラント申ケレバ、公卿・殿上人被笑ツルモ、皆青覺テ興ヲ失ヒ、如何ナルベシ共覺ヘヌ樣也。一院ヘラヌ體ニテ、ヨシ〳〵物ナ云ソ、武士共上ラン跡ニ、義時ガ首ヲバ取テ進ラスル者有ンズルゾト仰ケル。先討手ヲ可被向トテ、宇治・勢多

三浦筑井四郎太郎討死ス

ノ橋ヲヤ可レ被レ引、尾張河ヘヤ向ルベキ、尾張河破レタラン時コソ、宇治・勢多ニテモ防レメ、尾張河ニハ九瀬有ナレバ〔トテ〕各分チ被遣。大炊ノ渡ヘハ、駿河大夫判官・糟屋四郎左衛門尉・筑後太郎左衛門尉・同六郎左衛門〔尉〕是等ヲ始トシテ、西面者共二千餘騎ヲ被二差添一。鵜沼ノ渡ヘハ美濃目代帯刀左衛門尉・川瀬(神土イ)藏人入道親子三人、是等ヲ始テ一千餘騎ゾ被レ向ケル。板橋ヘハ朝日判官代・海泉太郎其勢一千餘騎ゾ向ハケレル。氣瀬ヘハ富來次郎判官代・關左衛門尉一千餘騎ニテゾ向ケル。大豆渡ヘハ能登守秀康・平九郎胤義・下總前司盛綱・安藝宗内左衛門尉・藤左衛門尉、是等ヲ始トシテ一萬餘騎ニテゾ向ヒケル。食ノ渡ヘハ阿波太郎入道・山田左衛門尉五百餘騎ニテ向フ。稗島(ニイ)ヘハ矢野次郎左衛門・原左衛門・長瀬判官代五百餘騎ニテ向ケリ。墨俣ヘハ河内判官秀澄・山田次郎重忠一千餘騎ニテ向。市河前ヘハ賀(加カ)藤伊勢前司光定五百餘騎ニテ向ケル。以上一萬七千五百餘騎、六月二日ノ曉各都ヲ出デ、尾張〔河〕ノ瀬々ヘトテゾ急ギケル。東海道ノ先陣相摸守、遠江ノ橋本ニ著ケルニ、十九騎連レタル勢ノ高志山ヘ入ヌト申ケレバ、相摸守如何ナル者ナレバ先陣ヲ越テ先様ニ通ル哉覽(ヤラン)、遠江國住人内田四郎ガ申ケルハ、駿河守殿已ニ敵大勢ニ紛テ如何樣ニモ通ル事モ有ンズルゾト宣ヒツル也。相摸守サル事モヤ有ン、サラバ各追懸テ敵カ御方カ尋聞、敵ナラバ討テ被レ進ヨトゾ仰ケル。内田四郎・同六郎・新野右馬允、是等ヲ始トシテ、六十餘騎追懸タリ。十九騎續(連イ)ヒタル勢、高志山ヲモ馳過テ、宮路山ヘ打懸リ、音羽河ノ端ニ下立テ、今ハ去共續ク敵ヨモ非ジトテ、馬ノ足ヒヤサセ(冷イ)テ片ナル(片々イ)岳ニ扇開キツ〔カ〕フテ休ケル處ニ、内田ノ者共馳來テ、谷ヲ隔テ控ヘ宛、使者ヲ以テ申ケル(イハセイ)ハ、如何ナル人ナレバ先陣ヲ越テ通リ給フゾ、敵カ御方カ承レトテ、相摸守殿ノ御使ニ、遠江國住人内田者共ガ參テ候也ト云スレバ、實ト候、下總守ノ緣者(族イ)ニ三浦筑井四郎太郎ト申者ニテ候、坂東ニ用事ノ有テ下候ツルガ、都ニ事出來タルト承テ、大勢ニ交リテ上リ候ツルニ、被二見付一進ラセ候ケリ、運ノ究ル所不レ及レ力、只一人モ蓬キ(キタナ)死ハ仕間敷キ物ヲ、各相近ニ寄ヨト被レ申ケレバ、内田ノ者共六十餘騎ニテ押寄タリ。筑井トアル小家ニ走入テ、四方ノ垣切テ押立、六人楯籠テ矢束ネトイテ推クツロゲ、指攻々々是ヲ射ル。内田ノ者共谷ヲ隔テ、扣ヘタルガ、被二射落一者モア

リ、目ノ前ニ疵ヲ蒙リ失レ命者數多アリ。筑井矢種少ナク射成シテ、今ハ如何ニセン、可二打勝一軍ニモ非ズ、サノミ罪造テモ無レ詮、イザヤ思切ントテ、後見安房郡司ト差違テゾ臥ニケル。殘四人モ同ジク指違テケリ。十三騎ノ郎等共、アル岨ヲ打下リテ大道ニ著ントシケルヲ、敵ニ落ルカト言ヲ被レ懸テ、主ノ死ル所ニテ死ナデ落ル樣アルカ、軍センズル爲ニ社(コソ)トテ引立タル馬ナレバ、ヒタ〳〵ト打乘テ、十三騎轡ヲ雙ベテ大勢ノ中ヘ喚テ懸入、一騎ニ(二三騎)四五騎推雙々々組ケレバ、(心ハ猛ク思ヘ共)、無勢多勢ニ可レ勝樣無シテ、皆々被二討取一ヌ。十九騎ガ首ヲ本野ガ原ニゾ懸タリケル。次ハ相摸守被レ通ケルガ是ヲ見テ、十九騎ト聞ヘツルガ一人モ不レ落ケルヤ、哀レ能カリケル者共哉、(御)大事ニモ値ヌベカリケル物ヲ惜ヒ者共ヲトテ各歎惜ミ、阿彌陀佛ト申テ通リケリ。六月五日辰時ニ尾張ノ一宮ニ著テ、軍ノ被二手分一ケリ。大炊ノ渡ヘハ東山道ノ手、定テ向ハンズレバトテ、鵜沼ノ渡ヘハ毛利藏人入道、板橋ヘハ狩野介入道、氣ガ瀨ヘハ足利武藏前司、大豆ノ渡ヘハ相摸守時房、墨俣ヘハ武藏守・駿河守殿被レ向ケル。東山道ニ懸テ上ケル大將、武田五郎父子八人・小笠原次郎親子七人・遠山左衞門尉・諏訪小太郎・伊具右馬入道・南具太郎・淺利太郎・平井三郎・同五郎・秋山太郎兄弟三人・二宮太郎・星名次郎親子三人・筒井次郎(突イ)・河野源次郎・小柳三郎・西寺三郎・有賀四郎親子四人・南部太郎・逸見入道・轟木次郎・布施中務丞・甕中三・望月小四郎・同三郎・禰根(津イ)三郎・矢原太郎・鹽川三郎・小山田太郎・千野六郎・黑田刑部丞・大籬六郎・海野左衞門尉、是等ヲ始トシテ五萬騎、各關ノ太郎(眞イ)ヲ馳越テ陣ヲトル。其中ニ武田五郎、國ヲ立家ヲ出ル日(ハ)十死一生ト云フ惡日也。跡ニ留ル妻子ヲ始トシテ、有ト有者今日計ハ留ラセ給ヒテ、明日立セ給ヘカシト申ケレ共、武田五郎何條サル事ノ可レ有ゾ、喩バ十死一生トハ、多ク出デ少ク歸ルト云事ナリ。軍ニ出ルヨリシテ再ビ可レ歸トハ不レ覺、是コソ吉日ナレトテ、軸テ打立ケリ。市原ニ陣ヲ取時ニ、武田・小笠原兩人ガ許ヘ、院宣ノ御使三人迄被レ下タリケリ。京方ヘ參ト也。小笠原次郎武田ガ方ヘ使者ヲ立テ、如何ガ御計ヒ候ゾ、長清(ハ)此(御)使切ントコソ存候ヘ、信光モ左樣存候ヘトテ、三人ガ中二人ハ切テ、一人ハ此樣ヲ申セトテ追出ケリ。武田五郎子共ノ中ニ憑タリケル小五郎ヲ招テ、軍ノ習ヒ親子ヲモ不レ顧、增テ一門他人ハ

關東勢軍手分ヲナス

大炊渡ノ戰

不レ及レ申、一人抜出テ前ヲ懸、我高名セント思フガ習ナリ、汝小笠原ノ人共ニ不レ被レ知シテ抜出テ、大炊ノ渡ノ先陣ヲセヨト思ハ如何ニ、誰モ左社存候ヘトテ、一二町抜出デ、野ヲ分(踏ムイ)ル様ニテ、其勢廿騎計河縁ヘゾ進ケル。武田小五郎ガ郎等、武藤新五郎ト云者アリ、童名荒武者トゾ申ケル、勝レタル水練ノ達者也。是ヲ呼デ大炊ノ渡(ノ)瀬踏シテ敵ノ有様能見ヨトテ指遣ス。新五郎瀬踏シヲホセテ歸來テ、瀬踏コソ仕テ候ヘ、但河ノ西方岸高シテ、輙ク馬ヲアツカヒ難シ、向ノ岸(ニ)渡瀬七八段ガ程、菱ヲ種流シ、河中ニ乱株打、(綱ハエ)逆茂木引テ流シ懸、四五段ガ程(候シヲ)菱抜捨テ流シヌ、綱キリ逆茂木切テ、馬ノ上所ニハ誌シヲ立テ(候)其ヲ守〔ツテ〕渡サセ給ヘトゾ申ケル。武田小五郎先様ニ存知シタリケレバ河ノ縁ヘ進ム。武田ガ手ノ者信濃國住人千野五郎・河上左近二人打入テ渡ケルガ、向ノ岸ニ黑(黑羽イ)皮(革イ)威ノ鎧ニ月毛ナル馬ニ乘テ、クロッハノ矢負テ、塗籠籐ノ弓持タリケルガ、河ノ縁(端イ)ノ下ノ段(壇イ)ニ打下テ、向ノ岸ヲ渡(スハ)何者ゾ、是ハ武田小五郎殿ノ御手ニ、信濃國住人千野六郎・河上左近ト申者ト名乘ケレ(バ)、同國ノ住人大妻太郎兼澄也、眞ニ千野六郎ナラバ我等一門ゾカシ、六郎ハ諏訪大明神ニ免シ奉ル、河上殿ニ於テハ申承ジトテ、能引テ丁ト射ル。左近ガ引合ヲ篭深ニ射サセテ、倒ニ落テ流レケルニ、千野六郎是ニモ不レ臆、軈テ續テ渡シケレバ、千野六郎ハ元來(本ヨリイ)大明神ニ免シ奉ル馬ニ於テハ申受ントテ能引テ丁ト射ル。六郎ガ弓手ノ切付ノ後ロノ餘〔ヲ〕篭深ニ射サセテ、馬倒ニ轉ケレバ、太刀ヲ抜テ逆茂木ノ上ヘ飛立、歩行武者六人寄合テ千野六郎ハ討取ニケリ。同手ノ者常葉六郎、其モ大妻太郎ニ鎧ノ草摺ノ餘ヲ射サセ、舟ノ中ニ落タリケルヲ、先ノ六人寄合テ討ニケリ。我妻(吾イ)太郎・内藤八其モ被レ射テ流レニケリ。内藤八ハ眞甲ノ外レ射サセテ、血目ヘ流入ケレバ、後モ前モ不レ見、馬ノ頭ヲ下リ様ニ惡ク向テ、軈テ被レ卷沈ケルガ、究竟ノ水練成ケレバ、逆茂木ノ根ニ取付テ心ヲ沈メ思ケルハ、是程ノ手ニテヨモ死ナジ、物具シテハ助ラジ、此鎧重代ノ物ナリ、命生タランハ其時取ベシト思ヒテ、物具解、上帶ヲ以テ逆茂木ノ根ヲ岩ノ立添フタルニ纏ヒ付テ、向タル方ヘ這ケル程ニ、可レ然事ニヤ渡瀬ヨリ下人モナキ所ニ〔ハヒアガリタリ〕、腰ヨリ上ハ揚リテ後絶入ヌ、程經後生出タリ。京方ノ者共見付タリケレ共、死人流寄タリ

ト思ヒテ目モ不レ懸、其後緣者尋來リテ助ケル。後ニ水練ヲ入テ河底ナル鎧ヲ取タリケリ。（去程ニ）武田小五郎軈テ打入テ渡ケリ。伴フ輩ハ誰々ゾ、兄ノ惡三郎、弟ノ六郎・同七郎・武藤五郎・新五郎・內藤七・黑河內次郎・岩崎五郎、以上九人、是等ヲ始トシテ百騎ニ足ヌ勢ニテゾ渡シケル。　京勢放チケル矢雨ノ足ノ如ナレバ、或ハ馬ヲ射サセ、或ハ物具ノ間（スキイ）ニ射サセテ、河ヘ入、是ヲモ不レ顧、乘越々々渡シケル。武田五郎軈テ續ヒテ河端ニ打望テ、小五郎能コソ見ユレ、日來ノ言ニ（似セ）テ能ク振舞ヘ、敵ニ後ロヲ見セテ此方ヘ歸ラバ、人手ニ（ハ）掛間敷ゾ、只渡セ其ニテ死ネトゾ下知シケル。　小五郎元來（本ヨリイ）敵ニ目ヲ懸テ思切タリケル上、父ガ目ノ前ニテ角下知シケレバ、面モ不レ振戰ケル。小笠原次郎被レ出レ拔ケルゾト安カラズ思テ、打立テゾ渡シケル。京方各河端ニ歩（馳イ）向テ散々ニ戰ケレ共、東山道ノ大勢如ニ雲霞一打入々々渡シケレバ、力不レ及引退テ上ノ段ヘ打上ル。下ノ手ニ向タル者共手負（タル）馬共射捨（或ハイ）タル矢（ナド）西ノ岸ニ臨添フテ流ケレバ、御方ノ軍能ナリ破（弱シテイ）レニケレバ、東ノ大勢西ノ岸ニ著テケリ。左有バコソ手負（共）西ノ岸ニ臨添テ流ルラント思所ニ、大炊（アヤシミケルイ）ノ渡ノ京方破レ、大勢已ニ打入ト申ケレバ、鵜沼ノ渡ニ向タリケル。美濃ノ目代帶刀左衞門尉口惜事ト思テ、五十騎計ニテ馳來ル中ニ隔タリ、七八度ガ程取テ返シ〳〵戰ケレ共、其モ終ニハ可レ叶モ無レバ引退。美濃國住人蜂屋冠者モ引退ケルガ、信濃國住人伊豆次郎（爾イ）ニ被レ組落テ被レ討ケリ。筑後六郎左衞門尉黑皮威ノ鎧ニ赤母衣懸テ、白月毛ナル馬ニ乘テ落行ケルヲ、武田七郎蓬（キタ）ナシ餘ス間敷ゾトテ追懸タリ。六郎左衞門尉取テ返ス、御所燒ト云フ聞ユル太刀ヲ帶タリケリ。御所燒トハ次家・次延ニ作ラセテ、君御手ヅカラ燒セ給ケリ。公卿・殿上人・北面・西面ノ輩、御氣色好程ノ者ハ、皆給テ帶ケリ。筑後六郎左衞門尉都ヲ出ケル時、今度帶トテ給ケリ、只今其太刀ヲゾ帶タリケル。武田七郎押雙タル所ヲ、拔打ニ馬ノ首手綱添テフツト切テゾ落シタル。　武田鎧ヲ越テヒラ（リ）ト下タツ、此間ニ筑後六郎左衞門尉（落）延ニケリ。　武田七郎馬ハ被レ切ヌ、乘替ハナシ、（イカヾセント）四方見廻シケレバ、敵・御方ハ不レ知、馬共イクラモ放レテ走散ケル中ニ、白蘆毛ナル馬ノ轡モ無ガ出來タリケルヲ、雜色・下人寄合テ是ヲ取テゾ乘タリケル。　又京方ヨリ大竹小太郎家任トテ喚テ出來タリ、信濃國

御所燒ノ由來

住人岩間（手イ）三郎親子向様ニ歩マセケルガ、如何ニ大竹殿カ、哀レアシク計ヒ給フ者カナ、ワ殿ハ元ハ武藏國住人ゾカシ、今コソ京方ヘモ參給タレ、其モ關東ヨリ進ラセタ（レバ力ナシ）侍ハワタリ物、草ノ靡ニ社（コソ）ヨレ、今日有事（間イ）モ無物ヲ能計ヒ給ハデト云バ、眞ニモトヤ思ヒケン、扣テ案ズル所ヲ、岩手（間イ）父子押雙ベテ、組取テ引張、大力トハ云ヘ共、指殺シテ首ヲ取。此大竹小太郎ト申ハ、關東ヘ侍ノ相撲取テ健力ナラン者ヲ被ㇾ進ヨト、院ヨリ被ㇾ召シカバ、岳部（岡イ）右馬允（鬼尉イ）五郎ト、此大竹トヲ（撰バレテ參リケリ二人イ）並ベテ何レ共有ナン、（シタ、カ者ナリイ）サレ共力ハ猶大竹ニテコソ有メトテ被ㇾ進タリ。元ハ家光ト名乘ケルヲ、西面ニ被ㇾ召テ、院ノ家任トハ付サセ給タリケリ。京方大妻太郎・中三郎・小嶋四郎、三騎連テ落行ケルガ、大妻太郎ガ申ケルハ、我ハ痛手負タリ、敵ニ姿ヲ見ヘジト思程ニ、山ヘ入テ自害ヲセンズルナリ、ワ殿原ハ手モ負不ㇾ給、大豆渡ニ行向テ、軍ノ樣ヲモ披露シ給ヘ、君軍ニ勝セ給バ、京ニ二ツニナル男子ヲ持タリ、是ニ勳功申宛給ヘトテ、山ノ方ヘ馳ケルガ、死モヤシケン、後ニハ行末モ不ㇾ知。中三郎・小嶋四郎大豆渡ニ行向テ、此由申ケレバ、人々アザミ合色ヲ失フ。平九郎判官已（扨モイ）ニ大炊渡破ル、事コソ

胤義大炊渡ニ向ハントス

大豆渡ノ合戰

安カラネ、胤義罷向テ一軍セントテ、下總前司・安藝宗内左衞門尉・伊藤（東イ）左衞門尉ヲ始トシテ五百餘騎、大炊渡ヘトテ打向。能登守被ㇾ申ケルハ、已ニ大炊渡破レテ、東山道ノ大勢打入タリ、後ロヲ被ㇾ推隔ㇾ中ニ被ㇾ取籠ㇾ（テハ）勇々敷大事也、平九郎判官殿宣フハ事可ㇾ然共不ㇾ覺、君モ尾張河破レ（ナ）バ引退テ宇治・勢多ヲ防ゲトコソ被ㇾ仰下（ノ仰コソイ）ㇾ候シガ、秀康ニ於テハ罷上ル成トテ引退ク。平九郎判官口惜ハ思ヘ共、宗徒ノ者共角云間、力不ㇾ及引（レ）テ落行ケリ。大豆渡ヘハ相摸守・足利武藏前司被ㇾ向タリケルニ、足利小太郎兵衞・阿曾沼小次郎近綱ヲ始トシテ、各河ヲ渡ス。京方宵ニ皆落タリケレバ屋形ハ殘（斗イ）テ主モナシ、敵無シテ軍ヲセヌ事ヲ無念ニ思ヒテ、敵ノ香ニ逢ント（有ケリ勇ミ進ンダル寄手共イ）向フ輩誰々ゾ、伊具六郎有時・善左衞門太郎・奥岳嶋橋左衞門・山田五郎兵衞入道・紀伊五郎兵衞入道・阿保刑部丞・由良左近・青木兵衞（尉）・新開兵衞小次郎・目黑太郎・佐賀羅三郎・加地丹内・同中務（丞）、是等ヲ始トシテ、敵ノ香ニ合ント（近着イ）道ヲバ除テ進行。美濃國筵田ト云所ニテ、京方少々返合セ戰ケリ。坂東ノ兵共、願所ニテハ有、悦ヲ成テ責戰フ。京方落武者ニテハ有、組落シ〳〵被ㇾ討ニケリ。去バ獨シテ頸ノ二三取

杭瀬河ノ戰

ヌハ無ケリ。被討殘テ落行ケル勢ノ中ニ、山田次郎申ケルハ、打手ニ被向タル者共ノ尾張川ニテモ有ル耻矢ノ一モ不射、道ノ程(モ)甲斐々々敷軍モセデ(落行)、君ノ御尋有ンニハ、何トカ答可申、サレバ重忠ハ一軍セント思也トテ、杭瀬河ノ西ノ端ニテ九十餘騎ニテ扣タリ。奥岳嶋橘左衞門三十餘騎ノ勢ニテ馳來レバ、御方ヲ待カト覺敷テ、河モ不渡、軍モセズ。去程ニ御方ノ勢少々馳著タリ、河ノ端ニ打立テ向ノ岸ナルハ何者ゾ、敵カ御方カ(ト問)、山田次郎御方ゾ、(又)御方ハ誰ゾ(ト問)、誠ニハ敵ゾ、敵キハ誰ゾ、尾張國住人山田次郎重忠也、サテハ(ヨキ敵也)トテ矢合スル程社(コソ)アレ、打潰テ渡シケリ。山田次郎ガ郎等共、水野左近(丞)・大金太郎・大田(太イ)五郎兵衞(尉)・藤兵衞(尉)・伊預坊・荒左近・兵部坊、是等ヲ始トシテ、九十餘騎河ノ端ニ打下テ、散々ニ戰フ。其中ニ大弓精兵數多有シカバ、河中ニ射被レ浸流ル、者モアリ。痛手負テ引退者モアリ。(左右ナク渡シエザリケリ)其中ニ加地丹内(ト名乘テ)渡シケルガ、鞍ノ前輪鎧コメ尻輪(後イ)ニ被射付テ、暫シハ保テ見ヘケルガ、後ニハ眞倒ニ落テゾ流ケル。佐賀羅三郎(モ)眞甲ノ餘ヲ射サセテ(ラレイ)引退ク。波多野五郎(ト名乘テ

高枝次郎ノ奮戰

渡シケルモ)、尻モナキ矢ニテ、其モ眞甲(向イ)ノ餘ヲ射サセテ引退ク。(カヽル所ニ)大將軍武藏守河端ニ打立(馳イ)テ軍ノ被下知ケレバ、手負共各參テ見參ニ入。誠由々敷ゾ見タリケル。薄手負タル者共、矢折懸テ臆タル氣色モナク渡シケリ、被レ討ヲモ不レ顧、乘越々々渡ス。東國ノ兵共如雲霞續キケレバ、暫戰フテ山田次郎颯ト(爰ヲセンドト防ケレ共不叶シテイ)引テゾ落行ケル。武藏國住人高枝次郎、河瀨ヲ渡シテ只一騎細繩手ニ懸リ、敵ニ向テ追懸テ行、七八騎有ケル勢取テ返シ、高枝ヲ中ニ取籠テ(散々ニ)戰フ。高枝次郎片足ヲ田ヘ蹈入、片足ヲバ繩手ニ跪デ被切伏ヌ。甲モ被打落テ痛手負テ横樣ニ臥タリケリ。敵一人寄合テ、取テ押ヘ首取ント仕ケル所ニ、東國ノ兵颯ト續タリケレバ首ヲモ不レ取、打捨テ落行ヌ。御方勢近ヅキテ見レバ鎧・物具・面モ朱ニ成テ、誰共不レ見、大將軍武藏守、アラ無慙ヤナ、此者、痛手負タリ、誰ゾト問給ヘバ、未死ヤラデ片息シタリケルガ、是ハ武藏國住人高枝次郎ト申者ニテ候(ト申)。武藏守(ウチ聞テ)不便ノ事ヤ、手ヲ能能見ヨ、甲被打落(トアリケレバ、人々走寄リテ見ルニ痛手ウス手廿三箇所キラレヌイ)テ頭ノ疵ヨリ物具ノ裾マデ大小ノ疵廿三箇所ゾ負タリケル。如何ニ(助カルベキカト心地ハ何ト問イ)(此手ニテハ可死カ、ヨモ)此手ニテハ死候ハジト申、如何カ可仕、道マデハ

伊佐三郎山田次郎ト討合フ

不レ叶トテ、御文遊シ御使一人添テ、其ヨリ鎌倉ヘゾ被レ下ケル。是ハ武藏國住人高枝次郎ト申者ニテ候、六月六日杭瀨河ノ軍ニ、手數多負候、道ニテハ如何ニモ療治難レ叶間進ラセ候、隨分忠ヲ致セシ者ニテ候ヘバ、相構テ々々扶カリ候樣ニ御計ヒ可レ有由、權大夫殿ヘゾ被レ申ケル。去程ニ京方落行ケルヲ、各追懸々々行程ニ、伊具六郎有時ガ手者伊佐三郎行正、山田次郎ヲ目ニ懸テ行程ニ、彼方ノ端モ此方ノ岸モ草ハ生ヒ茂リ、河ノ底モ見ヘザルニ、馬ノ尻足蹈外シテ倒ニ歸リケレバ、山田次郎堀ノ底ニゾ下立タル。伊佐三郎馳寄テ、如何ナル者ゾ、山田次郎重忠ゾカシ、ワ君ハ誰ゾ、伊佐三郎行正ト名乘、鐙ヲ越テ落合テ底ノ堀ニテ引組間、敵御方是ヲ不レ知、山田次郎乘替下人モナシ、伊佐三郎雜色一人具シタリ。主ガ軍セバ寄テ手傳モセズ、打合時ハ立ノキ見物シ、戰疲レテ休時ハ寄テ傍ニ居ル、角スル事三度ニ及ベリ。（カヽリケル處ニ）山田ガ郎從藤兵衞尉落行ケルガ、偖モ我主ハ何ト成給ヒケント思テ、取テ返シ見ケレバ、底ノ堀ニ太刀打ノ音シケリ、打寄テ窺ヘバ主君也、是ニ御座ケル物ヲト思テ、馬ヨリ飛ヲリ、主ヲ己レガ馬ニ搔乘（ヤ藤兵衞コソ參テ候ヘトテイ）テ落（セ堀ヨリ上ライ）ントス。伊佐山田ガ甲ノシコロヲ爾ンデ引タリケレ共、大力ナレバ甲ノ緒ヲフツト引切テ、山田ハ延（留イ）ヌ。伊佐（落行イ）山田ヲ被打取（留イ）ヌハ遺恨ナレ共、甲馬鞍（ノシコロイ）ヲ奪留タレバ、伊佐ガ高名トゾ申ケル。山田次郎落行ケルニ、美濃小關ニテ高キ梢ニ旗ヲ結付テゾ落行ケリ。是ハ爰ニ敵有ト思ハセンガ爲ナリト覺ヘタリ。東山（東海）（兩）道ノ大勢一ニ成テ上リケレバ、野モ山モ兵共充滿シテ幾千萬ト云數ヲ不レ知。野上・垂井ニ（暫ク）陣ヲ取テ駿河守軍ノ手分ヲセラレケルハ、相摸守殿ハ勢多ヘ向ハセ御座候ヘ、御供ノ瀨ヘハ武田五郎被レ向候ヘ、宇治ヘハ武藏守殿向ハセ給ヒ候ヘカシ、芋洗ヘハ毛利藏人入道殿向ハレ候ベシ、義村ハ淀ヘ罷向候ハント申セバ、相摸守殿ノ手者本間兵衞尉忠家進出テ申ケルハ、哀レ駿河守殿ハ惡ウ被レ申物哉、相摸（守）殿ノ若黨ニハ、軍ナ仕ソト存テ被レ申候カ、駿河守（義村聞テイ）此事コソ心得候ハネ、義村昔ヨリ御大事ニハ度々逢テ、多ノ事共見置テ候、平家追討ノ時、關東ノ兵共被差上候ヒシニ、勢多ヘハ（大手ナレバトテ）三河守殿向ハセ御座セ、宇治ヘハ（搦手ナレバ）九郎判官殿向ハセ給ヒ、上下ノ手雖レ同、三河守殿勢多ヲ渡シテ、平家ノ都ヲ追落シ、輙ク軍ニ打勝セ給フ、是ハ先規モ御吉例ニテ

關東勢再ビ戰ノ手分チナス

北陸道軍ノ戰況

候ヘバト存テコソ、加様ニハ申候ヘ、爭カ軍ナ仕ソト思ヒテ角ハ可ニ申候一、加様ニ被レ申條、存外ノ次第ニ候、勢多ヘハ敵ノ向フ間敷ニテ候歟、軍ハ何クモヨモ嫌ヒ候ハジ、只兵ノ心ニゾ可レ依ト申ケレバ、本間兵衞尉始ノ申狀ニハ、由々敷聞ヘツレ共、兎角申遣タル方モナシ。武藏守泰時ハ駿河守ノ議ニ被一同ゼ一、其時ニ被レ申ハ、宇治ヘ向ハンズル人々ハ被レ向候ベシ、但式部丞北陸道ヘ向ヒ候シガ、道遠ク極タル難所ニテ、未著タリ共聞ヘ候ハズ、都ヘ責入ン日、一方透テハ惡カリナン、小笠原次郎殿北陸道（路ヨリ罷上ラレ候ヘト仰遣サレ、尤ニ候ト申ケレバ、尤可レ然トテ小笠原承テ今度）山道ノ惡所ニ懸テ馳上候ツル間、（殊サラ）關太良ニテ馬共乘疲ラカシ、肩背膝カケ爪ヲカヽセテ候、又大炊渡ニテ若黨共手負テ候ヘバ、（無勢旁以）叶ハジト申ケレバ、武藏守只向ハセ給ヘ、勢ヲ付進ラセントテ千葉介殿・筑後太郎左衞門尉・中沼五郎・伊吹七郎、是等ヲ始テ一万餘騎被レ添ケレバ、小關ニ懸リテ伊吹山ノ腰ヲ過、湖ノ頭ヲ經テ西近江北陸道ヘゾ向ケル。（去程ニ）式部丞朝時ハ、五月晦日越後國府中ニ著テ勢汰アリ、枝七郎武者、加地入道父子三人・大胡太郎左衞門尉・小出四郎左衞門尉・五十嵐黨ヲ具シテゾ向ケル。越中・越後ノ界ニ蒲原ト云（難）所アリ。一方ハ岸高クシテ人馬更ニ難レ通、一方荒磯ニテ、風烈キ時（ハ）船路心ニ不レ任、岸ニ添タル岩間ノ道ヲ傳フテトメ行バ、馬ノ鼻五騎・十騎雙ベテ通ルニ不レ能、僅ニ一騎計通ル道也。市降淨土ト云所ニ、逆茂木ヲ引テ宮崎左衞門堅メタリ。上ノ山ニハ石弓張立テ、敵寄バ弛シ懸ント同意シタリ。人々如何カ可レ爲トテ、各區ノ議ヲ申ケル所ニ、式部丞ノ謀ニ、濱ニ幾等モ有ケル牛ヲ捕ヘテ、角先ニ續松ヲ結付テ、七八十匹追續ケタリ。牛續松ニ恐レテ走リ突ト下ケルヲ、上ノ山ヨリ是ヲ見テ、アハヤ敵ノ寄（來）ルハトテ、石弓ノ有限外シ懸タレバ、多ノ牛被レ打テ死ヌ。去程ニ石弓ノ所ハ無事故一打過テ、夜モ曙ニ成ケルニ、逆茂木近押寄テ見レバ、折節海面ナギタリケレバ、（賤木尻吹ノ）早雄ノ若者共汀ニ添テ、馬强ナル者ハ海ヲ渡シテ向ケリ。又足輕共手々ニ逆茂木取除サセテ通ル人モアリ、逆茂木ノ内ニハ、人ノ郎從ト覺シキ者二三十人カヾリ燒テ有ケルガ、矢少々射懸ルトイヘドモ、大勢ノ向ヲ見テ、（皆）打捨テ山ヘ逃上ル、其間ニ無事故一通リヌ。（又）越中ト加賀ノ堺ニ砥並山云所有。黑坂・志保トテ二ノ道アリ。

砥並山へハ仁科次郎・宮崎左衛門(尉)向ケリ、志保へハ糟屋有名左衛門・伊王左衛門向ケリ、加賀國ノ住人、林・富樫・井上・津旗、越中國住人野尻・河上・石黒ノ者共、少々都ノ御方人申テ防戰フ、志保ノ軍破ケレバ、京方皆落行ケリ。其中ニ手負ノ法師武者一人傍ラニ臥タリケルガ、大勢ノ通ルヲ見テ、是ハ九郎判官義經ノ一腹ノ弟、糟屋有名左衛門尉ガ兄弟、刑(部イ)喜坊現覺ト申者也、能敵ゾ打テ高名セバヤト名乘ケレバ、誰トハ不ㇾ知、敵一人寄合、刑(喜イ)部坊ガ首ヲ取。式部丞、砥並山・黒坂・志保打破テ加賀國ニ乱入、次第ニ責上程ニ、山法師美濃竪者觀賢、水尾坂ヲ堀切テ逆茂木引テ持懸タリ。(有トゾ聞エシイ)

一院日吉ヘ御行

承久記　下

去程ニ山田次郎重忠ハ、杭瀨河ノ軍破テ後、都ヘ歸參シテ事ノ由ヲ申ケルハ、海道所々被ㇾ打落、北陸道ノ勢モ都近ク責寄ト聞ヘシカバ、一院何ト思召分タル御事共ナク、六月九日酉刻ニ、一院、新院・冷泉宮引具シ進ラセテ、日吉ヘ御幸ナル。二位法印尊長ハ巴ノ大將ノ被ㇾ御供タリケルヲ、組落シテ打バヤト、頻ニ目ヲ懸ケ被ㇾ支度ケルヲ、子息新中納言申樣、尊長ガ大將ニ目ヲ懸參ラセ候ゾ、實氏死候テ後コソ如何ニモ成セ給候ハメトテ、中ニ押隔々々セラレケレバ、知レタリト思ヒテ左右ナクモ不ㇾ組。(角テ君ハ)東坂本梶井御所ヘ入セ給。天台座主參ラセ給テ、終夜御物語申サセ給ヒ、君ヲ守護シ奉候ハンズル大衆ハ、皆水尾崎・勢多ヘトテ馳向候ヌ、是ハ如何ニモ惡ク候ナント被ㇾ申ケレ共、今日ハ猶モ宇治・勢多被ㇾ堅テ被ㇾ御覽ヨト、謀叛結搆ノ公卿・殿上人・武士共各進メ申上ル。然ル間一日御逗留有テ、明ル卯刻ニ都ヘ還御、四辻

宮ヘ入セ給テ後ハ、四方ノ門ヲ被閉、兎角ノ儀モ不被仰。月卿雲客去ニテモ打手ヲ（義シテイ）可被向トテ、宇治・勢多方々ヘ分チ被遣。山田次郎（二イ）忠・山法師播磨竪者・小鷹助智坊・丹後是等ヲ始トシテ、二千餘騎ヲ相具シテ勢多ヘ向フ。能登守秀康・平九郎判官胤義・少輔入道親廣・佐々木彌太郎判官高重・中條下總守盛綱・安藝宗内左衛門尉・伊藤左衛門尉、是等ヲ始トシテ一萬餘騎供御瀬ヘ向フ。佐々木前中納言有雅卿・甲斐宰相中將範茂・右衛門佐朝俊、武士ニハ山城前司廣綱・子息太郎右衛門尉・筑後六郎左衛門尉・（中條彌二郎左衛門尉）、熊野法師ニハ、田部法印・十萬法橋・萬刧禪師、奈良法師ニハ土護覺心・圓音、是等ヲ始トシテ一萬餘騎、宇治橋ヘ相向フ。長瀬判官代・足立源左衛門尉、五百餘騎ニテ牧嶋（眞木イ）ヘ向フ。一條宰相中將信能・二位法印尊長、一千餘騎ニテ芋洗ヘ向フ。坊門大納言忠信、一千餘騎ニテ淀ヘ向フ。河野四郎入道通信・子息太郎、五百餘騎ニテ廣瀨ヘトテゾ向ヒケル。（○諸本以上ヲ上卷ニ入ル、）海道ノ先陣相摸守時房、同六月十二日勢多ノ橋近ク野路ニ陣ヲトル。早雄ノ者共河端ニ押寄テ見レバ、橋中二間引落テ搔楯搔、山田次郎（二イ）ヲ始トシテ、山法師大勢陣ヲ取。相摸守ノ手ノ者共階見太郎・佐

勢多橋ノ對陣

勢多橋合戰

々目（太郎）・早川重三郎（平イ）三人橋爪ニ押寄テ戰ケルガ、被射白テ引テ除。二番ニ江戸八郎・足立三郎・讃岐太郎、三人桁ヲ渡リケルガ（ヲ橋詰引結射ケル間イ）餘ニ強ク被射テ、二人共ニ引退ク。足立三郎鎧ハ能、橋桁ニ鎧打羽吹テ居タリケルガ、向ヨリ支テ射ケレバ、堪兼テ引退ク。三番ニ村山黨八人桁ヲ渡リケルガ、其モ餘ニ強ク被射テ引退。四番ニ二十人計伴タル兵、橋桁ヲ渡リテ、搔楯ノ斬端（際イ）ヘ責寄タリケルガ、餘ニ密ク射ケル間少々引退ク。其中ニ熊谷平内左衛門（尉）・久目左近・岩瀨（佐渡）左近・同五郎兵衛・肥塚〔平〕太郎・吉見十郎・子息小次郎・廣田小次郎（太イ）、太刀ヲ拔テ三ノ搔楯ヲ切破テ、鏃ヲ傾責ヨスル、山法師颯ト引テ除ニケル。山田次郎是ヲ見テ、郎從等荒左近ヲ使者ニテ、如何ニ大衆ハアレ程ノ小勢ニハ引セ給フゾ、返サセ給ヘ、後ロヲバ籠ント申ケレバ、播磨竪者引議ニテハ不候、帶クニテ社候（コソ）ヘトテ返合テ戰ケリ。山法師ハ徒歩ノ達者ナリ、其上大太刀・（大）長刀ヲ持テ重ク打ケレバ、武士ハ（寄手イ）心コソ剛ナレ共、小太刀ニテアイシラヒ戰程ニ、九人ガ中六人ハ搔楯ノ際ニ被切伏。平内左衛門尉是ヲ見テ、今ハ如何ニモ叶マジト思ヒテ、其中ニ宗徒ノ者ト見ヘケル播磨竪者ト組テ臥、平内

左衛門取テヲサヘテ首ヲ掻ントシケル所ニ、堅者ガ下人ノ法師寄合テ、長刀ヲ持テ平内左衛門尉ガ押付ヲ丁々ト二打三打健タカニ被打テ、傾ク様ニシケル所ヲ、山田次郎ガ郎従荒左近落合テ、平内左衛門ガ頸ヲ取。吉見十郎子息小次郎(二イ)ガ被切伏ケルヲ、肩ニ引懸テ河端迄延タリケル。後ヨリ餘ニ強射ケル間、子ヲバ河ヘ投入、我身モ河ニ飛入、水練ナリケレバ水ノ底ニテ物具脱捨、裸ニ成テ我方ヘ游ギ歸テ扶リケリ。今ハ久米左近一人殘リテ、身命ヲ捨戰ケル處ニ、ナラノ橋四郎・平五郎、橋桁ヲ渡テ續キタリケルヲ、乘越面ニ立ゾ戰ケル。爰ニ宇都宮四郎頼業、親ノ入道ヲ待トテ、大勢ニハ三日後タリケルガ、勢待付少々ノ者ヲバ打捨テ上ル程ニ、勢多ノ橋ノ戰第二番ノ時ニ、五十六騎ニテ馳著タル、橋上ノ軍ヲバセズ、橋ヨリ上一町餘引上テ陣ヲ取。向ヨリ敵ノ射矢ノ繁キ事雨ノ足ノ如。宇都宮四郎河端ニ打立テ、當ノ矢ヲ射所ニ、熊谷(小)次郎兵衛尉直鎮(家イ)・高田武者所馳來加リ戰フ(但イ)ニ、小次郎兵衛ハ遠矢不射、何トテ射ヌゾト人ニ被云テ、皆知シ召様ニ一谷ノ軍ニ、弓手ノ小腕ヲ射サセテ候間、遠矢ハ不仕得候トテ、敵ノ矢長ノトゾカヌ程ニ、馬共引除々ト扣サセテ、雜色・舍人

宇都宮四郎ノ事

共ニ敵ノ射捨タル矢共拾聚サセ、主々ノ前ニ打捨々々射サセケリ。熊谷次郎兵衛申ケルハ、一時ニ事非可限ニモ、各休給ヘトテ、河端近ク打臥様ニ鎧打羽吹テ皆臥タリ。去共猶敵ハ射止事ナシ。宇都宮四郎ガ臥タリケル甲ノ鉢ヲ射ツケテ、縫様ニ鉢付ノ板ニ健カニ射立タリ。白篦ニ山鳥ノ羽ニテハギタル矢誌シ仕タリケルガ、眞ニ大ナリケル。宇都宮四郎甲ノ鉢ヲ被射テ、不安思ヒ起揚テ見レバ、信濃國住人福地十郎俊政ト矢誌シアリ、十三束(二イ)三伏ゾ有ケル。宇都宮四郎頼成ト矢誌シタル、是モ十三束二伏有ケルヲ以テ、河端ニ立能引テ丁ト放ツ。川ヲ直違ヒ様ニ三町餘ヲ射渡テ、山田次郎ガ川端ニ唐笠指セテ軍ノ下知シテ居タリケルニ、危程ニゾ射懸タル、急ギ(山田イ)笠ヲ取セテ(上ノ)壇ニ上ル。水尾崎ヲ堅タル美濃ノ堅者觀源、舟ニテ漕來リ、河中ニテ是ヲ射ケリ。其中ニ赤絲威ノ鎧著タル男、殊ニ進ケルヲ、宇都宮四郎例ノ中差取テ番ヒ支ヘテ射ケレバ、頸ノ骨ヲ被射立モ不滯伏ニケリ。次ニ黑革威ノ鎧著タル法師武者、少モ不臆懸ル所ヲ二ノ矢番ヒテ射ケルニ、引合篦深ニ被射テ河中ヘ倒ニ入ニケリ。其後美濃ノ堅者モ引退ク。相摸守刑六兵衛ヲ召テ、此軍ノ有様ヲ

泰時岩橋ニ陣ヲ取ル

見ルニ、一日・二日ニ事行ベキ共不見、サレバ矢種ヲ盡シ左ノミ兵共打スベキニモ非ズ、且ク靜メバヤト思ハ如何ニト宣ヘバ、刑六兵衞河端橋爪ニ馳向テ、大將軍ノ仰ニテ候、暫軍ヲ靜メント呼リケレ共、仰ニモ不隨、猶モ名乘懸〳〵戰ケルガ、御使度度ニ及、高ラカニ罰ケレバ、番ヒタル矢ヲ弛シ、河端橋上ノ軍ハ留リケリ。爰ニ供御瀨ヘ、武田五郎入道（城入道）奉テ向ケルニ、何クヨリ來トモ不覺、上ノ山ヨリ大妻鹿一落テ來レリ。敵御方アレヤ〳〵ト騷グ所ニ、甲斐國住人平井五郎高行ガ陣ノ前ヲ走通ル。高行元來鹿ノ上手ニ聞ヘテハアリ、引立タル馬ナレバ、ヒタト乘儘ニ弓手ニ相付テ、上矢ノ鏑ヲ打番ヒ、且シ引テ走ラカシ、三段計ニ責寄テ、思白毛ノ本ヲ鏑ハ此方ヘ拔ヨト丙ト射ル。鹿矢ノ下ニテ轉ビケル弓勢、由々敷ゾ見ヘシ。武藏守供御瀨ヲ下リニ宇治橋ヘ被向ケルガ、其夜ハ岩橋ニ陣ヲ取。足利武藏前司義氏・三浦駿河守義村、是等ハ遠ク向候ヘバトテ、暇申テ打通ル。義氏ハ宇治ノ手ニ向ンズレ（バトテイ）共、栗籠山ニ陣ヲ取。駿河次郎同陣ヲ雙ベ取タリケルガ、父駿河守ニ申ケルハ、御供仕ベウ候ヘ共、權大夫殿ノ御前ニテ、武藏守殿御供仕候ハント申テ候ヘバ、暇給

駿河次郎ノ事

リテ留ランズルト申。駿河守如何ニ親ノ供ヲセジト云フゾ。駿河次郎（ニイ）サン候、尤泰村モサコソ存候ヘドモ、大夫殿ノ御前ニテ申テ候事ノ、空事ニ成候ハンズルハ、家ノ爲身ノ爲惡ク候ナン、御供ニハ三郎光村モ候ヘバ、心安存候ト申ケレバ、廷（サテ）ハ力不及トテ、高所ニ打上テ、駿河次郎（ニイ）ヲ招テ、軍ニハ兎コソアレ角コソスレ、若黨共餘ハヤリテ過マチスナ、河端ヘハ兎向ヘ角向ヘナド能々敎ヘテ、郎等五十人分付テ、被通ケリ。留マル家子ニハ、佐野與一（郎）等ニハ乳母子ノ小河太郎・同五郎・阿曾太郎（沼カ）・同次郎・山崎三郎・那波藤八是等也。其中ニ十四騎進デ申ケルハ、未案內知ラセ不給、我等モ存知セズ候、サレバ先樣ニ罷向候テ、事ノ體ヲモ窺ヒ見、河ノ有樣ヲモ存仕候ハン、又大雨ニテ候ヘバ御宿ヲモ取儲候ハントテ進行。是ハ海道尾張河ヨリ始テ所々ノ戰ニ、我等モ若黨モ甲斐々々敷軍セヌ事ヲ口惜思テ、今日相搆テ合戰ヲセヨトテ、內々心ヲ合セ指遣（イ）シケリ。其後駿河次郎雨ニ餘ニ濡タリケレバ、馬ヨリ下リ、物具脫カヘ腹帶シメ直シナド仕ケル所ニ、步徒人少々走歸テ、御前ニ進マレ候ツル殿原、ハヤ橋ノ際ヘ馳ヨリ、御手者名乘テ矢合シ、軍始テ候、某々手負テ候ト申ケレバ、小

宇治橋合戰

河太郎足利殿ニ此由ヲ申バヤト申。駿河次郎(二イ)暫シ申ナトテ、物具ノ緒ヲ縮、馬ニヒタト乘、轡取テ行時、ハヤ申セト云捨テ、急ギ駿河次郎宇治橋近押寄テ見ケレバ、現ニ軍ハ眞盛リナリ。馬ヨリ下橋爪ニ立テ、桓武天皇ヨリ十三代ノ苗裔、相摸國住人二浦駿河次郎(二イ)泰村、生來十八歳ト名乘テ、甲ヲバ脫デ投ノケ、指攻引攻射ケリ。乳母子ノ小河太郎甲ヲ取衣ケレバ、脫デハ捨〳〵、二度迄ゾ仕タリケル、是ハ矢强射ン爲也。小河太郎主ト同矢束ナリケルガ、始ハ大將强チ手下ル軍スル樣不ル候ト諫ケルガ、泰村ニ被ル射テ敵サハギ(騷チノ、クイ)各氣色ヲ見テ、左候ハヾ經景ハ射候ハデ、矢種ツクサデ射サセ進ラセントテ、雙テゾ立タリケル。向ノ岸ヘハ普通ノ矢長トゞクベシ共見ヘヌ所ニ、宗徒ノ人歟ト覺シキヲ、能引テゾ射タリケル。駿河次郎(二イ)支ヘテ射矢二ツ三ツ射被ル懸、幕ノ中騷アヘリ。急幕ヲ取テ向ノ堂ノ前ヘゾ除ニケル、後ニ聞ヘシハ、甲斐宰相中將也。向ノ岸ニ奈良法師・熊野法師數千騎向タル其中ニ、不動・金伽羅・勢多伽ノ二童子ヲ笠符ニ著タル旗共打立テ有ケルガ、河風ニ被ル吹テ靡ケルハ、實ニ恐敷ゾ見ヘタリケル。武藏前司義氏馳來リ相加テゾ戰ケル。駿河次郎手者共散々ニ戰ヒ、少々ハ手負テゾ引退ク。日モ暮行バ、武藏前司平等院ニ陣ヲトル。駿河次郎(二イ)モ同陣ヲゾ取タリケル。甲斐國住人室伏六郎ヲ使者トシテ、武藏守ヘ被ル申ケルハ、駿河次郎(二イ)ガ手者共早軍ヲ始テ少々手負候、義氏ガ若黨共數多手負候、日暮候間平等院ニ陣ヲ取候、京方向ノ岸ニ少々舟ヲ浮テ候、橋ヲ渡テ一定今夜夜討ニセラレヌト覺候、小勢ニ候ヘバ、御勢ヲ被ル添候ヘト被ル申ケル。武藏守ニハ如何ニ、明日ノ朝ト方々軍ノ相圖ヲ定ケルニ、定テハ人々油斷スベキ、若夜討ニセラレテハ口惜カルベシ、急ギ者共向ヘト宣ケレバ、平三郎兵衞尉盛綱奉テ馳參(廻イ)リ、相觸ケレ共、武藏守殿打立セ給時コソトテ、進者コソ無ケレ。去共佐々木三郎左衞門尉信綱計ゾ可ニ罷向一由申タリケル。六月中旬ノ事ナレバ、極熱ノ最中也、大雨ノ降事只車軸ノ如シ、鎧甲ニ瀧ヲ落シ、馬モ立コラヘズ、萬人目ヲ被ニ見擧一ネバ、我等賤キ民トシテ、忝クモ十善帝王ニ向進ラセ、弓ヲ引矢ヲ放ントスレバコソ、兼テ冥加モ盡ヌレトテ、進者コソ無ケレ。去共武藏守計ゾ少モ臆セズ、サラバ打立者共トテ、軈テ甲ノ緒シメ打立給ケリ。大將軍加樣ニ進マレケレバ、殘留人ハナシ。又夜中ニ宇治橋近押寄テ見レバ、

武藏前司平等院ニ陣ヲ取ル

駿河次郎昨日ノ軍ニ薄手負タル若黨共、矢合始メテ戰ケリ。武藏前司手者共同押寄雖レ戰、暫シ支テ引退。二番ニ相馬五郎兵衛・土肥次郎左衛門尉・苗田兵衛(平兵衛)・内田四郎(島イ)・吉河小次郎押寄テ散々ニ戰フ、少々手負テ引退。三番ニ新開兵衛・町野次郎(二イ)・長沼小四郎、各其國住人某々ト名乘テ、橋桁ヲ渡リ搔楯ノ際迄責寄タリケルヲ、敵數多寄合テ、三人三所ニテゾ被レ討ケル。四番ニ梶小次郎(二イ)・岩崎七郎押寄テ散々ニ戰テ引退ク。五番ニ波多野五郎信政、引タル橋ノ際迄押寄タリ。是ハ去六日杭瀨川ノ合戰ニ、尻モナキ矢ニテ額ヲ被レ射タリ。(未ダ被斗腫タリイ)左有レバトテ只有ルベキニ非ザレバ進出名乘ル。相摸國住人波多野五郎信政トテ橋桁ヲ渡シ、向ヨリ敵ノ射矢雨ノ如ナルニ、向ノ岸ヲ見ント振仰ノキタル右ノ眼ヲ、健カニ被レ射テ河ヘ已ニ落トス。橋桁ニ取付テ、心地ヲ靜メテ向ントスレバ先モ不レ見、歸ントスレバ敵ニ後ロヲ見セン事口惜カルベシト思ケレバ、後ロ樣ニゾシザリケル。橋ノ上ヘシザリ上リ取リ返ケル所ニ、郎等(ノ乘)則(替イ)久ツトヨリ、肩ニ引懸返リケル。河端ノ芝ノ上ニ伏テ、二人左右ヨリ寄テ膝ヲ以、押テ矢ヲ拔テケリ。(眼ヨリ)血ノ出事鎧ニ紅ヲ流テ、誠ニ侈敷ゾ見ヘケル。武藏國住

波多野信政眼ヲ射ラル

奈良法師橋桁ニテ戰フ

人鹽谷左衛門尉家友押寄テ戰ケルガ、被レ射倒ヌ。子息六郎左衛門尉家氏、親ヲ乘越テ矢面ニ立テ戰ケルガ、是モ薄手負テ、父ヲ肩ニ引懸テゾ除ニケル。其後各押寄押寄戰ケリ。宮寺三郎・須黑右馬允・飯高小次郎・高田武者所・大高小太郎・息津左衛門尉・高橋九郎・宿屋次郎(二イ)・高井小次郎(二イ)押寄テ、劣ラジ(負ケジイ)ト戰テ、是等モ手負テ引退ク。京方ヨリ奈良法師、土護覺心・圓音二人、橋桁ヲ渡テ出來リ、人ハ這々渡橋桁ヲ、是等二人ハ大長刀ヲ打振テ、跳々曲ヲ振舞テゾ來リケル。坂東ノ者共是ヲ見テ、惡ヒ者ノ振舞哉、相搆テ射落セトテ、各是ヲ支テ射ル。先立タル圓音ガ左ノ足ノ大指ヲ、橋桁ニ被レ射付、跳リツルモ不レ動。如何可レ仕共不レ覺ケル所ニ、續タル覺心刀ヲ拔テ被レ射付タル指ヲフツト切捨、肩ニ掛テゾ引ニケル。武藏守此軍ノ有樣ヲ見ルニ、吃ト勝負可レ有共不レ見、存旨アリ暫ク軍ヲ留メント思也ト宣ケレバ、安東兵衛尉橋ノ爪ニ走寄、靜メケレ共不レ靜。二番ニ足利武藏前司馳寄テ、被レ靜ケレ共不レ靜。三番ニ平三郎兵衛盛綱鎧(ヲ)バ脫デ小具足ニ太刀計帶テ、白母衣ヲ懸、橋ノ際迄進デ、各軍ヲバ仕テハ、誰ヨリ勸賞ヲ取ントテ(ゾ)、大將軍ノ思召樣有テ靜メサセ給フニ、誰々進ン

泰時川ノ淺深ヲ探ラシム

デ被レ懸候ゾ、註シ申セトテ盛綱奉テ候也ト慥ニ申ケレバ、其時侍所司ニテハアリ、人ニ多被ニ見知一(ケレバ)、一二人聞程コソアレ、次第ニ呼リケレバ、河端橋ノ上、太刀サシ矢ヲ弛テ靜リニケリ。武藏守芝田橘六ヲ召テ、河ヲ渡サント思ガ、此水夜ノ程ニハ一尺計モ增リタルナ、此下ニ渡ル瀨ヤアル、瀨蹈シテ參レト宣ケレバ、奉リ候トテ、一町計打出タリケルガ取テ返シ、撿見ヲ終リ候バヤト申。尤サルベシトテ、南條七郎ヲ召テ被ニ指添一。二騎連テ下樣ニ打ケルガ、槇島ノ二俣ナル瀨ヲ見渡ケルニ、アヤシノ下蔦ノ白髮ナル翁一人出來レリ。是ヲ捕ヘテ、汝ハ此所ノ住人案內者ニテゾ有覽、何ノ程ニカ瀨ノアル慥ニ申セ、勸賞申行ベシ、不レ申バシヤ首切ンズルゾトテ、太刀ヲ拔懸テ問ケレバ、此翁ワナ〻キテ瀨ハ爰ハ淺候ゾカシ、彼ハ深候ト敎ヘケレバ、能申タリトテ、後ニハ首ヲ切テゾ捨ニケル。又人ニ言セジトナリ。其後馬ヨリ下リテ裸カニナリ、刀ヲクハヘテ渡ル。撿見ノ見ル前ニテハ、淺所モ深樣ニモテナシ、早所ヲモ長閑ナル樣ニ振舞テ、中嶋ニ游ギ付テ見レバ、向ニハ敵大勢扣タリ。サテ此河ハサゾ有覽ト見渡シテ返シ、瀨蹈ヲコソ仕ヲホセテ候ヘト申ケレバ、佐々木四郎、

芝田佐々木先陣ヲ爭フ

佐々木信綱宇治川ノ先陣ス

左衞門尉御前ニ候ガ、芝田ガ申詞ヲ聞モ不レ敢、(ウ)ツタチ馬ニヒタト乘テ下樣ニ馳テ行。芝田橘六アナ口惜、是ニ前ヲセラレナンズト思テ、同馳テ行。佐々木前ニ立テ、爰ガ瀨カ〳〵ト云ケレバ、未遙カ〳〵トテ、槇嶋ノ二俣ナル所ノ、我瀨蹈シタル所ヘ馬ノ鼻ヲ引向、岸破(カバ)ト落サントス。芝田ガ馬ハ鹿毛ナルガ、手飼ニテ未ニ乘入一サレバ河面大雨降テ、洪水漲落、白浪ク立ケルニ驚テ、鼻嵐吹テ取テ返ス。引向テ鞭ヲ健カニ打テ落サントス。佐々木是ヲ見テ、コハ如何ニ、彼コハ瀨ニテ無キ物ヲト思テ引返シ、芝田ガ傍ヨリ岸破(カバ)ト打入テ渡シケリ。佐々木ガ馬ハ權大夫殿ヨリ給タリケル。甲斐國ノ白齒(向イ)立黑栗毛ナル駄ノ下尾白カリケリ、八寸ノ馬其名ヲ御局トゾ申ケル。駄ノ落ルヲ見テ、芝田ガ馬モ續ヒテ落ル。河中迄ハ佐々木ガ馬ノ鞭(鐙イ)ニ鼻ヲサス程ナリケルガ、元來馬劣リタレバ、次第ニ被レ捨テ、二段計ゾ下(隔テケルイ)リタル、佐々木未向ノ岸ヘモ不レ襄(正ラズシテイ)シテ、近江國住人佐々四郎左衞門尉源信綱、今日ノ宇治河ノ先陣也ト、高ラカニゾ名乘ケル。同續ヒテ、奧州住人芝田橘六兼能、今日ノ宇治河ノ先陣ト、同音ニ高ラカニゾ名乘リケル。佐々木向ノ中島ニ打上タレバ、子息左(右イ)衞門太郎

トテ十五ニナリケルガ、(鐙鼻中イ)棹ノ先ニ白キ帷ヲ著、腰刀計ヲ指テ太刀ヲ頸ニ懸、父ガ馬ノ鞦ノ總ニ取付テ來タリ、父見返テ、向ノ河端迄ハ有ツレ共、是迄可ㇾ渡トハ不ㇾ覺、如何ナル子共アリ共、己レニ勝ル子有マジト、親子ガ戰テ、敵ノ矢ニ中ジト馬ヲ横ニ折フサギ、子ヲ陰ニゾ立タリケル。去共スハダナレバ猶蒲敷、角テハ如何ガ可ㇾ有ナレバ、己レイシウモ渡タリ、此後如何ナル愛子ヲ儲共、汝ニ不ㇾ可ニ思替、急武藏守殿ニ參テ、瀨蹈ヲコソ仕ヲホセテ候ヘト申セト云ケレバ、(右イ)左衞門太郎只御供仕候ハント申ケレバ、信綱柔カニ云ハヾヨモ歸ラジト思テ、如何デ參ラデハ可ㇾ有ゾ、サテハ親ノ命ヲ背クカト被ㇾ云テ、力不ㇾ及取テ返シテ游ギ渡リ、武藏守殿ヘ參テ此由ヲ申テ、又取テ返、親ノ跡ヲ尋テゾ渡ケル。サレバ大河ヲ渡事三度也、洪水漲出タル事ナレバ、流石ニ身モ疲レテ、被ニ押入一〳〵シケレバ、重代ノ太刀ヲ首ニ懸タリケルガ、重カリケル間、惜ハ思ヘ共取テ河ニ投入テ、身計游ギ上リテゾ助リケル。佐々木ニ續テ渡者ニハ、中山五郎次郎・佐野與一・浦野太郎・横搆五郎・白井小太郎・多胡(宗イ)宮内是等也。秋庭三郎モ同手ニ渡ケレ共、御尋有ケルニハ、佐々木存旨ヤ有ケン、我等ハ不ㇾ見トゾ

佐々木ニ續イテ川ヲ渡ル面々

安東兵衞等十四騎溺ル

申ケル。後ニ七騎渡スニハ、小笠原四郎・内海九郎・河野九郎・四宮右馬允・勅使河原小三郎・長江與一平六是也。軈テ續テ渡シケル若狹兵部入道・關左衞門尉(入道)・小野寺中務丞・佐嶋四郎四騎打入テ渡ケルガ、若キ者共ノ馬强ナルハ、河ヲ守ラヘテ能渡ス間子細ナシ、關左衞門尉入道身ハ老者ナリ馬ハ弱シ、被ニ押落一下リ頭ニ成ケレバ、聟ノ佐嶋四郎難ニ見捨一思テ取テ返シ、押雙テ馬ノ口ニ付タリケルガ、被ニ押入一、二目共不ㇾ見、共ニ流レテ失ニケリ。是ハ佐嶋四郎國ヲ立ケル時、妻室云ケルハ、我親ハ賴敷キ子一人モナシ、我ニ年比情ヲ懸給フ事誠ナラバ、此言葉ノ末ヲ不違シテ、我父相搆ヘテ見放シ給ナト、軍ト聞シ日ヨリ、打出ル朝迄、鎧ノ袖ヲ扣ヘテ云ケル事ヲヤ思ヒ出タリケン、同ク流ケルコソ哀ナレ。故郷ノ者共此事ヲ傳聞テ、左云ザリセバ、一度ニ二人ニハ後レ間敷物ヲト歎ケルコソ甲斐ナケレ。安東兵衞同一門ナリケル彌藤内左衞門十四騎、大勢ノ渡ヨリ下狹カリケル所ノ、實ニ深ク見ヘケルヲ、爰ヲ渡サバ大勢ヨリモ前ニ向ヘハ(岸ニイ)可ㇾ著トテ、岸破ト落ス。殊ニ深所ニテ一騎モ不ㇾ見沈ケリ。武藏國住人阿保刑部丞貫光・鹽谷民部丞家經、同國ノ者トシテ、所領モ境

ヲ雙テ、朝夕申通ズル中ニテ、今日モ一所ニ打連レ云合テ、同心ニ川端ニ進デ渡サント仕ケルガ、我等ガ子共數多有、我コソ空カラメ、子共サヘ失ハン事悲クヤ思ケン、武藏守殿ヘ使ニ進ラセケレバ、是等モ心得テ御供ニコソ候ハメト申。小賢キ奴原哉トテ追遣(返イ)ス、我等已ニ八旬ニ及デ病ニテゾ死ンズラント思ツルニ、今懸ル御大事出來テ、人數(人ノツラニ成ティ)一分ニ成テ、此河ニテ命ヲ失ハン事尤本望也、民部丞殿モ左承候、刑部丞殿トテ岸破ト落ス、二目共不見流ケリ。其後(ハ)馬次第ニゾ渡ケル。久瀨左衛門次郎(二イ)・大山彌藤太・善右衛門(太郎)・安藝庄四郎・片穗(德イ)民部四郎・山内彌五郎・高田小太郎・成田兵衛・女陰四郎・神澤八郎・奈良八郎・科河六郎太郎・志村彌三郎・豐嶋彌太郎・伊佐大進太郎・相馬五郎子共三人・物射(手イ)次郎太郎・下妻小次郎・佐野八郎入道・同次郎(二イ)太郎・澁谷平三郎・木戸刑部丞・平塚少輔太郎・春日刑部三郎・足濯平内・長江小四郎・飯田左近・鹽谷四郎・土肥三郎・仲藤八・成田次郎・嶋平三郎・同平四郎・同平(五イ)郎太郎・平三五郎・覺嶋小次郎(二イ)・大河津小四郎・對馬左衛門次郎(二イ)・湯原六郎・岡部六郎・飯高六郎・金子與一太郎(小太郎イ)・大倉六郎・讃岐左衛門六郎・大鹽太郎・浦野(滿イ)四郎・布施左衛門次郎(二イ)・縣左衛門四郎・片切六彌太・彌藤太左衛門尉・飯嶋太郎・備前房・大高六郎・岡部介庄三郎・石田左近・飯沼三郎・櫻井次郎・嶋津次郎・石川三郎・齋藤左近・今泉七郎・鹽谷權(攜イ)(二イ)次郎太郎、是等ヲ始トシテ宗徒ノ者共九十六人、打連々々渡シケルガ、助カル者ナク流者多カリケリ。上下八百餘騎流レテ死タリトゾ聞ヘシ。武藏守アタラ侍共ヲ失テ、泰時一人殘止テモ何カスベキ、運盡タリ、共具ニ相向テコソ死ナメトテ、河端ヘ被進ケルヲ、信濃國住人春日刑部三郎ト云者、親子打入テ渡シケルガ、子ハ流レテ死ヌ、親モ被押入タリケルヲ、郎等未岳ニ有ケルガ、弓ノハズヲ入テ搜シケル程ニ、無左右取付テ被引上タルヲ見レバ、春日刑部三郎也、(暫)河端ニ大息ツキテ休ケル所ニ、武藏守河端ヘ被進ケルヲ、立揚リ鞍ニツヨク取付テ、如何ニ角口惜キ御計ハ候ゾ、軍ノ習ヒ千騎ガ百騎、百騎ガ十騎、十騎ガ一騎ニ成迄モ、大將軍ノ謀ニ隨フ習ニテコソ候ヘ、增テ申候ハンヤ、御方ノ御勢百分カ一ダニ亡候ハヌ事ニテコソ候ヘ、如何ニ御命ヲバ失ハントセサセ給候ゾト申ケレバ、武藏守思樣アリ放セトテ、策ニテ腕ヲ被打ケレ共不放、去程ニ御方(勢)百騎計河ノ端ヘ進ミ前ヲ塞ケル間、力及不給。此

春日刑部泰時ノ渡河ヲ諫ム

泰時泰村ノ渡河ヲ止ム

事鎌倉ニ傳聞テ、刑部三郎ガ高名、先ヲ仕タランニモ増リタリトゾ宣ケル。駿河次郎同渡ントス。武藏守、如何ニ泰時ト一所ニテコソト契給シニ、渡サントハ仕給フゾト宣ケル上、乳母子ノ小河太郎、守殿ノ御供申ントテ、父ノ供ヲモセサセ給ハヌニ、兎モ角モ成セ御座サン樣ニコソ隨ヒ候ハメト申ケレバ、理ニ伏シ扣テ不レ被レ渡。旗差手者共少々打入テ渡シケルガ、流ル、者モ多カリケリ。武藏太郎殿ハ其モ渡サントテ、河端ヘ被レ進ケルヲ、如何ニ泰時ヲ捨ントハセラル、哉覽、一所ニテコソ兎モ角モ成給ハメト宣ケレバ、力不レ及シテ留リケリ。去共猶渡サントテ河端ヘ被レ進ケルヲ、小熊太郎取付テ、殿ハ日本一ノ不覺仁ヤ、大將軍ノ身トシテ如何ナル謀ヲモ運シ、兵ニ軍ヲサセ、打勝ムトコソ可レ被レ爲ニ、是程人毎ニ流死ル河水ニ向テ、御命ヲ失セ給テハ、何ノ高名カ可レ候トテ、馬ノ七寸ニ井付ケルニ、只放セトテ策ニテ臂ヲ健カニ被レ打ケレバ、左有バトテ放シケル。其時武藏太郎颯ト落ヌ、關判官代實忠同渡シケリ、小熊太郎モ渡ス、三騎無レ煩向ノ岸ニ著ニケリ。爰ニ萬年九郎秀幸ハ眞先ニ渡シタルゾト覺敷テ、向樣ニゾ出來タル、武藏太郎是ヲ御覽ジテ、汝ガ只今參

小熊太郎時氏ノ渡河ヲ諫ム

時氏川ヲ渡ル

樫尾景高ノ高名

泰村川ヲ渡ル

タルコソ、日比ノ千騎萬騎ガ心地スレト宣ケル。去程ニ相摸國住人樫尾三郎景高、京方ヨリ宗徒ノ者ト見ユルガ、敵ノ呼ビテ出來ケルニ押双ベテ組デヲッ。樫尾未十六歳ニナル小冠者也、敵ハ大ノ男也、取テ被(押首ヲ取ラントスイ)押伏ケリ。武藏太郎是ヲ見テ、アナ無慙ヤ樫尾打スナトテ、少シ透ノアリケル所ナレバ、馬ヲハタト出シテ、小笠懸射樣ニ落イ折下テ、敵ガ鎧ノ草ズリノ餘、白ク見ヘケル所ヲ指テ射給フ。被レ射テヨハル所ヲ、下人寄合テ手反ヲ鬨デ引返ス、主從シテ首ヲ取。駿河次郎(二イ)ノ手者共先樣ニ渡ケルニ、格勤源八出來テ、如何ニ次郎殿ハト云フ。見ヘサセ不レ給ト申ケレバ、穴口惜、サテハ流レサセ給ケルニ社(コソ)、一所ニテモ兎モ角モ見成進ラセ見ヘ進ラセントコソ思ツルニ、何ト成セ給ヌラント思テ、向ノ河端ヲ見渡シ(返イ)ケレバ、駿河次郎(二イ)先樣ニ渡タル者共サゾ思覽、旗差向ニ渡リタル三浦ノ笠符ヲ弓ノハズニ著テ指擧タリ。先ニ渡ル輩是ヲ見テ、アハヤ次郎殿渡サセ給ケルヲトテ、跳擧リテゾ悦ケル。小河太郎武藏太郎ノ手ニ付(テ有イ)ニケリ、先樣(陣ノ勢トイ)ニ渡シタル勢(タル勢イ)、今續ヒテ渡ス五百餘騎ニゾ成ニケル。(武藏太郎敵御方下知シテイハク御方イ)ヲバ如何ニシテ可ニ存知ト申セバ、坂東勢ハ只今河ヲ渡シタレバ鞦(物具馬具以下濕リタルラ)胷懸馬モヌレタ

右衛門佐朝俊討死

リ、其ヲ誌シトシテ討ヤ者共トテ、擇抜々々是ヲ討。京方ヨリ赤地ノ錦ノ直垂ニ、萌黄匂ノ鎧スソ金物打タルニ、白星ノ甲緒ヲ縮切符ノ矢負テ、赤ノ母衣懸、白葦毛ナル馬ニ乗タル上臈、宗徒ノ人ト見ル所ニ、是ハ右衛門佐朝俊也。御所ヲ被ㇾ罷出ケル時、君勝セ御座サバ如何ナル有様ヲシテモ可ㇾ參、御方負色ニ見ヘ候ハバ討死スベク候也トテ懸出タリ。（申切テ向フタリ。我ト思ハレン人々朝俊トレヤト噫ビテ馳來ルイ）駿河次郎手ノ者、小河太郎能敵ト目ヲ懸テ寄合處ニ、是ハ駿河殿ノ手者ト押ヨケテ通リケレバ、此手ニハ加様ノ人ハ不ㇾ覺ト思ケレ共、御方ト名乗ケレバ透シテ通シケリ。其後右衛門佐（アッパレ能敵ト組ント）大勢ノ中ニ懸入（大勢餘サツト取籠メ終ニイ）（切テ廻リケレ共、大將ト覺シキ者モナカリケレバ、又馳通ケル所ニ、）被ㇾ組落ㇾテ被ㇾ討ヌ。又京方ヨリ火威ノ鎧ニ白月毛ナル馬ニ長覆輪ノ太刀帶テ呼ビテ出來タリ、打咲タルヲ見レバ、金黑也、小河太郎（組ント）押雙ベケル所ヲ拔打ニ、小河ガ甲ノ眞甲ヲ被ㇾ打、目昏ミケレ共、取テ付テ二匹ガ間ニゾ落タリケル。（角所ニ武藏太郎殿手ノ者伊豆國住人平馬太郎落重テ頸ヲ取、小川）心ヲ靜メテ見ケレバ、我組タル敵ノ首無ケリ。如何ナル者ナレバ、人ノ組ダル敵ノ首ヲバ取タルゾト呼リケレバ、武藏太郎殿ノ手者、伊豆國住人平馬太郎ゾカシ、和殿ハタダゾ、駿河次郎ノ手ノ者、小河太郎經村ト云ケレバ、サラバトテ首ヲ返ス。小河是ヲ不ㇾ請取、後ニ此由申ケレバ、平馬太郎ガ僻事也、小河ガ高名（トゾ仰ケルイ）ニゾ成ニケル。又京方ヨリ佐々木太郎左衛門尉氏綱ト名乘テ懸出タリ。（伯イ）叔父四郎左衛門尉是ヲ見テ、太郎左衛門能敵ゾ、中ニ取籠討ヤ者共ト下知シケレバ、太郎左衛門（尉）何トカ思ケン、カイフイテ（シイ）引所ヲ、三浦秋庭三郎寄合テ、押雙ベテ組デ落ツ。秋庭三郎ハ十七ニ成ケレ共、大力成ケレバ取テ押ヘテ首ヲ取。又京方ヨリ荻野次郎（ト名乘テ）懸出タリ、是モ被ㇾ組落ㇾテ被ㇾ討ニケリ。中條次郎左衛門尉ハ、奥州ノ住人宮城小四郎ト河端ニテ寄合テ、押雙テ組デ落。何レモ大力ナリケルガ、（レバ暫シハ押ツ返シツシケルガイ）御方ノ運ニヤ引レケン、次郎左衛門被ㇾ組伏ㇾテ被ㇾ討ケリ。奈良法師土護覺心散々ニ戰テ、今ハ叶間敷トヤ思ケン落行ケルヲ、敵三十騎計ニテ、追懸タリ、覺心元來歩立ノ達者成ケレバ、馬乘ヲモ後ロニ不ㇾ著、三室堂（月イ）ノアル僧房ヘ走入テ見レバ、坊主カト覺敷テ、白髮ナル僧アリ。彼ガ前ニ物具脫ギ置テ、髮剃ノ有ケルニ、水カメヲ取具シテ縁ニ出テ、自剃（頭ヲソラセテイ）シテ居タリ。敵續テ來リケレバ、坊主

佐々木氏綱討死

土護覺心敗走

千王禪師討死

無何心物具ノ傍ニ居タリケルヲ、是ガ敵ゾト心得テ、取テ押ヘテ首ヲ取、無慙ナリシ事也。其後覺心ハ奈良ノ方ヘゾ落行ケル。熊野法師田部法印ガ子息千王禪師トテ、十六歳ニ成ケルガ、親子返合散々ニ戰ケルガ、千王禪師被取籠討ヌ。法印ハ落行ケルガ、馬ヲ捨テアル畠ノ中ニ這隱タリ。敵數多續テ上ヲ越ケレ共是ヲ不知バ、偏ニ權現ノ御扶ケニ社ト、賴敷ク覺ヘテ哀ナリ。去程ニ京方ノ軍破ケレバ、皆々落行所ヲ、横河ノ橋・木幡山・伏見・岡ノ屋・日野・勸修寺ニ至迄、所々ニテ組落シ〳〵是ヲ討。サレバ坂東勢共一人シテ、首ノ七ツ八ツ取ヌ者モナシ。惣判官代宇治ノ北ノ在家ニ火ヲ懸タリケレバ、是ヲ見テ、供御ノ瀨・鵜飼瀨・廣瀨・槇嶋所々ニ向タル勢共（スハヤ宇治川破レヌルハトテ、）皆落行テ留マル者一人モ無リケル。少輔入道親廣、近江關寺ヨリ引別レテ行ケルガ、四百餘騎ニ成ニケル、其モ次第々々ニ落散テ、三條河原ニテハ百騎計ニ成ニケリ、爰ニテ夜ヲ明ス。武藏守其子ノ太郎、伊具次郎・駿河次郎僅ニ五十騎計ノ勢ニテ、深草河原ニ陣ヲ取。人是ヲ不知、駿河守ハ淀近所ニ堂ヲコボチ、筏ニ組テ河ヲ渡シ、高畠ニ陣ヲ取。武藏守泰時爰ニ候、小勢ニテ打寄ラセ

宇治瀨多ノ官軍敗走ス

泰時深草河原ニ陣ス

義村高畠ニ陣ス

後鳥羽院敗將ヲ御所ニ入給ハズ

胤義東寺ニ籠ル

給ヘ、可中合事アリト宣ケレバ、駿河守三十騎計ニテ來リ加ケル。去程ニ京方ノ勢ノ中ニ、能登守秀康・平九郎判官胤義・山田次郎重忠、四辻殿ヘ參リテ、某々歸參シテ候由申リ申ケレバ、武士共ハ是ヨリ何方ヘモ落行トテ、門ヲモ開カデ不被入ケレバ、山田次郎門ヲ敲テ高聲ニ、大臆病ノ君ニ語ラハサレテ、憂ニ死センズル事口惜候ト申ケル。平九郎判官イザ同クバ坂東勢ニ向ヒ打死セン、但シ宇治ハ大勢ニテ有ナリ、大將軍ノ目ニ懸ラン事モ不定也、淀ヘ向ヒ死ントテ馳行ケルガ、東寺ニ引籠ル。駿河守ノ手者ノ中ニ、佐原次郎・天野左衞門尉馳向フ。次郎兵衞、敵コソ多ケレ、アノ殿原ト軍シテ何カセントテ不進。サレ共甥ノ又太郎二十騎計ニテ馳向フ。平九郎判官是ヲ見テ、ワ君ハ同一家ト乍云、胤義ニハ芳志可有トコソ覺ヘシニ、進寄社ウタテケレ、惡シアレ討トレ者共ト下知シケレバ、判官ノ子息太郎兵衞・次郎兵衞・高井兵衞太郎追懸テ行、佐原又太郎一方ヲ懸破リテ、東寺ノ東ノ裏ヲ南ヘ向テ落行ケリ。相近ニ追懸テ攻ケレバ、是ハ又太郎ニハ非ズ、藤内行成ゾト名乘ケレバ、何レ只討ヤ〳〵トゾ責ケル。堀ノ際ニ被追攻テ、少シ漂フ所ヲ、

秀康重忠敗走ス

三浦兼義高井時義東山ニ自殺ス

太郎兵衛甲ノ鉢ヲハタト打落ス。又太郎早態ノ者ニテ、馬ヲバ捨テ、堀ヲヒラリト飛越、向ノ深田ニゾ立タリケル。太郎兵衛、如何ニ狐ノ化ハ顯レタリト云ヘバ、又太郎、殿原ヲモ見養テタリ、景吉ヲ打タリ共、勝間敷事也、和殿原ヲ打テモ無用ノ事也ト云ヘバ、判官子共還テ父ニ此由ヲ申ケレバ、各笑テ興ニ入。又安西金鞠ガ進ミシカバ、能登守山田次郎モ落ニケリ。角田太郎・同彌平次、殊ニ進ケリ。彌平次、判官ニ組マント心懸テ、相近ニツト寄合ヌル所ニ、判官馬能カリケレバツト通ル。彌平次取ハヅス所ヲ、判官ノ郎等三戸源八組テ落、互ニ健カ者ニテ、乙ト勝負モ無ケル。（成ケレバ暫シ組合ケルガイ）彌平次ガ乘替落合フテ、三戸源八ガ首ヲ取。判官子息次郎兵衛・高井兵衛太郎、敵ニ被組隔テ、東山ヘ落行ケルガ、地藏堂ノ奥ナル竹ノ中ヘ引籠リテ、馬切殺シ物具切捨、次郎兵衛云ケルハ、高井殿、御邊ハ同一門ト乍云、稚ナキヨリ兄弟ノ契ヲナシ馴遊デ、御邊十七兼義十六、（迄疎ナシ）只今（一所ニ）死ン事コソ嬉シケレ、搆テ強ク指給ヘ、我モ能指ンズルトテ、手ヲ取指違テ、同枕ニゾ臥ニケル。山田次郎ハ嵯峨ノ奥ナル山ヘ落行ケルガ、谷河ノ端ニテ、子息伊豆守伊預房（與イ）下居テ、水ヲ吸飲デ、

山田重忠自害ス

胤義父子東山人丸ノ許ニ行ク

疲レニ臨ミタル氣ニテ休居タリ。山田次郎哀レ世ニ有時、功德善根ヲ不爲ケル事ヲト云ケレバ、伊預房（與イ）（五部）大乘經書寫供養セラル、如法經行ハセテ御座ス、是ニ過タル功德ハ候ハジト申セバ、山田次郎サレ共ト云所ニ、天野左衛門ガ手者共、猛勢ニテ押寄タリ、伊豆守暫ク打拂（防イ）ヒ候ハン、御自害候ヘトテ、太刀ヲ拔テ立揚リ打拂フ。其間ニ山田次郎自害ス、伊豆守右ノ股ヲ射サセテ、生取ニ成テ被切ニケリ。平九郎判官（所々ニテ）散々戰程ニ、郎等乘違或ハ落或ハ被討テ、子息太郎ト父子二騎ニ成テ、（今ハカナハジトテ）東山ナル所、故畠山六郎最後ニ人丸ト云者ノ許ヘ行テ、馬ヨリ下テ入タリ、疲レテ見ヘケレバ、干飯ヲ洗ハセ酒取出デ進メタリ。暫ク爰ニ休息シテ、判官髮ノ髮切テ九ニ裏分テ、一ヲバ太秦ノ女房ニ傳ヘ給ヘ、六ヲバ六人ノ子共ニ一宛取スベシ、今一ヲバワ御前ヲキテ見ン度ニ念佛申テ訪ヒ給ヘトテ取スレバ、人丸泣々是ヲ取心ノ中コソ哀ナレ。サテ胤義、太秦ニアル幼稚ノ者共今一度見ントテ、父子二人ト人丸三人、下簾懸タル女車ニ乘具シテ、太秦ヘ行ケルガ、子ノ嶋ト云フ社ノ前ヲ過ケルニ、敵充滿タリト云ケレバ、日

藤四郎頼信ガ事

ヲ暮サントテ、社ノ中ニ父子隠レ居タリ、人丸ヲバ車ニ乗テ置ヌ。去程ニ古ヘ判官ノ郎従ナリシ藤四郎頼信トテ有シガ、事ノ縁有テ家ヲ出、高野ニ有ケルガ、都ニ軍有ト聞テ、判官被討テカ御座ス覽、尸ヲモ取テ孝養セントテ、京ヘ出テ東山ヲ尋ケルニ、太秦ノ方ヘト聞テ尋行程ニ、子ノ嶋ノ社ヲ過ケルニ、アレ如何ニト云聲ヲ聞ケバ、我主也。是ハ如何ニト思テ入テ見レバ、判官父子居給ヘリ。如何ニト申セバ、軍破レテ落行ガ、太秦ニアル幼稚ノ者共ヲ、今一度見ンカト思テ行程ニ、敵充満タル由聞ユル間、日ノ暮ヲ待ゾト云ヘバ、藤四郎頼信入道、日暮テヨモ叶ヒ候ハジ、天野左衛門ガ手ノ者満々テ候ヘバト申ケレバ、太郎兵衛今ハ角ゾ自害可仕也、頼信入道ヨ、(汝ウヅマサニ參テ)母ニ申ンズル様ハ、今一度見進ラセ候ハントテ參候ガ、(敵路次ニ満テ)叶間敷候程ニ、御供ニ先立自害仕候、次郎兵衛胤連ハ高井太郎時義ト被懸隔テ、東山ノ方ヘ落行候ツルガ、被討テ候哉覽、自害仕テ候哉ラン、行衛モ不知候、去年春ノ除目ニ兄弟一度ニ兵衛尉ニ成テ候ヘシカバ、世ニ嬉シ氣ニ被思召テ、哀命存ヘテ是等ガ受領撿非違使ニモ成タランヲ、見バヤト仰候シニ、今一度悦バセ

胤義自害

天野四郎斬ラル

進ラセ候ハデ、先立進ラセ候コソ口惜ク覽候ヘト申セトテ、念佛申腹掻切テ臥ヌ、未足ノ動ラキケレバ、父判官是ヲ押ヘテ静ニ終ラセテ、首ヲバ太秦ノ人ニ今一度見セテ、後ニハ河駿守殿ニ奉リ云ハン様ハ、一家ヲバ皆失フテ、一人世ニ御座コソ目出度候ヘト申(ベシ)トテ、西ニ向十念唱ヘ、腹掻切テ臥ヌ。藤四郎入道此首ヲ取テ社ニ火カケ、二ノ首ヲ持テ泣々太秦ヘ行テ、女房ニ見セ奉リケレバ、抱キ拘ヘテ人目ヲモ不包、耻ヲモ不顧、泣悲事譬ン方モナシ。藤四郎入道申ケルハ、只今敵亂入テ奪取候ナンズ、後ニハ駿河守殿ニ被進ヨト被仰置候ツル、今ハ給リ候ハント申ケレ共、拘ヘ惜ミテ不放給ケルヲ、兎角シテ乞取テ駿河守殿ニ奉ル。一腹一生ノ兄弟トシテ、思合ヒタリシ中ナレバ、實ニ哀レニ覽ヘテ涙ヲ流シ、坐ロニ袖ヲゾ被絞ケル。首ヲバ武藏守殿ヘ進ラセヨトテ被送。其外散々ニ落行ヌ、或ハ又所々ニテ生取被切ケル。京方軍破テ、サテモ一院ハ去共ト被思召シカ共、忽ニ王法盡サセ御座テ、空ク軍破ケレバ、如何ナル事ツカ被思召ベキ、(アサマシカリシ事共也。)天野四郎左衛門尉首ヲ延テ降人ニ出タリケルヲ、相摸守、武藏守ヘ被申ケレバ、可被

後藤基綱父基清ヲ斬ル

佐々木廣綱同高重六條河原ニテ斬ラル

後鳥羽院武士ノ參院ヲ止メ給フ

切トテ被切ケリ。後藤大夫判官基清降人ニ成タリシヲ、子息左衛門尉基綱申受テ切テケリ、侘人ニ切セテ死骸ヲ申請、孝養シタランニハ、頗ル劣リ也トゾ、人々私言(傾ケイ)キ申ケル。駿河大夫判官惟宣(信イ)ハ行衛モ不知落失ヌ。二位法印尊長ハ、十津河ニ逃籠テ有ケレ共、不得搦取事。清水法師、鏡月坊、弟子常陸房・美濃房三人、被搦取テ、已ニ切レントスル所ニ、聊助給ヘ、腰折一首仕候ヲ、見參ニ入度由申ケレバ、サラバトテ見セ奉ルニ、

勅ナレバ身ヲバ寄テキ武(士)ノ八十宇治河ノ瀬ニハ立ネド

武藏守此歌ヲ感テ、助ケヨトテ被免、纔ノ一首ニメデ給ヒテ、師弟三人ノ命ヲ續(繼イ)ル、コソ目出(度)カリケル事也ケレ。佐々木山城守廣綱・同彌太郎判官高重、被搦出テ舍弟信綱ニ被預、後六條河原ニテ被切ニケリ。熊野法師田邊法印モ落行ケルヲ、被搦取テ被切ヌ。去程ニ武藏守・駿河守ハ、院ノ御所ヘ參ラントテ、已ニ打出ンズル由、一院被聞召テ、下家司以被仰下ナバ參リ、張本ニ於ハ名ヲ註シ出サンズルゾト被仰下ケル、上ノ者ヲ以テ重テ此樣ヲ被仰ケレバ、御所ニ武士ヤアル、見テ參レ

張本ノ公卿ヲ六波羅ニ渡ス

トテ、力者ヲ一人進ラセケレバ、走歸テ一人モ不候ト申ケレバ、左有トテ不參。公卿六人ノ名(交名イ)ヲ誌シ被下。坊門大納言忠信卿・中御門(前)中納言宗行、佐々木前中納言有雅・按察使前中納言光親・甲斐宰相中將範茂・一條宰相中將信氏等也。何レモ六波羅ヘ被渡ケレバ、坊門大納言ヲ千葉介胤綱ニ被預、中御門前中納言ハ小出新左衛門尉友長ニ被預、按察使前中納言ハ武田五郎信光ニ被預、佐々木前中納言ハ小笠原次郎長清ニ被預、甲斐守宰相中將(範茂カ)憲村(閑本ナシ)ハ式部丞朝時ニ被預、一條次郎宰相中將信能ハ遠山左衛門尉景村ニ被預ケリ。此人々ノ跡ノ嘆キ譬ン方モ無リケリ。座ヲ雙ベ袖ヲ連ネシ月卿雲客ニモ遠ザカリ、枕ヲカハシ衾ヲ重ネシ妻妾子弟ニモ分レツヽ、里ハ有共人無、宿所々々ハ被燒拂ヌ、徒ラニ山野ノ嵐ニ身ヲ任セ、心ナラヌ月ヲ詠メテ、故郷ノ空ニ遠ザカリ、被切事ハ近クナレバ、只悲ノ涙ヲ流テゾ被下ケル。其比西八條ノ尼御前ト申ハ、坊門大納言忠信卿ノ妹、鎌倉ノ故(右)大臣殿ノ後室也。是ニ依テ、二位殿ヘモ武藏守ニモ被申ケルハ、尼ガ身ニテ、京鎌倉何レヲ分テ思ヒ侍ネ(ニハイ)共、二ニ取レバ角テ侍ルモ、其方ノ養ミニテコソ候ヘ、其上故(右)大臣

坊門大納言忠信故サレテ歸洛ス

殿ノ御事ヲ思進ラスレバ、鎌倉ノ傾カン事ヲバ、一人ノ嘆ト覺ヘテ、光季ガ被討シ朝ヨリ、宇治ノ落シ夕迄、袖ノ下ニテ幣帛ヲツキ、神佛ニ祈精申、其ニハヨリ候ハザレ共、鎌倉ノ穩シキ事ト承ハレバ、身獨ノ悦ニテ社候ヘ、其ニ付テ彼大納言、一方ノ大將ナレバ、其罪難遁覺候ヘ共、指セル弓矢取身ニテモ不候、故大臣殿爲聖靈ニ被宥候テ、此度ノ命助ケサセ可給候覽ト被申ケレバ、二位殿憐テ、サラバ坊門大納言ヲバ助ケ奉レト云ヘバ、御使遠江ノ舞坂ニテ參合フ。忠信卿其ヨリ都ヘ歸給フ、同樣ニ被下按察使中納言(曰ケルハ、ソコニハ)御使ニテ歸ル浪コソ浦山敷ケレト被申ケレバ、忠信卿、是モ夢ニテ哉覽ト計答ヘテ、互ニ分レ給ヒケル。サテ都ヘ上リテ後、二一旦ノ誡メニ越後國ヘ流レケリ。　中御門前中納言宗行ハ小山新左衞門尉具奉リテ下ケルガ、遠江ノ菊河ニ著給フ。爰ヲバ何ト云フゾト問給ヘバ、菊河ト申、前ニ流ル、川ノ事カ、サン候ト申ケレバ、硯乞出テ宿ノ柱ニ書付給フ。

中御門前中納言宗行菊河ノ詩詠

昔南陽縣之菊水、酌下流延齡、

今東海道之菊河、宿西岸失命、

宗行蓬澤ニテ斬ラル

按察使中納言光親加胡坂ニテ斬ラル

ト書テ過給ヘバ、行合旅人空キ筆ノ跡ヲ見ツ、、涙ヲ流ヌハ無ケリ。　次ノ日浮島原ヲ通ラセ給ニ、御供ナル侍、最後ノ御事今日ノ夕部ハ過サセ給ハジト申ケレバ、打諾キ、殊ニ心細計ニテ、木瀨河ノ宿ニ御手水ノ爲ニ立寄給フ樣ニテ、角ゾ書付給ケル。

今日迄ハ身ヲ浮島ガ原ニ來テ露ノ命ノ消ントゾ思フ、

其日ノ暮方ニアフ澤ニテ被切給ヌ。又按察使中納言光親卿ハ武田五郎信光相具奉リテ下ケルガ、富士ノスソ加胡坂ト云所ニ下シ奉リ、鎌倉ヨリノ狀ニ任セテ、最後ノ御事只今候ト申ケレバ、兼テヨリ被思儲ケレ共、期ニ臨デハ、流石今生ノ名殘只今計ト思ケレバ、何計心細クモ被思ケン、出家セバヤト有バ、子細有間敷候トテ、僧一人尋出テ、髮剃落シ奉ル。　其後暫ク暇乞、年比信ジ給ヘル法華經一部取出シ、一部迄ハ遲カリナントテ、一ノ卷ヲ披キ、眞讀畢テ後、一向稱名ニ住シ候ヘバ、他念モ無リケリ。　太刀取ハ武田五郎郎等ニ內藤(ト云者)也、居給所山ノ岨ニテ片下リナル、知識ノ僧ノ衣ヲ脫デ著セ奉ル、數多ノ僧共後ロニ立覆ヒ、座敷モ片下リニ物打折惡ク見ヘケレバ、太刀取後ロニ近付テ、角テハ御身ヲカヒ、惡ク候ヌト申ケレバ、念佛

佐々木前中納言有雅古瀬ニテ斬ラル

一條宰相中將信氏遠山ニテ斬ラル

ヲ留メ見返テ、汝可レ思シ、幼少ヨリ君ニ仕ヘ、死罪・流罪ヲモ多奉行セシゾカシ、去共今可レ懸トハ、爭デカ兼テ可ニ辨フ一、サレバ存知ノ旨ニ任セテ申ト有ケレバ、太刀取モ目昏テ覺ケレ共、兎コソ能候ヘト申ケレバ、其言葉ニ隨テ、髮ヲ(僧綱イ)モ押除、膝ヲ立直シ首ヲ延、念佛ノ聲不レ怠、殊勝ニ被レ切給ヒニケリ、見人感嘆セヌ者無ケリ。佐々木前中納言有雅ハ小笠原次郎長清具奉リテ、甲斐國板垣庄ノ内古瀨村ト云所(下著スコ、ニテ御最後ト申イ)ニテ切ントス、中納言(曰ケルハ)、二位殿ヘ申(入タル)旨有、其使今日歸候ハンズ覽、暫ク待ルベウヤ候ト宣ケレ共、只切トテ被レ切ニケリ。其後半時計有テ、鎌倉ヨリ助奉レト云(ノ使有ケレ共イ)フ左右有シカ共、力不レ及、定業ト乍レ云、無情ゾ覺ヘシ。一條宰相中將信氏ハ遠山左衞門尉景村具足シ、美濃國遠山ヘ下リテ、(着シコ、ニテイ)切奉ラントス。此宰相中將元來西方ニ心(無二ノ淨土宗ニテ有シガイ)ヲ懸タル人ニテ御座ケレバ、都ヲ出シ日ヨリ殊ニ念佛不レ怠付奉ル、青侍モ猶々稱名ヲ進奉ル、中ニモ此文ヲ誦シ聞ス、(給フイ)

種々法門皆解脫、無過念佛往西方、上盡一形至十念、三念五念佛來迎、乃至一念無疑心、

甲斐宰相中將範茂早川ニ殺サル

心得タル體ニテ、三度誦シテ念佛シ給ヘバ、(今ハノ時ニ臨デ)紫雲タナビキ異香薫ジ、音樂空ニ奏スト人々モ聞ケル程ニ被レ切給フ。諸人感涙難レ押、有レ心モ無レ心モ袖ヲ絞ラヌハ無リケリ。甲斐宰相中將範茂ヲバ式部丞朝時相具シテ下ケルニ、(宰相曰ヒケルハ)五體不具ノ者ハ往生ニ障リ有ナリ、(願ハ)自入水セバヤト宣ケレバ、何レニテモ御計ヒニテト申。足柄山越テ關ノ元(本イ)南ノ宿ニ至ヌ。彼宿ノ後ロノ面ニ、細谷河流タリ、名ヲ瞋(晴イ)河ト云。爰彼コ深淵ヲ尋ケレ共、山河ノ習淺ケレバ、責テ水居長ノ程アラバ能リナン、石ヲ聚テ堤ヲ築、流ル、水セキ懸ケレバ、無程淵ヲ成。サテ出家セバヤト宣ケレバ、安候トテ、宿ヨリ僧二人尋出ス、丹後坊・式部坊トゾ云ケル。丹後髮ヲ剃、式部戒ヲ授ク、(其後)籠ヲクミ石ヲ疊ミテ、其上ニスヘ奉リ、左右ノ膝ヲ編付テ、沈奉ラントス、聊念佛ヲ留メテ角ゾ被レ詠ケル。

思ヒキヤ苦ノ下水セキ留テ、月ナラヌ身ノ宿ルベシトハ、

トテ水ニ入給ヌ。夕日ニスキテ(水底見ヘケレバ)、念佛スルカト口ノ動ラキテ見ヘシガ、ウント云テ、築タル堤ヲ蹈破テ、淺所ニ至給ヘバ、左右ノ足編付タル差繩切タ

一院ヲ鳥羽殿ヘ遷シ奉ル

リ。大息ツテギエ死ナヌゾト宣ヘバ、又堤ヲ築直、此度ハ指繩二筋ニテ膝ヲ結付テ、又暫ク念佛シテ、七八人シテ頭ヲ押ヘテ終ラセ奉ル。偖モ六人ノ公卿ノ跡ノ嘆共、申モ中々疎也。身ヲ萬里ノ外ニヤドシ、詞千年ノ間傳ヘズ共、同世ノ栖ナラバ、見ルヨシモナドカ無ラン、冥途如何ナル境ゾヤ、使モ通ズル事不叶。黄泉如何ナル旅ナレバ歸ル事ヲ不得覽。ホノカニ殘ル者トテハ、主ヲ放レシ面影、見テモ彌悲キハスサミシ筆ノ跡計也。去程ニ同七月六日武藏太郎・駿河次郎・武藏前司、數萬騎ノ勢ヲ相具シテ、院ノ御所四辻殿ヘ參リテ、鳥羽殿ヘ可奉移由奏聞シケレバ、一院兼テ思召儲サセ給ヒタル御事ナレ共、指當リテハ御心惑ハセ御座シテ、先女房達可被出トテ、出車ニ取乘テ遣出ス。謀叛ノ者ヤ乘具タルラントテ、武藏太郎近ク參リテ、弓ノハズニテ御車ノ簾カヽゲテ見奉コソ、理ナガラ無情ゾ覺ヘシカ。(射)聽テ一院御幸ナル。清山仙宮ノ涼紫震ノ玉ノ床ヲ(遠ザカリイ)下リ、九重ノ内今日ヲ限ト思召、叡慮ノ程コソ恐敷ケレ。東洞院ヲ下リニ御幸ナル。朝夕ナリシ七條殿ノ軒端モ、今ハ余所ニ被御覽、作道迄ハ武士共老タルハ直垂、若ハ物具ニテ供奉、鳥羽殿ヘ入セ給ヘバ、武士共四方ヲ籠メテ守護シ

後鳥羽院御出家御影ヲ七條院ニ奉リ給フ

後鳥羽院隱岐ヘ遷御

奉ル。玉席(砌イ)ニ近ヅキ奉ル臣下一人モ見ヘ不給。錦帳ニ隔無リシ女御・更衣モ御座サズ、只御一所御座ス御心ノ程コソ哀ナル。同八日、六波羅ヨリ御出家可有由申入ケレバ、則御戒師被召テ、御グシヲロサセ御座ス。忽ニ花ノ御姿ノ替ラセ給ヒタルヲ、信實ヲ召テ似セ繪ニ被寫テ、七條院ヘ奉ラセ給ケレバ、御覽ジモ不敢、御目モ昏レ給フ御心地シテ、修明門院誘引進ラセテ、一御車ニテ鳥羽殿ヘ御幸ナル。御車ヲ指寄テ事ノ由ヲ申サセ給ケレバ、御簾ヲ引破(遣イ)セ御座テ、龍顔ヲ指出サセ給テ、見ヘ被參、トク御返有ト御手ニテ(御沙汰有ケレバイ)マネカセ給フ様也。両女院御目モ暮、絶入セ給モ理也。同十三日隱岐國ヘ移シ可奉ト聞ヘシカバ、御文遊シテ九條殿ヘ奉ラセ給フ。君シガラミト成テ、留サセ給ナンヤトテ、御歌ヲ被遊ケル。

墨染ノ袖ニ情ヲ懸ヨカシ、涙計ニクチモ(モイ)コソスレ、

加様ニ被遊ケルトナン。御乳母ノ卿ノ二位殿アハテ參テ見進ラスルニ、譬ン方ゾ無リケリ。七條院・修明門院モ御幸ナル。互ノ御心ノ中、申モ中々疎也。御供ニハ殿上人、出羽前司重房・内藏權頭清範、女房一人、伊賀局、聖一人、醫師一人參ケリ。已ニ

都ヲ出サセ給、水無瀬殿ヲ通ラセ給フトテ、爰ニテ有バヤト被思召ケルコソ、セメテノ御事ナレトテ御歌アリ。

タチ籠ル關トハナサデ水無瀬河、霧猶晴ヌ行末ノソラ、

サテ播磨國明石ニ著セ給テ、爰ハ何クゾト御尋アリ。明石ノ浦ト申ケレバ、

都ヲバクラ闇ニコソ出シカド、月ハ明石ノ浦ニ來ニケリ、

又白拍子ノ龜菊殿、

月影ハサコソ明石ノ浦ナレド、雲居ノ秋ゾ猶モコヒシキ、

美作ト伯耆トノ中山ヲ越サセ給フトテ、向ノ岸ニ細道有、何クヘ通フ道ゾト、御尋有ケレバ、都ヘ通フ古キ道ニテト申ケレバ、法皇、

都人タレ蹈ソメテ通ヒケン、昔ノ路ノナツカシキカナ、

出雲國大八浦ト云所ニ付セ給フ、見尾崎ト云所也。其ヨリ修明門院ヘ御書ヲ進ラセ給フ。

シルラメヤ浮身ヲ崎ノ濱千鳥、泣〳〵シボル袖ノケシキヲ、

順德院佐渡ヘ遷御

是ヨリ御舟ニ召テ、雲ノ波烟ノ波ヲ漕過テ、隱岐國アマノ郡苅田ノ郷ト云所ニ、御所トテ造儲タリケレバ、其ヘ入セ給フ。海水岸ヲ洗ヒ、大風木ヲ渡事、尤烈シカリケレバ

我コソハ新嶋守ヨ隱岐ノ海ノ、アラキ波風心シテフケ、

都ニハ家隆卿傳承リテ、後ノ便宜ニ、

ネザメシテキカヌヌ聞テ悲キハ、アラ磯浪ノ曉ノ聲、

同廿二日、新院佐渡國ヘ被移サセ給。御供ニハ、冷泉中將爲家朝臣・花山院少將義氏、甲斐兵衞佐敎經、上北面ニハ藤左衞門大夫安光、女房右衞門佐局、以下女房三人參給フ。角ハ聞ヘシカドモ、冷泉中將爲家朝臣、一マドノ御送ヲモ不被申、都ニ留リ給。花山院少將ハ路ヨリ勞ハル事有トテ、歸リ被上ケレバ、イトヽ御心細ゾ思召ケル。越後國寺泊ニ著セ給テ、御船ニ被召ケルニ、甲斐兵衞佐敎經病大事ニ御座ケレバ、御船ニモ不被乘留メラレケルガ、軈テ彼コニテ失給ニケリ。新院佐渡ヘ渡ラセ給ヘバ、都ヨリ御送ノ者共御輿カキ迄モ、御名殘惜マセ給テ、今日計明日計ト留

六條宮但馬國冷泉宮備前兒嶋ニ各遷御

メサセ給、長歌遊バシテ九條殿ヘ進ラセ給フ。奥ニ又、

存ヘテタトヘバ末ニ歸ル共、憂ハ此世ノ都ナリケリ、

九條殿長歌ノ御返事有。是モ又奥ニ、

イトフ共存ヘテフル世ノ中ノ、憂ニハ爭デ春ヲ待ベキ、

同廿四日六條宮但馬國、同廿五日冷泉宮備前兒嶋ヘ被移給フ。懸ル御跡ノ御嘆共、申モ等閑也。中ニモ修明門院ノ御嘆類少ナキ御事也。實モ一院ハ隱岐ヘ被移サセ給ヌ、新院佐渡ヘ被流サセ給フ。月日ノ西ヘ傾バ隱岐ノ御所ヘ御言傳セマホ敷思召。初鴈ガ音ノ音信ハ、佐渡ノ御所ノ御事共問ハマホ敷、人家ヲ照ス螢ハ御思ト共ニ焦レ、遠山ニ滿タル霧ハ御嗟ト共ニ晴ヤラズ。東一條院、先帝御座バ佐渡ノ院ノ御形見トハ思召セ共、慰方モハ無リケリ。七條ノ女院、老タル御身ニハ何共期セヌ都返リ、今日ヤ明日ヤト思召、御嘆ノ色日ニ隨ヒテ增ラセ給宛、思召沈マセ御座由聞召及ビテ、隱岐ノ御所ヨリ、

タラチメノ絶ヤラデ待露ノ身ヲ、風ヨリ先ニ爭デトハマシ、

佐々木廣綱ガ子勢多伽丸

七條院御返事、

中〳〵ニ萩吹風ノ絶ヨカシ、音信クレバ露ゾコボルヽ、

上ツ方ノ御事ハサテ置ヌ、下樣ニモ哀ナル事多カリケリ。佐々木山城守廣綱ガ子ニ勢多伽丸トテ、御室ノ御所ニ御最愛ノ兒有、廣綱罪重シテ被切ヌ。其子勢多伽サテシ候ハジ、定テ荒ケナキ武士共參テ、責進ラセ候ハンズラン、佐ナラズ先ニ出サセ御座候ハンハ、穩便ノ樣ニ候ナント、（申ケレバ人々モゲニモトイ）人々口々ニ申ケレバ、御室我モサ思トテ、芝築地上座信俊ヲ御使ニテ、鳴瀧ナル勢多伽ガ母ヲ召テ、被仰ケルハ、勢多伽丸七歳ヨリ召仕テ、已ニ七八年ガ程不便ニ思召共、父廣綱ガ罪深シテ被切ヌ。其子ニテ可遁（ナレバイ）共不覺、武士共參テ申サヌ先ニ被出バヤト思召スハ如何ニト被仰ケレバ、母承リモ不敢、袖ヲ顏ニ推當テ涙ヲ流シ、兎ニモ角ニモ御計ヒニ社（コソ）ト泣居タリ。勢多伽今年ハ十四歳、眉目心樣、紋付袴ノ著樣世ニ超タレバ、御所中モ雙ビ無ケリ。若此人被切給ハヾ如何ニト、見人袖ヲ紋リケル。スミレ付タル淺黃ノ直垂ヲ著タリケルガ、最後ノ時ハ是ヲ著替ヨトテ、朽葉ノ紋ノ直垂ヲ給フ。勢多伽切ラレン事ト聞バ、サコ

（泪ニムセビケルガ暫有テトイ）

（思儲シ事ナレ共イ）（サス）

ソ心細モ思ヒケメ、涙ノ進ケルヲモ、サル者ノ子ナレバニヤ、去氣ナク持成ケルゾ哀ナ〔ル。日〕來馴遊ケル兒達〔ニ〕出合テ名殘ヲ惜ミ送ラントス。此程秘藏セシ手本ヲモ遊ビ（物）ナド賦リ與ヘテ、各思出シ給ン時ハ、念佛申訪給ヘト云テ出ニケリ。

御所中ノ上下是ヲ見ニ、目モ昏心迷ヒ、袖ヲ絞ラヌハ無リケリ。大藏卿法印覺寛ヲ召テ被仰ケルハ、六波羅ヘ行（向）テ云ン樣ハ、山城守廣綱ガ子、七歳ヨリ被召使テ不便ニ思召セ共、父罪深シテ被切ヌレバ、其子難遁ケレ共、是ガ稚ナキニハ何事ヲカ仕リ可出ナレバ、法師ニナシテ親ノ後世ヲモ吊ハセント思召セ共、定テ近仕ノ人々取沙汰申サンズラント覺ル間、先出シ被遣也。餘ニ不便ナレバ我ニ預ナン哉、大事有バ我ニ懸ヨト云テ見ヨト被仰テ、又勢多伽ニ仰ケルハ、汝不便サ限無ケレ共、力不及、恨敷思ナヨ。並ノ岡ヲバ死出ノ山ト思ヒ、鴨河ヲバ三途ノ河ト可思ト、被仰含、（其後）我御身ヲ被遊ト覺シクテ、

埋木ノ朽ハツベキハ留リテ、若木ノ花ノチルゾ悲シキ、

サテ大藏卿法印・勢多伽一車ニ乘具シテ遣出セバ、母跡ニ歩跳シニテ、泣トモナク倒ル共ナク慕ヒ行ヲ、法印（御イタハシク思シテ）車ノ後ニ乘給ヘト云ヘ共不乘、（六波羅ニテ聞ヘヲバシケル御心ノ中サコソトアワレナリ。角テ法印）六波羅ヘ行著テ、勢多伽ヲ先ニ立テ、御室ヨリノ御使候ト云入ヌ。武藏守出合タリ、法印令旨ノ趣ヲ申聞セケレバ、熟々ト打守リテ、誠ニ能兒ニテ候ケリ、君ノ不便ニ思召ルヽモ御理ニ候。左候ハヾ、暫預進ラセ候ハン、此由ヲ被申候ヘト被申ケレバ、勢多伽ガ母庭ニ臥轉ビテ泣悲ケルガ、此御返事ヲ聞起揚リ、武藏守ヲ拜ミ、七代迄冥加御座候ヘトテ喜ビ（ケルモ理トゾ見エシ。角テ）車ニ乘テ返ル程ニ、叔父ノ佐佐木四郎左衞門尉信綱參リタリ。廣綱ハ兄弟中惡ク候シ事、年比被知召テ候。勢多伽童ダニ被助置候ハヾ、信綱髻切テ如何ニモ罷成候ハント申ケレバ、是ハ奉公他ニ異ナル者也。彼ハ敵ナレバ力不及トテ、樋口富小路ヨリ召返テ、信綱ニ被預。軈テ郎等金田七郎請取テ、六條河原ニテ切ントス。勢多伽御所ヨリ給ヒツル朽葉ノ直垂著替テ、車ヨリ下、敷皮ニ移リ、西ニ向テ手ヲ合セ、念佛百返計申、父ノ爲ニ回向シ、我後生ヲ祈念シ宛、首ヲ伸テ被討ケリ。母空キ質ロニ抱付、絶入々々呼キ叫有樣、目モ不

平九郎判官胤義ガ長子殘レ他ノ四人殺サル

レ當ズ、上下涙ヲ流サヌハ無リケリ。御室ハ空キ形ヲ成共今一度見セヨト被レ仰ケル間、車ニカキ入テ歸リ參ル。是ヲ被ニ御覽一ケル御心ノ中、譬ン方モ無リケリ。（サコソト推ハカラル、イ）其外東國ニモ哀レナル事多キ中ニ、平九郎判官胤義ガ子共五人アリ。十一・九・七・五・三也。ウバノ尼（祖母イ）ノ養ヒテ、三浦ノ屋部ト云所ニゾ有ケル。胤義其罪重シトテ、彼ノ子共皆可レ被レ切ニ定メラル。叔父駿河守義村是ヲ奉テ、郎等小河十郎ニ申ケルハ、屋部ヘ參テ申サンズル樣ハ、力不レ及。胤義御敵ニ成候シ間、其子孫一人モ助カリ難ク候。其ニ候者共出サセ可レ給由申セトテ遣ス。十郎屋部ニ參リテ此由ヲ申ケレバ、力不レ及、十一ニナル孫一人ヲバ留メテ、九・七・五・三ニナル子共ヲ出シケリ。小河十郎、如何ニヲトナシク御座ス豐王殿ヲバ出シ給ハヌ哉覽ト申ケレバ、尼上、餘ニ無慙ナレバ助ケント思フゾ。其代リニハ尼ガ首ヲ取ト宣ケレバ、現ニハ奉公ノ駿河守ニモ母ナリ、御敵胤義ニモ母也、惡フモ哀惜モ有間、（十郎）力不レ及、四人計ヲ輿ニ乘テ返リニケリ。鎌倉中ヘハ不レ可レ入トテ、手越ノ河端ニ下シ置タレバ九・七・五ハ乳母々々ニ取付テ、切ントスルト心得テ泣悲ム。三子ハ何心モナク、乳母ノ乳房ニ取付、手ズサミシテゾ

土御門院土佐ヘ遷御

居タリケル、何レモ目モ被レ當ヌ有樣也。日已ニ暮行バ、サテ可レ有事ナラネバ、腰ノ刀ヲ拔テ搔切々々四ノ首ヲ取テ參リヌ。四人ノ乳母共、空キ質ヲ抱ヘテ、聲々ニ呼キ叫有樣、譬テ云ン方モナシ、（觸イ）質共輿ニ乘テ、屋部ヘ歸リテ孝養シケリ。祖母ノ尼此年月育シ立馴ナシミヌル事ナレバ、各云シ言ノ葉ノ末モ不レ忘、今ハトテ出ニシ面影モ身ニ添心地シテ、絶入（四イ）給ゾ理ナル。（十二イ）抑隱岐ノ法皇第一御子中ノ院共申、又ハ土御門院共申ケル。承元三年三月御心ナラズ御位ヲスベラセ給シカバ、御恨深クシテ御座ケル。サレバ（御不孝ノ如ニテ）關東ヨリモ兎角ノ沙汰ニモ不レ及。（都ニヲハシケルガ、被レ仰ケルハ、承元ノ古ヘ）其恨（深）シトイヘ共、人界ニ生ヲ受ル事、是父母ノ恩也。然ルニ一院配所ニ奉レ置ナガラ、我身都ニ安堵シテ居事、彌不孝ノ罪深カルベシ。（朕モイ）同遠國ニコソ栖メト、九條禪定殿下幷ニ右大將公經ニ被レ仰ケレバ、此旨ヲ關東ヘ被ニ仰遣一。左京權大夫義時以下ノ人々憐ミ奉リナガラ、此上ハ力不レ及トテ、閏十月十日土佐ノ國ト被レ定。鷹司萬里小路ノ御所ヨリ御出立アリ。御外戚土御門大納言定通卿參リテ、泣々出シ奉ツル。御供ニハ少將定平・侍從貞元（定イ）・女房三人・醫師一人

阿波ニ移御

參リツ、御道スガラモ哀ナル御事共多カリケリ。須磨・明石ノ夜ノ波ノ音、高沙・尾上ノ曉ノ鹿ノ聲、神無月十日餘ノ事ナレバ、木々ノ梢・野邊ノ草村、霜枯行氣色ナルニ、御袖ノ上ニハ秋ヲ殘シテ露深シ。讃岐ノ八嶋ヲ御覽ズレバ、安德天皇ノ御事ヲ思召被ㇾ出、松山ヲ御覽ジテハ、崇德院御事押計ラハセ給テ、何事ニ付テモ、今ハ御身獨ノ御事ニ思召沈マセ給ゾ哀ナル。角テ土佐國ニ著セ給ニ、御栖居賤キ(チイサイ)由申セバ、(軈テ)阿波國ヘ移ラセ給程ニ、阿波ト土佐ト両國ノ中山ニテ、俄ニ大雪降ツ、前後ノ路モ難ㇾ分、御輿カキモ歩カネ、上下ノ輩行ヤラザリケレバ、御輿カキスヘテ如何ナルヘシ共不ㇾ覺、院御涙ニムセバセ御座テ、

浮世ニハカヽレトテコソ生レケメ、理リシラヌ我涙カナ、

被ㇾ召仕ケル番匠一人有。眉目形ヨカリケレバ侍次郎ト名付ラレタリ。御供仕ラント頻ニ望申ケルヲ、田舍ニテ造作ヲモセバコソ、番匠ハイラメ。只罷留レト仰ケレ共、アナガチニ進テ參リケルガ、具足モチテ、木ニ上リテ枯タル枝共切ヲロシ、御輿ノ前ニ取積デ燒、供奉武士共ノ前ニモ燒ケレバ、下臈皆安堵ス。君モ少シ御心延サセ

御座テ、一番匠只今大切ナリトゾ被ㇾ仰ケル。フル雪モ物ナラズシテ夜モ明ニケレバ、御送ノ人モ參重リ、御迎ノ輩モ加リケレバ、道踏分サセテ阿波國ヘ成セ給フトテ、

浦〳〵ニヨスル白浪事問ハン、ヲキノコトコソ聞マホシケレ、

承久三年如何ナル年ナレバ、三院・二宮遠嶋ヘ赴セマシ〳〵、公卿官軍、死罪流刑ニ逢ヌラン、本朝如何ナル所ナレバ、恩ヲ知臣モナク、耻ヲ思フ兵モ無ルラン。日本國ノ帝位ハ伊勢天照太神・八幡(大)菩薩ノ御計ヒト申ナガラ、賢王逆臣ヲ用ヒモ難ㇾ保、賢臣惡王ニ仕ヘテモ治シガタシ、一人怒時ハ罪ナキ者ヲモ罰シ給フ、一人喜時ハ忠ナキ者ヲモ賞シ給フニヤ。サレバ天是ニクミシ不ㇾ給、四海ニ宣旨ヲ被ㇾ下、諸國ヘ勅使ヲ遣ハセ共、隨奉ル者モナシ。カヽリシカバ關東ノ大勢、時房・泰時・(朝時)・義村・信光・長清等ヲ大將トシテ、數万ノ軍兵東海道・東山道・北陸道三ノ道ヨリ責上リケレバ、靡カヌ草木モ無リケリ。

承久記下之終

奥書

右兵亂之記行二于世一年尚矣。故本有二廣略一條有二脫落一。今也集二於多本一。以一校畢。

于時元和四年戊午暦孟夏中十日。

後鳥羽院の院政

承久軍物かたり　巻第一

それ我朝は神こくとして、天神七代・地神五代とあひつゞかせ給ひて、そのゝちかんやまといはわれひこのみことに、御位をゆづり給ふ。これを人皇のはじめと申なり。このみことより八十二代にあたらせ給ふみかどをば、後鳥羽院とぞ申ける。御いみなは尊成（たかしげ）、たかくらのいん第四の御子、御はゝは七條院。ぞう左大臣のぶたか卿のむすめなり。治承四年七月十四日、御たんじやう、壽永二年八月廿日、御とし四さいにてくらゐにつかせ給ふ。文治五年正月三日、御げんぶく。建久九年正月十一日、御とし十九さいにして、位をしりぞかせ給ひて、第一のわうじ爲仁（ひと）のみこにゆづらせ給ひて、御身はいやしきにかたをならべ、ひざをくませ給ひて、ぶんぶげいのうをもつぱらとまなび給ふにより（ひしかば）て、歌仙の花もさき、ぶんしやうのみもなると（は申せども、むかしの）かや。しかるにけんわう・せいしゆのすなほなりし御まつりごとをそむかせ

武道を好ませらる

給ひて、よこしまにぶたうをこのませ給ひ（ふぞあさましき。これによて）ゆみやよくとりて、うち物にしたゝかならんものをば、ちうしやうせられけるゆへに、くに〳〵よりすゝみ参ることおびたゞし。またほくめん・西面とて、さぶらひをちかくめしつかはるゝことあり。

初めて西面武士を置き士を關東より召す

北面はむかししら川のいんの御宇にはじめをかる。西めんはこのいんの御宇にはじまりぬ。またくはんとうへ仰せて、ゆみとりのよからんものを、十人すぐりて参らせよとめされしかば、うけ給はると申て、つだのちくごの六郎・しづまわかさの兵衛二郎・はらの彌五郎・つく井兵衛太郎・たか井兵衛太郎・おぎのゝ三郎、六人を参らせければ、上くはうあさからずおぼしめしけり。但、吳王けんかくをこのみしかば、宮中にきずをかうぶらざるものなし。楚王さいようをこのみしかば、天下にうえしぬるものおほかりけりといふように、上のこのみに、下はしたがふならひなれば、此君の御ふるまひ、玄かしながらくにのあやうからんことのみ（ぞ）あやしみける。

承元の讓位

繪所（だいりのてい、しらすによろひたるむしゃ六人、てん上にくぎやう・てん上人あり。）

承元四年十二月一日、上皇第三のわうじ（もりしげ）守成のみこを、御位につけ給ひて、第一の御子をば、をしこめ奉らせ給ふ。これはどうぶくの御てうあいによつてなり。されば一いん・しんいん御中よからずとぞきこえし。

關東將軍の次第

頼朝の經營

その比、くはんとうと申は、清和（せいわ）天わうのこういん、源のよしともの三なん、かまくらの右大しやうよりとも、後白河院のいんぜんを給はり、ちせう四年の秋の比、やまきのはうぐはんをうちとりてより、文治元年にいたつて、平家の一るいことごとくうちなびかし、一天をだやかにおさまりしかば、みかどえいかんのあまりに、よりともを六十六かこくのそうついぶしにふせられけり。いにしへはこくし・りやうけといふばかりなりしを、この時にあたつて、くに〳〵にしゆごをゝき、郡郷（ぐんがう）に地とうをすへて、たべつひやうらう米をあてとらるゝあひだ、こくしは玄ゆごをそねみ、りやうけは地とうをあだと思ふ。よりとも世をたさむること十九年にして、正治元年正月十三日、年五十三にして、世をはやうし給しかば、左衛もんのかみよりいへ、そのちやくしとして世をつぎ給ひ、將軍のせんじを給はる。御うしろみは、げしやくのおほぢとをたうみのかみ平の時まさ也。玄かれどもふてうのふるまひ

將軍頼家

たはしけるによて、しんめいにもはなたれ、じんまうにもそむき給ひつゝ、俄にいれいあつて、世をたもつこと五年と申十月にしよくをじし、いづのしゆぜん寺にうつされ、終に時まさがはからひとしてうしなひ奉り、その御おとゝまんじゆ御せん、いまだおさなくおはしますを、建仁三年九月に、せいいしやうぐんのせんじを下し給はり、十三にてうゐかぶりせさせ、さねともとぞ申ける。さだいのせうしんとゞこほりなく、中なごん・大なごん一わづか四五ねんにへのぼつて、建保六年三月六日左大しやう、同十月九日内大臣、同十二月二日右大臣ににんじ給ふ。年廿九さい、いつしかなりとかたぶけ申やからおほかりけり。明年正月廿七日には、つるがをかの八まんぐうにて、はいがおこなはるべきよしさだまりければ、都よりくぎやう・殿上人あまた下らせ給ひけり。すでにその日になりしかば、大せん大夫ひろもと入道かく阿、君の御まへに参り、御さうごうを見奉りて、涙をはら〳〵とながし申けるは、かく阿ひとゝなりてよりこのかた、終になみだのまなこにうかぶことなし。しかるにたゞ今ぢつきんし奉る所に、らくるいきんじがたし。これたゞごとゝ

将軍實朝

右大臣となる

廣元の諫言

鶴岡宮に拜賀

拜賀の行列

もおもはれず。これにつけておもんぱかるに、故う大しやうけよりとも卿、先年とう大寺御くやうの時のれいにまかせ、そくたいの下にはらまきをちやくせられ、日中にをよんでつとめ給へかしと申ければ、もんじやうばかせなかあきらこれをきて、なんでうさることの候べき。はいがはひんそくにおよんですることとなり。そのうへ大じんの大將にのぼる人、ふくを帶するぎしきなしとてとゞめければ、やめられけり。犬のこくにおよんで御出、をんみやうじちかもとへんべいに参る。たゞひさ御はらひをつとむ。さねまさ御車をよせけり。そのぎやうれつのぎしき、

繪所

先、ゐかい四人、二行、とねりのやうなり。

次、とねり四人、二行、

一員いん三人、

次殿上人、一行、

花山院侍從よしうぢ

さひやうゑのすけよりつね
いよのせうしやうさねまさ
むまのごんのかみよりもち
中宮ごんのすけのぶよし

次ずいぢん四人、一行、ゆみやもつ。

くはうごうぐうの大夫よりうぢ
一でうのせうしやうよしつぐ
いなばのかみもろのり
いがのせうしやうたかつね

次に御かさもち、

次ぜんく、二行、ゆみやもつ。

藤のこうとう
とをとうみの太郎よりたか
するがの前司すへとき

平こうたう
さがみの太郎時もり
藏人大夫ともちか

さがみのぜんじつねさだ
むまの助ゆきみつ
むまのすけ時ひろ
むさしのかみよしうぢ
たゞの藏人しげつな
かいのむまの助むねやす
しゆりのごん大夫これよし

次に官人、ゑぼしあかしやうぞくきる。

はだのかねみね　番長あつひで

御車、くるまぞひ四人、くろしやうぞく。
うしわらは一人、あかしやうぞく。
次隨兵、二行、ぐそくきる。

をがさ原二郎長清　たけだの五郎のぶみつ
いづのさゑもんよりさだ　ときのさゑもんもとゆき

藏人大夫もちくに
たじまの藏人くにたゞ
はうきのぜんじちか時
さがみのかみ時ふさ
するがの右馬助のりとし
長井左衞門大夫ちかひろ
右京のごん大夫よし時

大須がさゑもんみちのぶ　しきぶの大夫やすとき
あいた城介かげもり　三うら太郎兵衛時むら
河ごえさゑもんしげ時　かとう左衛門かげかず
おの〳〵よろひもち一人、
はりかへもち一人、かたはらに行。

次ざつしき廿人、（さうしきの事。）
次けびいし、
大夫はんぐわんかげかど、（あかしやうぞくにかぶりきる。）
次御てうどかけ、かみやの事なり。やをつゝに入、弓にそへてもつ。
さゝきの五郎よしきよ、（かぶりにあかしやうぞく。）
次御けんもんじやう〳〵なかあきら
次下らうずいじん、二行、（なへとりきて弓やもつ）
はだのきんうぢ　かねむら
さだぶん　ちかたう
あつみつ　あつうぢ
次くぎやう、一行、御むまにめし、各ぜんく五人づゝあり。
しん大なごんたゞのぶ
さゑもんのかみさねうぢ
さいしやう中將くにみち
八でうの三位みつもり
ぎやうぶ卿むねなが
後に衛府、二行、（ひとゑなしにかみしも、なへとりてあかしやうぞく）
さゑもんの尉みつかず　同ゆきむら
みんぶのぜうひろつな　いきのかみきよしげ
せきさゑもんまさつな　ふせの左衛門やすさだ
をのでらさゑもん　いがのさゑもんみつすゑ

あまの丶さゑもんまさかげ　むとうさゑもんよりもち
いとうさゑもんすけとき　あだちさゑもんもとはる
いち川さゑもんすけみつ　うさみさゑもんすけなが
さぬきさゑもんひろつな　ごとうさゑもんもとつな
そうさゑもんたかちか　中でうさゑもんいへなが
だての左衛門ためいへ　江のさゑもんのりちか
大井さゑもんさねひら　源四郎ゑもんひでうぢ
しほのや兵衛ともなり　くない兵衛きんうぢ
わかさ兵衛たゞすゑ　つなしま兵衛とし久
とうの兵衛ゑげたね　つちや兵衛むねなが
さかひ兵衛つねひで　かの丶七郎みちひろ

ゑ所。

かき出

およそろじのずいびやうは一千よき也。わかみやの石ばし（いし）のへんにて（にちかづき給ひしかば）、御車を丶り給ふ時、もんじやうぐ〳〵みすをあぐれば、よりもちしぢを奉る。よしつぐは御くつのやく、さねまさ御きよをとる。右京權大夫よしときは、御けんのやくをつとめ給ひしが、宮門に入給ふ折ふし、俄にしんぐ〳〵なうらんし、ぜんごくらくなりしかば、もんじやうぐ〳〵なかあきらをよびて御けんをゆづり、たいきよしてをの丶ていにかへり給ふ。こゝにふしぎあり。しやうぐん車よりをり給ふとて、ゆうけんのつかのくるまのてがたに入たりけるを、ゑらせ給はでうちおらせ給ふこそ、あさましけれ。ゑかるに仲章（なかあきら）、くるしうも候まじとて、木をゆひそへてぞまいらせける。むかしりうくはうわうといひし人、はるかの道におもむくとて、車のながへおれたりけるを、つゝしまずして行けるが、ふたゝび返ることをえずして、たこくのつちとくちにけり。ぜんしやのくつがへすは、後車のいましめとこそ申に、いさめ申さゞるもんじやうばかせ、ふかくなる次第也。これのみか、御くるまのまへを、くろき犬のよこさまにとをる事、れいきうしきりになく事、かたぐ〳〵もていま〳〵しきつげありけるを、おどろかぬこそはかなけれ。さるほどに、いしばしにちかづかせ給

義時退去す

不祥事の兆

ふ時、いづくよりともなく、びそう三人あらはれ來て、しやうぐんをおかしたてまつる。はじめ一たちはしやくにてあはせ給へども、次のたちにぞ、御頸はおとされ給ひけり。もんじやうばかせなかあきら・はうきのぜんじもろのりもきられけり。ぜんごに候けるずい兵ども、こはいかなることぞやとて、あはてさはぎて宮中にはせこむといへども、かたきはたれともしらず。　比は正月廿七日いぬの時のことなれば、くらさはくらし。うへを下に返してどよむこゑおびたゞし。かゝりける所に、かみのみやのみぎりにて、あざりこうげう、ちゝのかたきをうつとなのられしかば、ぐんぜいどもこれをきゝて、すなはちかのぜんじのおはしますゆきの下のほんばうをおそふ所に、こゝにはおはしまさずとて、兵どもかへりけり。さてもべつたうこうげうは、日比のしゆくいをとぐるとよろこびて、すなはちかの御くびを手にもち、うしろみのびちうのあざりが、雪の下のきた谷のいへにむかはれけるが、物などまいらせけるあひだも、御くびをばはなし給はず。　去かるにべつたうのもんていに、こまわか丸と申は、三うらの平六さゑもんよしむらが二なん也。そのよしみをおぼしけるか。やげんだ兵衛と申ものを御つかひにて、よしむらがかたへ仰つかはされけるは、右府しやうぐんすでにかうじ給ひぬ。　いまくはんとうの長たるべきものはわれなり。　はやくけいりやくをめぐらすべしと、去めしあはされければ、よしむら大きにあきれ、日比しやうぐんの御をんあつくかうぶり奉れば、いまさらいたはしく思ひ、右京大夫に參りて申合ければ、すみやかにべつたうあざりをちうし奉るべきにさだまりけり。

忍所

すなはちながをのしん六・さいがの二郎いげ五人の兵に仰せて、あざりのざいしよへつかはさる。　べつたうはつかひのをそきことをまちかね給ひて、よしむらがじたくにいたらんとおぼしめして、山中にかゝり給ふが、その夜しも大雪ふりて、道にまよふておはせし所に、ながれの六郎ゆきあひて、ちうし奉らんとす。　べつたうははやわざ・ちからわざ人にすぐれ給へば、さうなくうたれ給はず、こゝをせんどとたゝかひ給ふ。

公暁討取らる

繪所、山中に雪ふりたる所に、ぐそくきて、むしや五人ときりあふ所。（ほうし十九の衣の下に）

上之終

かき出し

云かれども、たせいにぶせいかなはねば、ついにうちとられ給ひけり。このべつたうと申は、う大しやうどのゝ御まご、きんごしやうぐんの二なんなり。御はゝはかもの六郎しげながゞむすめにてぞおはしける。みなしごにておはせしを、そぼの二位のぜんに、ふびんにおぼしめし、はぐゝみそだてゝ、十七さいと申十月十一日に、つるがをか八まんぐうのべつたうしよくにふせらる。ことし三とせになりけるが、御所の中にへんげのものありて、女のすがたとあらはれ、うへをうかゞふ。いかにもして（ゆくゑ）ざいしよを見んともとむれども、あしはやく身かろくして、まぼろしのごとくに成給ふゆへ、御ざい所を見たる人もなし。いまおもひ合すれば、べつたうあざり、しやうぐんをうち奉らんために、三とせがあひだうかゞひ給ふといへども、終にほんまうをとげ給はず。このはいがのじせつを、天のあたへとよろこびておぼしたつ所に、うきやうの大夫は、御けんのやくにさだまりけるよしきこしめしければ、まづ一のたちにうち給ふ所に引かへ、なかあきら（御けんのやくをつとめ）かはり（しゆ）へにこそ、あへなくうたれけるとかや。あくれば廿八日、しやうぐん家の御さうれいをいとなまんとする所に、御くびのありかしれざりければ、いかゞせんとまどふ所に、ものふ御所を御しゆつのとき、きんうぢ御びんに參りければ、びんのかみを一すぢぬかせ給ひて、御かたみとて給はりつゝ、

いでゝいなばぬしなきやどとなりぬとものきばのむめよゐれをわするな

と、くちずさみ給ふこそいまはしけれ。その御かみを御ぐしにもちひて、御くはんに入奉り、せう長するゐんのかたはらにほうぶり奉る。この日、みだい所も御しゆつけあり。御かいしはぎやうゆうそうづなり。また長井さゑもん大夫ちかひろ・むまの助時ひろ・じやうの介かげもり以下、す百人の大みやうども、ことゞくしゆつけしたり。あはれなるかな。こんど都よりくだり給ひしくぎやう・てん上人は、つたへ聞ふじのたかねをはじめとして、めい所〳〵を見んことよと、心よくおぼしけるに、おもひの外なるむじやうにあひて、各かなしみの色をふくみて、なく〳〵か

將軍實朝の葬儀

實朝の詠歌

公卿殿上人京都へ歸る

へりのぼられけるが、うきしまが原をとをり給ふとて、かすめる空ののどかなりけるに、すがたも見えぬかりのおとづれけるを見給ひて、さねうぢ卿、かくぞ思ひつづけ給ひける。

西園寺實氏の詠歌

春のかりの人にわかれぬならひだにかへる空にはなきてこそゆけ

ときこえければ、きく人そでをしぼらぬはなかりけり。

實朝殺害のよし京都に達す

繪所（ところはふじの山のふもと、かいへんもみゆる。馬にのりてくろきしやうぞくのくぎやう五人、そのほかともの人々都へのぼるてい、くもゐにかりのとぶ所をかくべし。）

きさらぎ二日、加藤はんぐはん六はらにはせつき、右府將軍御たがいのよし申ければ、京中のきせんなん女きゝつたへ、東西をうしな（ひ脱カ）てなげきかなしみけり。かまくらには三代將軍の跡たえ、しよくをつぐべき君だちもましまさねば、あまみだい所、ゑばらくせいだうをきこしめしけり。然れども女身は不定なれば、憚おぼしめして、ゑのゝ判官ゆきみつを御使として、みかどへそうし申されけるは、六でうのみや・れんぜいのみや御兩所の内御一人、くはんとうへ御下かうましまさば、將軍家とあふぎ奉るべしとのたまふ所に、一院いかゞおぼしめしけん。京とゐなかに

宮將軍の東下を奏請す

御兄弟ならび給はんこと、いかゞあるべからんとて、りやうじやうし給はず。

最勝四天王院を毀つ

ゑ所

これにつけても君のえいりよ、万人のおどろ（き）くほど（）あやしみ奉る事ありけり。先三でう ゑら川のはしのへんに、さいせう四天わう院と名付て、てうぶくのだんを立て、もつぱらくはんとうをじゆそし給ひしが、將軍うたれ給ふてのち、ゑら川の水のけがれんもおそろしとて、いそぎこぼち捨られけり。さて又しやうぐんの御位、たび〳〵のぢもくに、くはぶんにすゝませ給ふことは、くはんうちにせんためとぞ仰ける。又大内のゑゆごと申は、故源三位よりまさ卿より、そのまごさまのかみよりもち、さうでんして候けるを、西めんをさしつかはしてせめ給ひしかば、のがるかたなくして、はらかききつて ゑにゝけり。又するがのくにゝ、阿のゝくはんじやときもとゝいふものあり。これはよしつねの一ふくのあに、あのゝほつきやうぜんせいが子なり。この比、一いんよりいんぜんを給はり、くはんとうをほろぼすべきよし ゑたくして、ゑんざんにじやうくはくをかまへ、くに〴〵のせいをもよほ

河野冠者時元院宣により鎌倉をはかる

仁科盛遠を西面の武士に加ふ

すときこえしかば、右京大夫よし時大きにおどろき、かねくぼの兵衛ゆきちかいげの兵をさしつかはし、さんゞ〜にたゝかひて、つゐにうちほろぼしてけり。こゝにまたしなのゝくにのぢう人、にしなの平四郎もりとをといふ侍あり。十四・十五の子をもちけるが、いまだげんぶくもせず。さる去ゆくぐはんあるによりて、くまのまうでのおりふし、上くはうのみくまのまうでありしかば、道にて參りあひ奉りけり。上くはういかなるものぞと、御たづねありければ、にしなの四郎平のもりとを、同二人のなんしにて候と申ければ、上くはう、かの子どもを御らんずるに、いづれもきよげなりければ、ゐん中にめしつかはれんとて、やがて西めんの衆にぞなされける。もりとを子どもをめし上られしかたじけなさに、みづからもゐんざんし、みやづかへ申ければ、う京の大夫これをきゝ、なんでうくはんとう御をんのさぶらひ、御ゆるされもなくして、いん中の御ほうこう心えずとて、かの所領二か所もつしゆせられけり。又つのくに長え・くらはしといふ兩庄は、一院の御ちやうあいかめぎくといふ白拍子がちぎやうなるを、地とうこれをこつしよしけるによつて、かめぎ

義時盛遠の所領を沒收す

長江倉橋兩庄地現改易を命じ給ふ

義時院宣を拒む

くこれをいきどをり、院へそうしなげきけり。これによりて、くはんとうへちよくしをたてられ、もりとをが所領返しあたふべき事、かめぎくがちぎやう所の地とう去よくかいたいすべき事。此二か條すみやかにちよくにをうじ奉るべきよし、右京大夫がもとへ仰下されけり。右きやうの大夫よしとき、ちよくぢやうをうけ給て、ちよくたう申さんその爲に、一千よきのせいを引ぐし上らくせられけり。このよし時と申は、かうづけの介平の直方（なをかた）に五代のそん、ほうでうとをたうみのかみ時まさが二なん、こ右大しやうどのゝこじうと、あまみだい所のせうとにておはしければ、世の人おもんじて、このげぢにしたがはぬはなかりけり。都に上ちやくせしかば、いんざんして、仰のおもむき一々にちよくたうせられけるは、先地とうしよくと申ことは、いにしへはなかりしに、故う大しやうよりとも卿、平家をうちほろぼしたるげんじやうに、後しら川の院、日本ごくのそう地とうを給はりたるなり。てうてきついたう六かねんがあひだ、あるひはおやをうたせ子をうたせ、あるひはしうをうたせ、いへの子をうしなひたる御家人どもに、くんこうの去なゞくに去た

九條道家の三男頼經鎌倉將軍となる

がひて、わかちたびたらんぢとう云よくを、させるざいくはもなくして、よしときがはからひとして、あらため申べきやう候はずとて、きよゝうし奉らざりしかば、君大きにげきりんあつて、その時よりいよ〳〵、くはんとうをほろぼさばやとぞおぼしめしける。　さてまたくはんとうの云やうぐんには、くはうみやうふじのせつしやうみちいへこうの三なん、ことし二さいにならせ給ふをぞ、さだめ申されける。是は一でうの二位の入道どのゝ北のかたはよしともの女、こう大將どのゝ一ふくの御いもうとなり。その御むすめさいをんじの大しやうきんつね公の北のかたなり。その御むすめ。みちいへこうの北のまん所となり給へば、はゝかたは源氏なればとて、これを云やうじ給ふとかや。くはんとうより三うらの太郎兵衛・平九郎さゑもんの尉いげ十二人の大みやうを、御むかひにのぼせられしかば、承久元年六月廿五日、都をたゝせ給ひて、七月十九日のむまのこくには、かまくらにつかせ給ひけり。たちまちにせつくはんのいへを出で、ぶしの大しやうにそなはり給ふぞ、めづらしき。みちすがらのよそほひ、花をかざりてしかばたぐひなきけん物也。かま

後鳥羽院鎌倉を亡さんと思召す

平判官胤義が所存を問ふ

くらにありける人々、しまづさゑもん・いとうさゑもん・をがさはらの六郎をはじめとして、あまたの大名さがみ川まで御むかひに出たり。時のきら後のおばえ、ゆゝしかりけるありさまなり。

絵所。かまくらちかき所御供の女ばうのの り物、あまたあとさきに、ぶしどもむまにのりて御ともする所なり。かはのほたふなばし二さいのわか君こしにのり給ふ。めのとの女ばう同のる。みなくかたせまで、わか君の

去ほどに、一院はうきやうの大夫がくはぶんのふるまひ、やすからずおぼしめしければ、ひとへにくはんとうをほろぼさんと、えいりよさだまりしかば、くに〴〵の兵どもをことによせて、めされけるほどに、たとひくはんとうに心ざしふかきともがらも、ちからおよばず、めしにしたがつて、しこうするやからおほかりけり。こにくはんとうのさぶらひ、平九郎はんぐはんたねよしといふものあり。大ばんのつゐでにざい京して候けるが、一ゐんこのよしきこしめされて、のとのかみひでやすをめされて、抑〻たねよしはくはんとう云こうの身として、久しくざい京するは何事ぞ。もし存ずるむねあるか。たづねきけと仰られければ、ひでやすうけ給はつて、雨ふりしづかなる夜、平九郎はうぐはんたねよしをまねきよせて、門さしかた

めてほかの人をばよせず、たゞ二人むかゐ居て、しゆえんしてあそびけり。夜ふけて後、ひでやす申けるは、くはんとう御ほうこうの御身にて御ざい京は、いかやうなる御しよぞんにて候やらん。ない〳〵たづねうけ給候へと、御きしよくにて候といひければ、たねよし聞て、べちのぎは候はねども、たうじたねよしがあひぐそくして候もの、故う大しやうどのゝきり物、いほうばうしやうくはんがむすめにて候が、故さゐもんのかうのどのに思はれまいらせて、わか君一人まうけ奉りしを、うきやうの大夫に、ゆへなくうしなはれ侍れば、うき物にあさ夕すがたをみする事よと、あまりになげかしく候あひだ、さてちからをよばず、かくて候也と申す。ひでやす是を聞、じたいよしときは、ゐん中の御きしよくよからぬものなれば、いかにもしてうたせ給ふべき御はかりごとは候はぬかと申ければ、

嵐義所存を陳ぶ

嵐義の豪語

ゐ所

たねよし、一天の君のおぼしめしたゝせ給はんに、なんでうかなはせ給はぬことの候べき。につぽんこくぢうだいのさぶらひども、仰をうけ給はらば、いかでかそむきまいらせ候べき。中にもしやけうにて候みうらするがのかみこそ、きはめてをこのものにて候へば、につぽんこくのそうついぶしにも、なされんとのせんじを下され候はゞ、よもじし申候はじ。もしさもおぼしめし候はゞ、たねよしもない〳〵申つかはし候はんとてかへりにけり。夜もあけければ、ひでやすはかやうゐんどのゝ御所へ参りて、たねよしかくこそ申せとそうしければ、一ゐんゐつぼにいらせ給て、やがてたねよしをめしよせられ、ちよくもんありけるに、いぜんひでやすがそうし申むねに、すこしもたがはずごん上しければ、いまはかうよとおぼしめされて、とばのせいなん寺のやぶさめそろへと御ひろうあつて、去よこくの兵どもをめさるゝ所に、やまと・やましろ・あふみ・たんば・みの・おはり・いが・いせ・つのくに・かはち・いづみ・きのくに・たんご・たじま以上十四かこくの兵ども参りけり。くらのごんのかみきよのりうけ給はつて、ちやくたうを付ければ、むねとの兵一千七百人とぞ去るしたる。

院嵐義を召す

院諸國の士を召す

繪所、だいりの庭、ぐそくきたる兵、あまたなみゐたり。そくたいのてん上人、ちやくたうつくる所。

西園寺公經誅戮の評定

一院はなはだえいかんあつて、いよ〳〵御心たけくならせ給ひつゝ、くぎやう・てん上人をめして、こんどの御大じにつき、せんぎまち〳〵なり。中にも、ともゑの大しやうきんつね卿は、たうじくはんとうのよしみあるものなれば、かれをうたんやいなや、ちよくもんありければ、くぎやう・てん上人、くちをとぢて物も申されず。

德大寺公繼の意見

かゝりける所に、とく大寺のおとゞ申されけるやうは、かのともへの大しやうと申は、させるゆみやとりにても候はぬを、おぼしめし立せ給ふことのはじめに、先うたせ給はんことかろ〴〵しく、もし又うたれ候はぬものならば、御大じのをもらせ給ふべければ、かさねて左づかに御はからひ候べし。大かたこんどの御むほんの御事、左かるべきともおぼえ候はず。そのゆへは故法わうの御時、きそさまのかみよしなか、ちよくめいをそむきて、らうぜきをふるまひけるを、よりともに仰付られて、ほろぼさるべき所に、いきのはうぐはんともやすと申すいくぢなしが、すゝめにつかせ給ひて、ゐん中に兵をめされて、かせんせさせられ候により、あさましきことども出きたりけり。そうじてこのくにをあしはらこくと申ことは、あしの葉

公經伊賀光季に警告す

にゝたるゆへにて候。そのふくらはとうごくにあひあたり候へば、ぶしもとよりおほくして、左たがへさせ給はんこと、なんぎの次第に候べし。みかたの兵、わづか千が一にもおよびがたし。よく〳〵ゑいりよをめぐらさるべく候べしと、そうし給ひければ、一ゐんもつての外の御きしよくなりけり。されども德大寺のおとゞ、あながちに申さるゝによつて、たちまちうしなはるべき大しやう、きんろうにぞなだめられけり。さらばいそぎ大しやうめせとてめされしかば、大しやうはかやう院殿へ參られけるが、ちからのかみなかひらといふものをつかひにて、いがのはうぐはんみつすゑがもとへ申されけるは、せいなん寺のやぶさめぞろへと御ひろうあつて、かやういん殿へめされ候ほどに、すなはちそれがしは、たゞいまちよくにをうじて參るなり。左かるにそのぎなくて、寺の大衆を左づめらるべしと聞ゆ。いかさまにも、世中をだしかるまじとおぼえ候へば、御へんはたとひめさるゝとも、さうなく參り給ふなよ。いづれもかさねて、しさいを申つかはすべしとぞ申されける。それよりともへの大しやうは、かやう院殿へまいられければ、こじうとの二

公經父子幽閉せらる

位のほういんそん長、大しやうのなをしのそでを引て、ばゞ殿にをしこめける。去そくの去ん中などんも、おなじくめしこめられけり。そのゝち上くはう、平九郎はうぐはんたねよしをめされて、ちかひろほうし・いがのはうぐはん、これらをばいかゞすべきとおほせられければ、たねよし申けるは、ちかひろ入だうは、めされば參り候べし。みつするゑは右京大夫にえんじやにて候へば、めさるゝともよも參り候まじ。いかさまにも先兩人をめされ、ことの去さいを御らんじて、その時こそ、うつてをもさしつかはさるべう候へと、はからひ申せば、もつともしかるべしとのちよくぢやうにて、先ちかひろ入だうがもとへ、ちよくしを立てめされしかば、入だういぎにもをよばず、すなはち五十きのせいをあひしたがへ、いんざんしけるが、いがのはうぐはんがもとへ、つかひを立て申やう、かやういん殿へめされ候ほどに、すでにたゞ今參る也。その方へは御つかひは參らぬかといひければ、みつするゑ（いがのはうぐはん）が返じには、いまだこなたへは御つかひは見え申さず候。たとひめされ候とも、いさか承るしさいの候へば、さうなく參り候まじとこたへけるを、少輔入道（ちかひろ）これを

大江親廣院參

親廣起誓文を奉る

もさとらず、かやう院どのへまいりたれば、すなはちてん上ぐちへめされ、一ゐんぢきにおほせ下されけるは、こんど御大じをおぼしめしたつことありて、兵をめさるゝことあるによつて、これにありあふ兵みなちよくにしたがひ奉る。しかるになんぢ、よし時にしよくせんか。またみかたに參るべきか。たゞいま申きれとぞ仰ける。ちかひろ入道、こはいかにと存ずれども、ぢきのちよくぢやうにてはあり、とかくじたい申べきようなかりければ、御かたの御せいにくはゝり、御大じにたち候べしと、ちよくたう申ければ、一院きこしめし、そのぎならば、たゞいまきしやうをかきて、まいらせよとのたまへば、入道のがるゝことをえずして、ゐながきしやうもんをかきて奉る。さてこそ御しよ中に候てけり。

絵所、だいりのてい、上くはう御れんの内におはします。ちかひろ入だうすのこのうへにゐる。まへにすゞり有。てん上人一人、ふみのやうなる物をもちて、一いんの御まへに參り見せ奉る所也。

上くはう、このよし御らんじて御心よげにおぼしめし、院中にてめしつかはせ給ふとかや。

せう久の物かたり　上

巻第二

光季召に應ぜず

そのゝち上くはう、いがのはうぐはん[めせとて]（みつすゑ宿所へ）、御つかひをつかはされ、いそぎ參れと仰ければ、みつすゑこのよしうけ給り、ちよくにをうじ[奉り]院參仕べく候へども、この比、京とに何とやらんおぼつかなき事の候へば、いさいにうけ給はりあきらめ候はずば、さうなくはえ參るまじとぞ申ける。一ゐん此よしきこしめし、べちのぎにあらず、ぢきにおほせ下さるべきむねあり。すみやかに參れと、をし返し仰つかはされければ、みつすゑかさねての御返事には、みつすゑはくはんとうの御だいくはんとして、かくてあり合候へば、うへの御大じ候はんには、まづ〳〵うけ給らんなれば、仰をうけ給はりて、一ぱうへはまかりむかひ候べし。御所へはえまひるまじく候と申せば、さてはこのものは、大事をもれきゝけるか。たねよしが申でう[すこしも]たが[へ]ず。[さらば]うてとて[うつてをむけられんとす]、おの〳〵よ

光季の軍議

ういせられけるが、こんやはよもふけぬとてとゞまりぬ。ふけゆくまゝに、はうぐはんのらうじうども、一所によりあふて、いくさのせんぎひやうぢやうしけるが、こんどはうぐはん殿、御身にあやまりなふして、大ぜいにとりこめられ、さうなくうたれさせ給はんこと、ほいなきことにて候へば、こんやの中に都を出させ給ひて、みの・おはりまではせ給へ。それよりもかまくらへは、さりとも三四日にはつかせ給ひぬべし。さなく候はゞ、ほくろくだうにかゝらせ給ひて、御船にめし、ゑちごのふちうにつかせ給ひ、去なのへこえさせ給ひて、それよりかまくらへつかせ給ふか。此兩ぎ御はからひあるべしと申ければ、判官これをきゝて、それこそ去かるべきことならず。かまくら殿もおぼしめすやうありてこそ、都の去ゆごにもすへをかせ給ひつらめ。しかるに一天の君の、につぽん一の御大じをおぼしめし立ほどにては、あからさまの御はからひにてやはあるべき。いまはさだめて、みち〳〵・せきぐ〳〵もかためてぞあるらんに、一まとものがれぬものゆへに、かたきにうしろを見せたりなんどゝ、かまくらへきこえんことは、あにくちおしき去だいならずや。

光季籠城に決す

もとより身にあやまりなくて、一天の君をかたきにうけまいらせ、わうじやうにかばねをさらし、名をばんだいのくもにあげんことこそ、ねがふ所のさいはひなり。一引も引まじき物をといへば、そのゝち郎等ども、いけんにもおよばず、ぬけ〳〵に一人・二人おち行ほどに、のこりとゞまるともがらには、あつたの三郎・同四郎・同うこん・むとう二郎・玄ほのや藤三郎・かたぎり源大夫・大助又太郎・そのゝ平二郎・しそくや次郎・せいしよの太郎・ぢぶの二郎・くまわう丸をはじめとして、一人たう千のともがら、廿七人ぞのこりける。判官はちやくしじゆわうくはんじやとて、ことし十四になりけるわらはげんぶくして、光綱と申けるをめしよせて、なんぢことし十四さいとは申せども、としよりもいとけなければ、いくさにあはんことといかゞあらん。くはんじやばら七八人あひぐしておちよかし。みつすへはかまくらどのゝきこしめさるゝこともあれば、都にてかばねをさらさんとおもふなり。なんぢいまだおさなければ、あねのちばがもとに身をよせて、しゆつしをせず、十七八にもなりて、人のわがぢうだいを思ひしるほどならばしゆつしをせよ。はや〳〵おち

光季子息壽王に諭す

壽王父と共に死なんを乞ふ

よと申ければ、じゆわうしりぞきて、ちゝがかほを見あげ、そでをかいつくろふて申けるは、ゆみやとるものゝ子どもの、十四五ばかりにならんずるが、まのあたりちゝのかたきにうたれん所にて、しなずしておちて候はゞ、ようちなればとて、よもゆるし候はじ。おやをすてゝにげたるふかく人とて、あさ夕人にわらはれんは、はづかしきことに候はずや。ちばの介もしたしくは候へども、ゆみやとる物にて候へば、さだめてみれんに思はれ候べき。たゞ御ともにこそ（を申て）、いかにもならんと存候也（へ。たゞし）とぞ申かまくらよりまかりのぼり候し時、母にて候ものゝ名ごりをおしみて、又いつ比かとのたまひしを、やがて御ともして下申べきと申て候しが、いま思ひ候へば、その時がさいごのわかれにて候けるぞやと申て、涙をはら〳〵とこぼしければ、判官もあはれに思ひて、いしく申たり。なんぢおさなければ、一まづおちて命をもたすかり、みつすへがあとをもつぎ、世にもあれかしと思ひてこそ、おちよとはいへども、ともせんといふうへは、それこそねがふ所のさいはひなれ。ぢぶの二郎、あのじゆわうに物のぐせさせよと申付しかば、うけ給はると申て、ちやう

光季最後の酒宴

けんのひたゝれこばかまに、もえぎにほひのこはらまき、十五さしたるそめ羽の矢、しげとうのゆみをぞもたせける。ちゝのはうぐはんは、しげめゆひのひたゝれこばかまに、よろひ一両まへにをき、ゆみはり、や二すじまでならべ立て、かたきのよするを待けるが、はうぐはん日比なれそめし玄らびやうし、または心ざしふかゝりけるともがらをまねきよせて、夜もすがらしゆえんしてこそあそびけり。そのけしきふるまひ、こと葉にはいはざれども、さすが此ほど京中のさはぎ、あまねく人しる事なりければ、これぞさいごのさかもりなるらんと、袖をぬらさぬはなかりけり。かたみかとおぼしくて、いへのうちのざいほうども、ことぐ〳〵く人々にくばりあたへ、あかつきちかふ也ければ、をくり返しけり。わづかにのこるものとては、玄うぞう七人ばかり也。はうぐはんの玄ゆく所は、たかつぢよりは北、京ごくよりはにしなり。京ごくおもてはむなもん・平門にて大もんなり。たかつぢおもては土門にて小もんなり。あつたの三郎がはかりごとには、大もん・小もんひらきて、てきを思ふやうに入て、うちじにせんとぞ申ける。同四郎が申けるは、此ぎ玄かるべくともも

存候はず。大せい思ふまゝにこみ入なば、みかたかほどの小せいにてゆみをも引、たちをもぬきあはせ候べきか。てどらへにこそならんずれ。大もんをばさし、小もん一ぱうをひらきて、よせこんてきの物のぐのけ色につき、又は名だいめんにつきて、ゆみや・うち物思ひ〳〵にとりもつて、うちじにをして、名を後代にあげんとこそ存候へと申ける。此義もつとも玄かるべしとて、京ごくおもての二のもんをばさゝせて、たかつぢおもての土門ばかりをひらきてあひ待けり。あくれば承久三年五月十四日、ゐんの御所よりむけらる大將には、のとのかみひでやす・平九郎はんぐはんたねよし・せう入道ちかひろ・やましろのかみひろつな・さゝ木のや太郎はんぐはんたかしげ・ちくごの入道ありのり・玄もふさのぜんじもりつな・ひごのぜんじゐりとし・ちくごのさゑもんあり長・まのゝ左衛もんのぜう時つら、これらをはじめとして、八百よきにてぞむかひける。たかつぢおもてには、せうまうありとてよばはりけるを、はうぐはんこれをきゝ、よもせうまうにてはあらじ。てきのよする馬けぶりにてぞあるらんといひもはてねば、うんかのせいをしよせて、時をどつと

つくる。一ばんにかけ出たるは平九郎はんぐはんがてのもの、しなのゝくにの住人志賀の五郎とて、くろかはおどしのよろひきて、あしげの馬にのつたるが、まつさきにすゝんで名のりける所を、あつたの三郎よつ引てはなつ矢に、馬のふとばらゐさせけり。

繪所、まちやのやうなる所に、つぢかまへもん二つあり。ついぢのうへにやぐらあり。やぐらの内に兵四五人、弓をいるところ、よせ手馬にのりてあまたあり。くろきよろひきたる男、あしげ馬にやないたてられたる所。

二ばんにおなじき手のもの、いはさきむまのぜうをしよせたり。あつた右近がはなつやにむまのもゝをいられてのきにけり。三ばんにおなじきてのもの、いはさき彌平太おしよせたり。こかいないられて引しりぞく。四ばんに一もん也けるたか井兵衛太郎とてよせたりけるが、あまりにてしげくいられて馬をはなれ、たちをぬひてひたいにあて、たゞ一人うちてゐる。いがのはんぐはんがらうどうども十四五人、下にをり立て、やさきをそろへてさん〳〵にいる。あまりにきびしくいられて、さつと引てぞあがりけるが、えんの上よりさゝへているに、ゆんでのもゝめてのこがひないられて、らうどうがかたにかゝつてぞのきにける。京極おもてにひかへたるよせでの中に申けるは、いつまでかくはまもらんずるぞ。大もんをうちやぶれとのゝじりければ、はんぐはんこれをきゝて、かたきにもんやぶられん事こそくちおしけれ。とてもかなはぬ物ゆへに、治部二郎もんあけよといひければ、うけ給はるとて、二のもんをひらきたれば、京ごくおもてにす百きひかへたる兵ども、むまのはなをならべて、我さきにとみだれ入。ひおどしのよろひにしらあしげなる馬にのつたるむしや、まのゝさるもんのぜう時つらと名のつてあひちかづき、いかにはうぐはん、なにとていくさのにはへは見えぬぞ。はうぐはん聞て、みつすゑ爰にあり。とふはたぞ。時つらとてあひぢかにさしよりたる所を、はんぐはんよつ引てはなつやに、時つらがよろひの引合、のぶかにいさせてのきにけり。その次に三うら平九郎判官たねよしをしよせて、いかにみつすゑ、なにとておもてへはみえぬぞ。てうてきとなりまいらするは、めんぼくにてこそあるに、いつまでこもり給ふぞ。いそぎ出てせんじのおもむきをうけ給はれかし。きたなきものかなとい

三浦胤義伊賀判官と名乗合ふ

佐々木高重と壽王冠者

ひければ、いがのはんぐはん聞もあへず、なにと申ぞたねよし、わどのが君をすゝめ参らせて、世をうばはんとすることをば、みつすゑしらぬにてはなし。てきおほき中にもなんぢこそ、いしゆふかきかたきなりとて、よつ引てはなちければ、平九郎はんぐはんがもちたりけるゆみの鳥うち所を、はたといけづりて、ゆんでのかたにならんでひかへたるはりまのくにのぢう人、はらだのむまのぜうがくびのほねにあたりて、むまよりおちて死にけり。こゝにまた、さゝ木や太郎はんぐはんたかしげとてよせたり。じゆわうくはんじや、えんに立出て申けるは、人はいくらもよせ給へども、見しらねば、はづかしくて物も申さぬが、や太郎はんぐはん殿とうけ給はるほどに、じゆわうくはんじやこそ是に候へ。かねては子にやしなはん。親にならんと御やくそくありしをば、よも御わすれ候はじ。それがしもわすれ奉らず。給はりて候矢をこそ、いまだもちて候へ。おそれ入候へども、おやにて候もの、ただいまうちじに仕り候べければ、さいごのともを仕候はんためなれば、参らせをかんと存ずるとて、よつ引てはなちければ、つるはしりの三のいたまで、いはしらかしけり。十三四のこくは（ん脱カ）じやなれば、心ざしのゆくほどはやさしけれども、さすがうらかくまではなかりけり。彌太郎はんぐはんこれを見て、はげたるやをさしはづして引しりぞく、人々これ御覽候へや。じゆわうくはんじやにいられて候ぞ。うつゝに子にせん。おやにならんとやくそくして、したしくならんためにゑぼしきせ、むこにとらんとまでやくだくしたりしが、たゞいま申つること葉のおとなしさ。心中のはづかしさよ。ぢたいはわうどにすむ身ほど、かなしかりける物あらじとて、その日はいくさもせざりけり。みる人なさけありとかんじつゝ、みな涙をぞながしける。よせでは大ぜいにてみだれ入、じやうの中はこぜいなりければ、ふせぎたゝかふにりをうしなひ、わづか七八人ありける兵も、いぬいのかたのついぢをのぼりこえておち行ければ、いまはあつた三郎・同四郎ばかりのこりけるが、三郎はいたで三がしよまでかうぶりて、たちを杖につき、よろぼひ〳〵はんぐはんのまへに参りて、いまはかくまかりなり候ほどに、ゆみも引えず、たちももたれ候はねば、日比は御ともと存候へども、てきの手にかゝり、犬じに仕候はんよりは、先立

熱田三郎討死

壽王冠者の最後

奉て玄での山にて、まち參らせ候べしとて、さびたるたちをとりなをし、きつさきをくちにふくみ、つばもとまでつ[な][らカ]ぬかれてぞふしにける。玄ゆく所に火はかゝりぬ。あつたの四郎はふせぎやいる。はんぐはんはじゆわうくはんじやをまねきて、時こそよくなりたれ。はや〳〵じがいせよ。いひつること葉にたがはず、あひかまへてよくふるまへ、じゆわうといひければ、じがいはいかやうに仕候やらんとへば、たゞはらをきるといふ。じゆわうすなはち、はらまきのたかひもきつてをしのけ、ひたゝれのひもときくつろげて、あかぎのつかのかたなをぬき、つかをとりなをし。[きり]（きらん）〳〵としけるが、さすがおさなきゆへにや、さうなくきりえず。ちちみつするこれを見て、あつぱれじがいや。かまへて玄そんずな。火こそゆゝしけれといひければ、じゆわうきゝもあへず、つい立て、かたなをもちながら火にとびいらんと玄けるが、たび〳〵ほのほのかほにふきかゝりければ、いくほどのがれんいのちとや。はしりかへり〳〵、二三度までしたりければ、ちゝ光季これを見て、めくれ心もきえければ、いかにじゆわう。こなたへよれとて、てをとりてひざにの

伊賀判官自害

熱田四郎自盡

せ、おやとなり子となるも、せんせのちぎりといひながら、なんぢほどにちぎりふかゝりける子はよもあらじ。おさなければ、おとしてあとをもとぶらはれんとおもへども、供せんといふうへは、それこそねがふ所のさいはひ、けうやうほうをんのいとなみにもすぐべし。玄での山をもろともにこえん事こそうれしけれ。人手にかけじと思ふにより、我手にかくるぞ。あひかまへてうらみとおもふなとて、とつて引よせ、くびかききつて、ほのほの中へなげ入、めもみやらず、ひがしのかたにむかつて、かうべをかたぶけ、なむきみやうてうらい、かまくらのわかみや三所ごんげん、うきやうの大夫のためにめいを捨、わうじやうのつちとまかりなる。ほんぢはさいはうごくらく世界のけう玄ゆなれば、むかへ取給へと、十念たからかにとなへて、はら十文字にかききり、ほのほの中にとび入けり。ふせぎやゐたりしあつたの四郎、このよしをみて、いまはかうよとおもひて、ゆみやをからりとすて、はら十もんじにかききつて、終にむなしくなりにけり。あはれ也けるありさま、たとへんかたはなかりけり。

京方凱旋して引上ぐ

後鳥羽院胤義を召して關東の様子を諮詢し給ふ

繪所、やかたのやくる所、ほのほの中にかたぬぎて、ちによごれたるもの二人、やけてゐる所。えんのうへにゆみやをすてゝ、はらきつてうつぶしにふす。もんのうちとには、かたき大ぜいみだれ入、ゆみいる所。はうぐはんふしじがいして後は、ふせぐ兵もなかりければ、よせでの兵思ふやうにみだれ入、けぶりの中よりやけくび少々ひろひとり、御所をさしてぞかへりける。一ゐんなのめならず、ゐいかんまし〳〵て、はやくけんじやうおこなはるべきよし仰られければ、たねよしかしこまて申やう、かほどのことに、なんでうけんじやうをおこなはるべき。御大じをはたしとげられてこそと申ければ、いしくも申たりとぞのたまひける。あはれやな。みつすゐはきのふまでは、かまくら殿の御だいくはんとして、都のしゆごにすへられしかば、しゆく所はくうでんをよそほひ、世のおぼえ時のきら、かたをならぶる人もなかりしに、けふは一天の君のてうてきとなり、身をいたづらにけんのさきにつらぬきしかば、家はむなしく一ぺんのけぶりと、のぼりけるこそいたはしけれ。さるほどに、上くはうたねよしをめされて、たうじかまくら中に、よし時と一味すべきもの、たしかにいかほどあらんとか思ふと、御尋ありければ、たねよしこのよしうけ給はり、よし時いまてうてきとなり候なば、

諸寺の僧徒を召させらる

冬長法師僉議の上官軍に應す

日比つきしたがひしものも、さだめて心がはりぞ仕候はん。すいりやう仕るに、千人にはよもすぎ候はじと申ければ、上くはうげにもとおぼしめす所に、こ玉たうに庄の四郎兵衛と申もの、おなじく御まへに候けるが、これははうぐはんどの〻御ひがごとにて候べし。なんでう千人のみに候はんや。三代しやうぐんおはつて後は、日本ごくのさぶらひ、いづれかよし時がをんをかうぶらざるものや候べき。いかにすくなく候とも、一万人は候べき。かう申いへさだほどのものも、くはんとうにあり合候はゞ、などかかのげぢにしたがはで候べきと申ければ、上くはうきつくはいにも申物かなと、御きしよくあしくおはしける[は][がカ]、後にこそよく申たりとはおぼしめされける。こんどの御むほんに山々・寺々のそう・法しどもをもめされけり。先くまの法しには、たなべの法いん・十まんほつけう・わうほつけう・まんごうぜんじぞまいりける。山法しにははりまのじゆしや・こだかのちしやうばう・たんごばうぞまいりける。きよ水法しには、きやう月ばう・きしやうばうなどぞ參りたり。なら法しをめされければ、おの〳〵せんぎして申けるは、むかし平家のあくぎやく

によつて、このてらをやきはらひ、あとかたもなかりしを、かまくらのこう大しやうけ、ちからをはげまし、たうごくのしゆご人をとゞめて、とう大・こうふくの兩寺をさいこうし、くやうの日は上らくして、みづからしゆごをくはへ、ずいぶん心ざしふかゝりしかば、もし源平の中にあらそひ出來ば、いくたびも玄らはたのかた人せんこそ本意なれども、これはまた一天の君の仰なるを、わうどに住ながら、いかでか玄たがひ奉らせでもあるべきなれば、わが大衆少々參らせ(んとて)けり。がくしやうにはとごのかく玄ん、だう玄ゆにはえんをん法し、これらをはじめとして、ことをこのむあくそう共、あまた參らせけり。とぞきこえし。

院宣を諸國に下し給ふ

繪所、だいりのてい、にはに法しむしやあまたあり。てん上にくげあり。

さてもかやういん殿には、くぎやうせんぎありて、くに〳〵へいんぜんつかはさるべきよしにて、あぜちの中納言みつちか卿うけ給はつてこれをかく。そのおもむきは、うきやうのごん大夫よし時てうてきとなれり。はやくついたうせしむべし。けんじやうはこうによるべしとぞきこえし。以上七つうなり。とうごくへは、たけだ・をがさはら・ちば・をやま・うつのみや・みうら・かさいにぞ下さるゝ。御つかひには、なれまつと申て、きはめてあしはやきものあり。かれをえらばれてぞくだし給ふ。平九郎はんぐはんが、わたくしのつかひをも、あひそへたり。せう久三年五月十五日のとりのこくに都を出で、おとらじまけじとくだりけるほどに、同十九日のむまのこくに、かまくらちかきかたせといふ所につきけり。はんぐはんのつかひは、あんないしやにて先にかまくらへ入て、するがのかみに、文をまいらせければ、やがてひけんして、返事を申べけれども、道のほどはゞかりあれば、わざと申さぬと申せとてをひ出しけり。そのゝち、この文をくる〳〵とかひまいて、うきやうの大夫のもとへもちむかひ、すでに世中こそみだれて候へ。去ぬる十五日、いがのはんぐはんみつすゑうたれぬると、たねよしがわたくしの文御らんぜよとて、よし時のまへにさしをきけり。おりふしごん大夫は、玄よ人にたいめんしておはしけるが、このふみをひけんして、よし〳〵、さては御へんの手にこそかゝり侍らめと申されければ、するがのかみうち玄りぞき、これこそ心えぬ御こと葉かな。平家つ

なれまつ院使となりて關東に向ふ

義時の體度

いたうよりこのかた、たび〳〵たゝかひにちうせつをいたし、一度もふちうのぎ候はず。じこんい後もまつたくそりやくを存ずべからず。もしこの事、いつはりにて候はゞ、とをくはみくまの丶たけ、ちかくはいづ・はこね兩所、べつしてわかみや三所、ことさらたのみ奉るみうらの十二天・くりばま・もり山、すべて日本ごく中、大小のじんぎ、みやうたうぢげんし給へ。御うしろぐらきことは候はずとぞ申ける。ごんの大夫うちえみて、さては心やすく候。さればこの大じは、かねてより存じまうけし事也。いま丶でえんいんしたるはふしぎ也。いんぜんの御つかひなれ松は、さだめてかまくら中にぞあるらんに、さがせとて尋ねられけり。なれ松はなにとやらん人のきしよくかはりて、さはがしかりければ、かさ井がやつのあるもの丶いへに、かくれゐたりけるを引出し、引ぱりてぞ參りける。さてゐんぜんをば、うばふがごとくをしとつて、大かたはよませつ丶やきすてられけり。さてうきやうの大夫は、するがのかみをあひぐして、二位どの丶御所に參り給ひて、世中こそすでにみだれて候へ。去ぬる十五日に、みつするゑうたれて候うへは、世上の事いかゞ御は

なれ松捕へらるる

二尼禪尼政子義時奉時の問に答ふ

からひ候べきやと申されければ、二位のぜんに、つまどの間へ御出ありて、御れんなかば丶かりあげさせ、御覽じ出してのたまひけるは、につぽんこくには、女ばうのめでたきためしに、あまをこそ申なれども、あまほどに物思ひふかきもの世にあらじ。故どのにあひそめまいらせし時は、世になきふるまひするとて、おやにもにくみそねまる。その丶ち平家のいくさはじまりしかば、手をにぎり心をくだき、去やうじんけつさいして、佛神にきせいをいたし、やすからぬおもひにて、六年がほどはあかしくらし候しに、平家ほどなくほろびしかば、さても世中をだしくとこそおもひしに、いくほどなく大ひめ君にをくれ參らせて、なにごともおぼえず、おなじ道にとかなしみしを、故殿、ひめ一人なければとて、さのみ思ひ去づむことやはある。なきもの丶ためにも、つみふかき事にこそなんと仰られしかば、かならずその御詞になぐさむとしもはなけれども、あけぬくれぬとせしほどに、あまつさへ故殿うせさせ給ひしかば、この時こそかぎりなりけれと思ひしを、きんごしやうぐんいまだおさなくましませば、故どのにをくれ給ひて、いかゞと思ひ參らするだにも

せんかたなきに、一度に二人にをくれ給はんこと、いたはしく見すてがたく思ひまいらせしほどに、この人さへうしなはれ給ひしかば、たれをたのむべきかたもなくなりはてゝ、かまくら中にうらめしからぬものもなく、思ひしづみしかども、また故大臣殿の、よるかたもなきみなしごとならせ給ひし。いかでかみすて給ふぞ。いづれか御子にて候はぬかと、おとなしくなげきのたまひしかば、げにもいたはしくて、むなしくあかしくらし候しに、あげくには大臣殿さへうせさせ給ひしかば、これこそうき世のかぎりなれ。なにゝいのちのながらへて、かゝる物を思ふらんと、いかなるふちせにも身をなげて、むなしくならんと思ひ立しに、われむなしくならば、かまくらはかせぎのすみかとなりはてん。三代しやうぐんのぼだいをも、たれかはとぶらひ奉るべき。まことに思ひたつならば、先よし時御まへにて、ゑがいして御とも仕らんとちうや立もさらず。そこにいさめなげかれしほどに、人々のいさめももだしがたくて、けふまでつれなくながらへ、かゝるうき事をきくそとて、と御そでをかほにあて給ひしかば、兩人も涙をながされけり。

政子諸士の意見を問ふ

諸士粉骨を盡さんと事を誓ふ

繪所、御てんみすをあげて、おくにあましやうぐんおはします。しきぬへだてゝ、おちまにさぶらひ二人、よしとき、よしむら、女ばうたちいくらもあり。男はあるまじ。去程に御一もんをはじめとして、その名きこふるさぶらひたちを、二位どのゝ御まへにめして、こんどの御大じのいけんをとはる。覺阿・善信ら申ていはく、いかさまにもぶしどもをさしのぼせられ、官軍をせめほろぼさんには、ゑかじと申せば、二位殿も、ゑかるべしとりやうじやうし給。いかに侍どもたしかにきけ。につぽんこくのさぶらひは、むかしは三とせの大ばんとて、ていとをゑゆごする事、一ごの大じと思ひ、いへのこらうどうまで、はれらかに出たちてのぼるといへども、三とせのざいきやうにちからつき、くにゝくだる時は、かちはだしにてかへりしを、故う大しやう殿、これをあはれませ給ひ、三とせを六月につゞめ、ぶんに、ゑたがひ、人のたつせるやうに、ゑはいし給へば、よろこぶ事かぎりなし。かゝる御なさけふかき御心ざしをもわすれまいらせ、こんど京がたの御かた仕らんか。またくはんとうに御ほうこう仕らんか。たゞいまたしかに申きれとのたまひしかば、これをうけ給はる大名・小名、みな〳〵涙をながして申けるは、心なきてうるい・ちくるいまでも、

鎌倉軍議

人のをんをかんぜずといふことなし。ましていはんや、にんげんの身として、だいだいかうをんをいたゞき、あに木石におなじからんや。一めいをばまいらせをくうへは、ちからのをよばんほどはせめたゝかひ、かたきのぢんをまくらとして、うちじにせんより外の事候はずと、おの〳〵一同に申ければ、御心よげにぞおぼしめし候。あくれば五月廿日のさうたんに、かまくら中の大みやう・小みやう、うきやうの大夫のもとにあつまりて、いくさのせんぎありけり。むさしのかみやす時、みかたことの外ぶせいにて候へば、兩三日も延引し、ゑんろのむしやをまちそろへ、上らくせばやと申されければ、うきやうの大夫これをきゝ、いや〳〵その義しかるべからず。よし時は君の御ために、もつぱらちうをつくし、いまだふぎなし。ゑかるにあやまりなふして、ちよつかんをかうぶるうへは、百千まんぎのせいありとも、天めいにそむかばいかでかりあらん。てうてきと成ぬる身の、へんじもゆよすべ（き脱カ）にあらず。とく〳〵罷のぼりて、くはほうにまかせて、いくさせよといさめ給へば、おの〳〵いぎにおよばず、めん〳〵宿所にかへり、思ひ〳〵に出たち、五月廿一日、ふぢさはさゑもんの尉きよちかゞゆゐのはまの家にかどでして、同廿二日うち立ける。先とうかいだうよりせめのぼる大しやうぐんは、さがみのかみ時ふさよし（のおとゝ）・二ぢんにはむさしのかみやす時（よしときのちやくなん）・三陣にはむさしのぜんじよしうぢ（源氏よしかのぬがなん）・四陣にはするがのかみよしむら（みうらの介よしずみが男）・五陣はちばの介たねつな。

五月廿二日關東勢鎌倉を發す

此人々にあひともなふともがらは、

あいた城介入道　もりの藏人入だう
せうはんぐはん代　するがの二郎
さはら二郎ざゑもん　同三郎さゑもん
同　又太郎　あまのゝさゑもんのぜう
かのゝ介入だう　後藤さゑもん
を山新ざゑもん　中ぬま五郎
いぶき七郎　うつの宮四郎
ちくごの太郎左衞門　かさいの五郎兵衞

すみだの太郎　同　彌平次
さうまの三郎ふし三人　こくぶ三郎
大須が兵衛尉　さ野の小二郎入だう
同七郎太郎　同　八郎
いさの大しん太郎　江戸の八郎
あだちの三郎　さゞめの太郎
はしの太郎　はや川平三郎
をか島きちざゑもん・たん・こ玉・いのまた。さがみのくにゝは、ほんま・しぶや・はたの・まつ田・川むら・いひ田・なりだ・どひ・つちや。いづのくにゝは、いとうさゑもんのぜう・うさみ五郎兵衛・同與一。するがのくにゝは・おきつさゑもん・かんばら五郎・やきの九郎・しゆくや二郎・これらをはじめとして、十万よきにてのぼりけり。とうせんだうの大しやうぐんには、たけだの五郎ふし八人、をがさ原二郎ふし七人、とを山さゑもんの尉・すはの小太郎・いぐむまのぜう入道、以上そのせい五まんよきにてせめのぼる。ほく六だうの大しやうには、しきぶのぜうとも時・なごや殿。やすときの弟也。ゆふき七郎ともひろ・さゝ木の太郎のぶざね、い上そのせい四万よきにてせめのぼる。とうかい・とうせん・ほくろく三の道よりせめのぼるぐんぜい、すべて十九まんよき也。かまくらにとゞまる人々には、大ぜん大夫入道・うつのみや入だう・かさいいきの入道・はやとの入だう・しなのゝみんぶの大輔入道・おきの二郎さゑもん等なり。そうじておやのぼれば子はとゞめられ、子がのぼればおやはとゞまり、ふし・きやうだい引わけて、のぼせらるゝはかりごとこそおそろしけれ。

東軍の諸勢謙倉出發

繪所、「かまくらのやかたより、あかはたさゝせてむしやども出たつ所。しらすにもあまたゐこぼれたる所。」

五月廿二日より廿五日にいたるまで、はうゞくのしよぐんぜい、ことゞくかまくらを立けり。あくれば廿六日、こんどのいくさぶゐの御きたうのために、つるがをかの八まんぐうにて、にんわうかうをおこなはる。かうしはあんらくばうほつけうてうけい、どくしはみんぶきやうりつし隆修（りうしゆ）とぞきこえし。同廿七日には、ゐんぜんの御つかひなれ松丸を、うきやうの大夫のまへにめし出し、うけぶみをへんし

泰時の返信井に口上

んす。すなはちしんしはんぐはん代たかくにゝかゝせられけり。そのうへ口上に申さるゝやう、よし時むかしより、君の御ためにちうあつてわたくしなし。玄かるをいちよくの身と罷なり、ついたうを給はるうへは、ごんごにおよばず。君はぶだうを御このみましませば、舎弟の時ふさ・ちやくしやす時・二なん朝時らをはじめて、十九万よきのせいを參らせ候也。これらにいくさせさせて、御けん物ましませ。なをしもふそくにおぼしめさば、三郎しげとき・四郎まさむらをあひぐし、よし時もまかりのぼり、はなゞしくいくさして、御めにかけ申さんと、そうもんせよとてをい出されけり。日比はゐんぜんの御つかひとして、くはんとうへくだりなば、大みやうどもにちそうせられ、引出物えてのぼらんとこそ思ひしに、引かへてからきめにあひ、ふしぎのいのちたすかりてければ、道すがらも吾が身はもとの身か。おぼつかなしと、かしらをさぐりあしをなで、夢ぢをたどる心地しけるが、一両日すぎてこそ、まことのわが身と覺えけり。うかりしかまくらを立出てより、夜を日につぎてのぼる程に、六月一日のむまのこくに、都にかへりのぼりしかば、なくな

院使なれ松著京にて勅答

くかやうゐん殿へ參りける。くぎやう・てん上人、なれ松をみ給ひて、きそひよろこび、てうてきよし時うつべきものはたれか、たしかにうけ給はるぞ。かせんははじまりたるか。いかに〳〵と申されければ、なれ松はうつぶしになりて、しばしは物も申さず。人々、道のくるしみにかくはあるよと思はれける所に、やゝ久しうありて、心をしづめて申けるは、それがし夜を日につぎてくだるほどに、五月十九日のむまのこくに、かまくらちかきかたせといふ所につく。平九郎はんぐはんの使はあんないじやなれば、先かまくらに入て、するがのかみに文を付候へば返事はせず、やがてこの文をよし時のもとへもち行て、見參に入るほどに、かまくら中、もつてのほかにそうどうなり。あまりさはがしく候ほどに、たゞごとにあらじと存候へば、それがしかさいのやつの[とある]宿に玄のびしを、やがてさがし出され、よし時のまへに引はり出され、ゐんぜんことゞくくうばひとられぬ。そのゝち人にあづけられ、すでにうしなはれんと思ひつるに、同廿七日に、又ごんの大夫のまへにめし出して申されけるは、君よりぐん兵をめされ候ほどに、かいだうより十万ぎ・山だ

京方の軍配

うより五まんぎ・ほくろくより四まんぎ。三の道より十九まんよきをさしのぼせ候ほどに、いくさせさせて御らんじ候へと、申せとあざむかれ候。とうせん・ほくろくはいざしらず。かいだうのぐんせいは、五六日がほどは、野も山もことぐくくむしやにて候つるが、十まんよきとは申せども、百まんぎも候べしと、ふるひ〳〵申ければ、くぎやう・てん上人、これをきゝけうをさまし、色をうしなへり。さらば方々へくはんぐんをさしつかはし、これをふせがるべしとて、とうせんだう大井のわたりへは、するがの大夫はんぐはんこれのぶ・ちくごの左衞門あり長・かすや四郎ざゑもんひさすゑ、これらをはじめとして、西めんのさぶらひ二千よきをむけらるゝ。鵜沼のわたりへは、みのゝもく代たちはきさゑもん尉・かん地くら人入道おやこ三人、これらをはじめとして一千よき。いたばしへは、あさひはんぐはん代海泉太郎、そのせい一千よき。いけせへは、ときはんぐはん代・せきのさゑもんのぜう一千よき。まめどへは、のとのかみひでやす・さゝきやましろのかみひろつな・しもふさのぜんじもりつな・平はんぐはんたねよし・さゝきはんぐはんたかしげ・かゞみのうゑもんひさつな・あきのそう内さゑもんのぜうをはじめとして、都合一万よき也。食渡へは、あはの太郎入道・山田さゑもんのぜう五百よき。ひえ島へは、彌二郎さゑもん・ながせはんぐはん代五百よき。すのまたへは、かはちのはんぐはんひでずみ・山田の二郎しげたゞ一千よき。いちわきへは、かとういせのぜんじみつさだ五百よきにてむかひける。

繪所、だいりより兵ども、はう〳〵へむかふていし也。しらはた・あかはた色々さしてよし。

以上くはんぐん都合一まん七千五百よき、六月三日に都を立て、はう〳〵へぞむかひける。

巻第三

時房遠州橋本に著陣

宮路山合戰

關東よりせめのぼる軍兵、とうかいだうの先陣さがみのかみ時ふさ、とをたうみのくにはしもとの宿に付給ふ。　こゝに遠江住人うちだの四郎が申やう。　十九きつれたるむしやの、はやたかし山に入ぬと申しければ、さがみのかみ、いか成ものなれば、先陣をこえてさきざまへはとをりけるぞ。　もしてきのたばかりて、大ぜいにまぎれてのぼる事もあるらん。　各おつかけて、かたきかみかたか。　たづねきけとのたまひしかば、うけ給はると申て、うちだの四郎・同六郎・にいのゝむまのぜう、これをはじめとして、六十よきをつかけたり。　十九きのせいは、たかし山をもはせすぎて、みやぢやまへうちかゝり、をとわ川のはたにをり立て、いまはさりとも、つゞくかたきよもあらじと、むまのあしひやし、あふぎつかふてやすみける所に、うち田の四郎はせつき、谷をへだてゝつかひをもでいひけるは、そこにひかへ給へるは、いか

築井四郎自害

なる人にて候へば、せんぢんをこえてとをり給ふぞ。　かたきかみかたかうけ給はれとて、さがみのかみ殿の御つかひに、とをたうみのくにの住人うち田のものどもが參て候といはせければ、十九きのせい、これはしもふさのかみが一ぞくに、みうらつく井の四郎太郎と申ものにて候。　この比くはんとうに所用ありて下候しが、都にさはがしきことの出來たるよしうけ給候へば、まかりのぼる所に、こゝにて大ぜい〔き脱カ〕に參りあふこそ、うんのきはめちからおよばず。　一人もきたなげにはしすまじ・ぞ。あひぢかによれとぞ申ける。　うちだの四郎きゝもあへず、六十よきにてをしよせたり。　つく井の四郎、とある小家にはしり入、四方のかききてをし立、たてこもつて、さしつめ引つめさん〴〵にゐる。　うちだがものどもいをとされ、いのちをうしなふものおほかりけり。　つく井の四郎やだねつくれば、とてもうちかつまじきものゆへに、つみつくりて何にせんとて、うしろみ也けるあはのぐんじといふものと、さしちがへてしにければ、らうどう四人もじがいしてしにゝけり。　のこる十三きのらうどうども、山のそばをつたひて、大道にさがらんとしけるを、てきあとに付

東軍東海道諸方の手配

て、いかにや、ゑうと一所に乗なぬはおつるか。きたなしかへせとの丶乗りか丶れば、なんでう主のせんどを見すて丶、いづくへかおつべき。いくさせうためぞや。よせよ人々とて、引立たる馬なれば、ひた〳〵とうちのつて、十三きくつばみをならべて、大せいの中へをめひてか丶り、火花をちらしたゝかひける心ざしのほどは、やさしくたけくいさめども、一きに四五きわたりあへば、かなひがたくぞみえにける。くんでおつればいやがうへにおちかさなり、とてをさへてくびをとる。

第一繪所、山中にていくさ、一人に四五人むかひていくさする所、くんでくびとらるゝ所、いろ〳〵あり。

か丶りしかば、十三きの兵どもこと〴〵くうちとられぬ。乗ぐう十九人のくび、もと野がはらにきりかけたり。あけの日、さがみのかみとをられけるが、これを見給ひて、十九きの兵一人もおちず、うちじにしたるゆ丶しさよ。あたら兵かなと、念佛してぞすぎ給ふ。六月五日たつのこくに、乗よぐんぜい、たはりのくに一のみやに付しかば、はう〴〵いくさのてわけをぞせられける。先うぬまのわたりへは、もりの藏人入道さい阿、まめどへは、むさしのかみやす時・するがのかみよしむら、いけ

武田信光家人の諫を排く

せへは、むさしのぜんじよしうぢ、いたばしへは、かの丶介入道、すのまたへは、さがみのかみ時ふさ・城介入だうむかひけり。さて〳〵東山道の大しやうぐんたけ田の五郎のぶみつは、くにを立れける日は、十死一生といふ惡日なりければ、跡にのこれるさいしをはじめて、おの〳〵これをいみはゞかりて、明日御出候へといさめけれども、信光はいさ丶かもちいず、十死一生といふ事は、おほく出てすこしかへるといふ日也。もとより軍に出る身の、ふた丶びいきてかへらんとは思はず。これこそ吉日なればとて、すぐにうち立、をがさ原の人々とうちつれてのぼるほどに、市原といふ所にて、ゐんぜんの御使に行合たり。たけだ・をがさ原の人々に、京方へ參れとの仰也。をがさ原二郎、たけ田がかたへ乗しやを立て、この事いかゞはからひ給ふぞや。長清はこの御つかひを切てすてんとこそ存候へと、いひをくられければ、信光も、さこそ存ずれとて、三人の御つかひを、一人はいそぎのぼりて、このおもむきをそうせよとておひ出し、二人はきつて捨けるこそあさましけれ。六月五日のくれがたには、東山道のせい、うんかのごとく、大井のわたりへ付にけり。

東山道の軍勢大井の渡へ著陣

信光子息小五郎に大井渡の先陣を勸む

先たけだの五郎ふし八人・をがさ原二郎おやこ七人・とを山さゑもんのぜう・すわの小太郎・いぐのむまの入道・なんぶの太郎・あさりの太郎・平井の三郎・同五郎・あきやま太郎兄弟三人・二のみや太郎・ほしな次郎おやこ三人・つく井の次郎・河野の源次・小やなぎ三郎・西寺三郎・ありがの四郎おや子四人・へん見の入道・とゞろきの二郎・ふせの中つかさのぜう・みかの中三・もち月の小四郎・同三郎・ねづの三郎・矢原太郎・ゑほ川三郎・をやまだの太郎・ちの丶六郎・くろ田ぎやぶのぜう・大がき六郎・うんの左衞門の尉、これらをはじめとして五萬よき、河のはたに陣をとりたり。こゝにたけ田の五郎のぶみつは、あまたの子どもの中に小五郎をまねきて、いくさのならひは、おや子をもかへりみねば、ましてたにんは申にやをよぶ。一人ぬけ出てさきをかけ、かうみやうせんと思ふがほんいなり。汝をがさ原の人どもに云られずしてぬけ出、大井のわたりの先陣をつとめよかしといはれければ、小五郎それがしもさこそ存候へとて、一二町ぬけ出で、河のはたにすゝみけり。そのせい廿騎とぞみえし。其中にむとう新五郎といふらうどうあり。童名はあらむしやとぞ申ける。すぐれたるすいれんのたつしやなりけるを、よび出して、大井のわたりのせぶみして參れとてさしつかはす。新五郎、やがてさしかへり、せぶみをこそ云おほせて候へ。但川のにしのきしたかふして、馬をあつか[ひ]（はん事）かたし。むかひのわたりせ七八段（だん）がほど、ひしをうへながし、河中には、らんぐいをうち、つなをはへ、さかも木を引てながしかけたりしを、四五だんほどひしぬきすてゝながしつなをきり、さかもぎを切て、馬のあげ所には云るしを立てかへり參りぬ。それをまもらせ給ひて、わたさせ給へとぞ申ける。小五郎きゝもあへず、川に馬をのり入ける所に、たけ田が郎等云なの丶くにの住人ちの丶五郎・同河上さこん、さきざまにうち入わたしけるが、むかうのきしより、くろかはおどしのよろひに、月毛の馬にのつたるむしや、くろ羽の矢おひ、ぬりごめとうの弓もちたりけるが、河のはたの下のだんにうち下て、これへわたるはなにものぞ。かう申は、云なの丶國の住人大妻太郎かねずみなりとぞ名のりけ[り]（る）。二人のむしや是をきゝ、是はたけ田小五郎殿のてのもの、云なの丶くにの住人ちの丶六郎・同川上左近、この川のせぶみするなりと名のりければ、かねずみ、

大井渡の合戰

大妻太郎討死　内藤八郎目を射らる

千野六郎はわれらが一もんなれば、すは大明神にゆるし給はる。川上殿におゐては、申うけ給はらんとて、よつ引て丁といる。左近がひき合をのぶかにいさせて、さかさまにおちてながれけるに、千野六郎、これにもおくせず、やがてつゞひてわたしければ、かねずみ、千野はもとより大明神にゆるし給はりぬ。馬におゐては申うけんとて、よつ引て丁といる。六郎がゆんでのきつつけのうしろのあまりを、のぶかにいさせて馬たふれころびければ、かちだちのむしや六人よせ合、つゐに六郎をうちとりけり。次におなじ手のもの、ときは六郎わたす。これも大妻太郎に、よろひの草ずりのあまりをゐさせておちたりけるを、かの六人よせ合てうちとりぬ。次にあづまの太郎も、いおとされてながれにけり。次に内藤八郎わたす處に、まつかうのはづれいさせて、ち目にながれ入ければ、うしろもまへも見えざりければ、馬のかしらをくだりざまにあしくむけて、やがてまき玄づめられけるが、くつきやうのすいれんなりければ、さかも木の根にとり付て、心を玄づめ、思ひけるは、これほどの手にてよも玄なじ。物ぐしてはたすからじ。此よろひはぢうだいの物なり。

武田信光息小五郎を勵す

いのちいきたらば、その時とらんと思ひて、ものゝぐぬぎ、上おびを以て、さかも木のねにをまとひつけて、むかひのかたへはひけるほどに、玄かるべきことにや。わたりせより下、人なき所にはひつき、こしよりうへはあがりたれども、京がたのもの。玄人のながれよりたりと思ひてめもかけず。そのゝちえんじやたづねきたりてたすけける。後にすいれんを入て、川底なるよろひをとりたりけり。そのゝち武田の小五郎、やがてうち入てわたしけり。あひともなふともがらはたれ〴〵ぞ。あにの惡三郎・おとゝの六郎・同七郎・むとう五郎・玄ん五郎・内藤七郎・かはちの次郎・いはさき五郎、これらをはじめとして、百きばかりのせいにてわたしけり。京がたのせい、むかひのきしよりさしつめはなしける矢、雨のあしのごとくなれば、あるひはむまをいさせ、あるひは物のぐのすきまをゐさせて河へ入。これをもかへりみず、のりこえ〳〵わたしければ、たけ田の五郎信光、川ばたにうちのぞむで、いかに小五郎、日比のこと葉もあり。よくふるまへ。てきにうしろを見せて、こなたへかへらば人手にはかくまじきぞ。たゞわたせ。そこにて玄ねとのゝじりければ、小

帶刀左衞門敗北

五郎元來、てきに目をかけて思ひきつたるうへ、ちゝがけうくんのはげしければ、おもてもふらず、さゝめかひてわたしけり。をがさ原の次郎これをみて、たけだの人人にだしぬかれけるぞ、やすからぬことかなとて、うち立てぞわたしける。京がたのぐんせい、河ばたにおりひたり、ゑばしはさゝへて見けれども、大せいうんかのごとく、うち入〳〵わたしければ、かなはじとや思ひけん。上のだんへ引ゑりぞく。去ほどに、大炊のわたりにいくさはじまり、京がたまけ色に成て引ゑりぞくときこえければ、鵜沼のわたりへむかふたるみのゝもくだいたちはき左衞もん尉、くちおしき事かなとて、五十きばかりにてはせきたり、七八度がほど、をい返し〳〵たゝかひけれども、終にかなはずして引ゑりぞく。　みのゝくにの住人はちやのくはんじやは、ゑなのゝくにのちう人いづの二郎とくんでおちてうたれにけり。ちくごの六郎さゑもんは、くろかはおどしのよろひにむらさきのほろかけて、白月毛なるむまにのりおち行所を、武田七郎よきかたきと目をかけ、きたなし返せとよばゝりければ、六郎さゑもん、きゝもあへずとつて返し、御所やきといふたちをぬひて、七郎がおしならべたる處を丁とうつ。むまのひらくび・たづなぐはへにふつときつておとしければ、七郎はあぶみをこえており立たり。　この間に六郎さゑもんはのびにけり。

御所燒の由來

繪所、川をむしやどもわたす所、むかふにゆみいる所、兵どもにぐる所、くろきよろひにむらさきのほろかけて、あしげ馬にのつたるむしや刀をぬき馬のくびをきりおとせば、ぬしはおり立たるところをかくべし。

抑御所やきと申たちは、上くはう、いへまさといふかぢをめしてつくらせ、君御てづからやかせ給ふたちなりけり。　くぎやう・てん上人をはじめて、ほくめん・西めんのともがらにいたるまで、御きゑよくよきほどのものには、みな〳〵給はりけるが、ちくごさゑもんも、こんど都を出けるとき。　給はりけるとかや。　たけだの七郎は、むまはきられぬ。　のりかへはなし。　いかゞせんと、四方をきつとみまはしければ、てき・みかたのり捨たるはなれ馬、いくらもある中に、あしげの馬のたくましきが出きたりけるを、下人引てのせたりける。　こゝにまた京がたより、大竹小太郎いへたうとてかけ出たり。　よせがたより ゑなのゝくにの住人いはて三郎ふし二人、むかふざ

大竹家任討死

まにあゆませより、いかに大竹殿、御へんはもとは、むさしのくにの住人、くはんとう御をんの人ならずや。侍は草のなびきとはいへども、後代の名こそおしけれ。あしくも見え給ふ物かなとはぢしめられ、すこしためらふ所に、いはてふしをしならべてくんでおち、やがておさへてくびをとる。この大竹小太郎と申は、上くはうくはんとうへ、侍のすまふとつて云たゝかならんものを、まいらせよとめされしかば、をかべのむまのぜうと、この大竹とをならべて、ちからはなを大竹こそすぐれめとて、參らせられけり。もとは家光と名のりけるを、院の西めんの衆にめされて、家任とはあらためけり。

大妻太郎の遺言

京がたやぶれければ、大妻太郎・中三郎・小島四郎。三きつれておち行けるが、大妻太郎、二きの人々に申やう、吾はいたでをふたれば、おつるともおちえじ。こゝにて云がいをすべしと思ふ也。わとのばらは手もをひ給はねば、おちのびていくさのやうをもひろうし給へ。もし君の御代めでたくば、都にある二さいのなんしに、ぐんこうを申あたへて給へとて、山のかたへ入けるが、云しやう終に云れざりけり。平九郎はんぐはんたねよしは、大井戸のわたりやぶるゝことこそやすからね。いざ行むかつて一いくさせんとて、云もふさのせんじあきの宗内さゑもん・いとうさゑもんをはじめとして五百よき、大井のわたりへはせむかふ。のとのかみひでやす、大井のわたりはすでにやぶれて、かたき大ぜいうち入たれば、かたきにをしへだてられては、ゆゝしき大事也。君よりの御ぢやうにも、もしおはり河やぶれば、引云りぞきて、うぢ・せたにてふせげとこそ仰つれ。ひでやすにおゐては、まかりのぼる也といひければ、平はんぐはんくちおしくはおもへども、むねとのみかたがかくいふなれば、力およばず、引つれておちゆきけり。

三浦胤義大井の渡へ發向

胤義大井渡を落つ

東軍大豆渡を渉る

まめどへは、さがみのかみ・あしかゞむさしのぜんじむかはれけるが、あそぬま小二郎ちかつなをめして、川をわたし、むかひのけしきを見せられければ、京がたの兵は、ことぐくよひよりおちうせたりければ、やかたどものこりて人はなし。ぐんぜいどもこれをきゝ、いくさにあはぬをむねんにおもひ、てきにをつつかんとわたすともがらたれぐぞ。いぐの六郎あり時・ぜんさゑもんの太郎・をかじまのきちざゑもん・山田五郎兵衛入だう・きの五郎兵衛入道・あふのぎやうぶのぜう・ゆらのさこ

ん・あほき兵衞・ゑんかい兵衞小次郎・めぐろの太郎・さがらの三郎・かぢのたんない・同中つかさ、これらをはじめとして、一どにさゝめかいてわたし、道をよけてすゝみ行ほどに、みのゝくにゝ、むしろ田といふ所にて、京がたのせいにをつ付たり。

筵田の迫合

こゝに京がた返し合、さん〳〵にたゝかひけるが、おちあしのことなれば、いくさもはか〴〵しからず、一きに二三人せめかゝりければ、くみおとし〳〵、のこりすくなにうちとられ、ちり〳〵におちて行。おち行せいの中に、山田の二郎ゑげたゞは、こんど大しやううけ給はてむかふたる身の、いづくにてもはかばかしきいくさもせず、はぢある矢をもい出さずおちてのぼり、君より御たづねあらんには、何事をかこたふべき。こゝにて一いくさせんと思ふ也とて、くいせ川のにしのはたに、九十よきにてひかへつゝ、よせくるてきをまちゐたり。こゝにおくせいに、をかじまのきちざゑもん、よきかたきとめをかけてはせよせたり。むかひにひかへ給ふはたぞ。これは山田二郎ゑげたゞなりとこたふ。さてはよきかたきござんなれ。これ申は、あふしうの住人をかじまのきちざゑもんよとて、矢合するほどこそあれ。さん〳〵にわたしあふ。山田の次郎が郎等には、水野左近・大かね太郎・大田の五郎兵へ・とう兵衞・いよばう・あらさこん・兵部坊、これらをはじめとして九十よきの兵、河のはたにをりくだり、さん〳〵にたゝかふ。あるひは川中にていおとされ、うきぬゑづみぬながるゝあり。あるひはいたであまた所あふて引ゑりぞくもあり。東がたよりかぢのたん内と名のつてわたしけるが、かたきのいるやに、くらのまへわよろひごめ、ゑりわにいつけられけるが、ゑばしばたもつやうに見えけるが、終にはまさかさまにおちてぞながれける。又さがらの三郎もわたしけるが、まつかうのあまりをいさせて引ゑりぞく。又はたのゝ五郎は、やじりもなき矢にてまつかういさせて引ゑりぞく。

杭瀬川合戰

加地丹内討死

繪所、かはの中のかせん、一はうはきしに馬をたてゝ弓いる。一方は河中をわたす。あるひはながるゝ所、引しりぞく所いろ〳〵。

大將軍むさしのかみは、河のはたにうちたつて、いくさのげぢせられけり。これを見てぐん兵ども、てきのいるやもいたまず、のりこえ〳〵、をめきさけんでわたしけるほどに、うんかのせい、にしのきしにさつとあがる。山田次郎ゑばしさゝへてたゝ

京方敗北

高枝二郎の奮戰

かひけるが、かなふべきはうあらざれば、にしをさいて落行ける。こゝにむさしのくにのぢう人、たかえだの二郎だゞ一き、おつるてきに目をかけ、ほそなはてにかかつておふて行。おちむしや七八きとつて返し、高えだを中にとりこめて、あまさじとたゝかふほどに、たかえだの次郎、かぶとをもきりおとされぬ。そのほかいたであまた所おふて、よこざまにふしたりけるを、てきつとより、くびをとらんとしける所に、跡よりみかた大ぜいにてつゞきければ、うちすてゝおち行けり。大將軍むさしのかみ、はせよせて見給ふに、よろひもあけになつて、たれとさだかに見し給りらねはず。いまだかたいきのしければ、いか成ものぞととひ給ふ。手おひ、いきの下にて、これはむさしのくにの住人たかえだの二郎と申者にて候と申す。むさしのかみあなむざんや、このものはいたでおふたりとて、よく〳〵見せられければ、大小のきず廿三ヶ所おふたりけり。この手にては去ぬまじ（き脱カ）ぞとて、御つかひ一人そえ、かまくらへ下されけり。御ことばには、むさしのくにの住人たかえだの次郎と申もの、六月六日、くいせ川のかせんに手あまたおひ侍るが、道にてはいかにもりやうぢかなひがたく候あひだ參らせ候。ずいぶんちうをつくしたるものにて候へば、たすかり申やうに御はからひ候べしと、右京大夫殿へ申をくり給へるそやさしけれ。去ほどにとうごくの兵ども、京ぜいのおち行を、おつかけ〳〵行ほどに、いぐの六郎あり時が手に、いさの三郎ゆきまさといふもの、山田の二郎に目をかけておつかけたり。山田の二郎は、かなたもこなたも草おひしげり、底もみえざる所へ、馬の去りあしふみはづし、あふのきにたふれけり。いさの三郎はせよせて、いかなるものぞととへば、山田、堀の底よりこれは去げたゞ。わ殿はたぞ。いさの三郎ゆきさまと名のりもあへず、ほりのそこにとび入、ほりの底にて引くんで、上になり下になり去ばしたゝかふたり。いさの三郎が下人これを見て、去うがいくさせば、よりてたすけふとは思はずして、けんぶつしてゐたりけり。山田がらうどう藤兵衞尉は、去うはいかに成給ふぞと思ひ、とつて返し見ければ、ほりのそこに兵二人見えけり。あやしやとて馬よりとびをり、これにおはしますかとて、去うの山田を引おこし、我馬にかきのせおち行所を、いさをつつき。かぶとのてへんを引け

東軍野上垂井に陣す

東軍宇治勢多の軍評定

れども、大ぢからの志げたゞなりければ、ふつときつておちのびぬ。いさはかたきうちもらしたれども、むま・くらをうばひとめたれば、その日のかうみやうにぞ成にける。去程に山だう・かいだうの大せい、一ッになりてをしのぼるほどに、野も山も兵ども志うまんして、いく千まんともかず志らず、野上・たる井にぢんをとつて、いくさの手わけをせられけり。するがのかみよしむらはからひ申けるは、さがみのかみ殿はせたへ御むかひ候へ。くごのせへはたけ田の五郎むかはれ候へ。うぢへはむさしのかみ殿御むかひ候へ。いもあらひへはもりの藏人入道殿。よしむらはよどへまかりむかひ候はんと申せば、さがみの守の手に、ほんま兵衞尉たゞいへすみ出て申やう、あつぱれするがのかみ殿は、あしき御はからひや。さがみ殿の手のものは、いくさなせそと存ぜらるかと申せば、するがのかみ、この事こそ心得候はね。よしむらむかしより御大事におふて、度々かやうの事を見をきて候。一とせ平家（木曾）ついたうのとき、くはんとうの大ぜいさしのぼせられ候しに、せたへは三かはのかみ殿、うぢへは九郎判官殿むかはせ給ひ、上下手をあはせ都をせめおとし、

北陸道勢迎へとして小笠原長清馳向ふ

終にいくさに御かち候へば、せんきの吉例を引てかくは申候ぞ。いかでかいくさをとゞめ奉るべき。かやうに申さるゝ所存は、せたへはてきのむかふまじきとおぼしめさるゝか。いくさは所にはよらず。たゞ兵の心にこそよるべけれと申ければ、ほんまはじめのことばにはにず、とかく申むねもなし。むさしのかみも、するがのかみと同心せられけり。こゝに志きぶのせうともときは、ほくろくだうをのぼられしが、道のなんぢよたるゆへか。いまだのぼりつきたりともきこえず。都へせめ入ん日、一方すきてはあしかりなん。をがさはら殿はほくろくだうにむかはせ給て、とも時見つぎ給へとのたまへば、次郎ながきよはせんだうのあく所にて、馬どものりつからかして候へば、いかゞ候はんと申されければ、むさしのかみ、さらばせいをつけ申べし。たゞむかはせ給へとて、ちばの介・ちくごの太郎さゑもん・中ぬまの五郎・いぶきの七郎、これらをはじめて一まんよきあひそえらる。ながきよこの人々をあひぐし、こせきにかゝり、いぶき山のふもとをへて、ほく六だうへぞむかひける。

北條朝時越後蒲原に着陣

繪所、大ぜいのむしや、あふみの水うみのはた、いぶき山のふもとをとをりける所。去ほどに去きぶのぜうとも時は、五月卅日えちごのこうに付てせいぞろへして、ゑちご・ゑつ中のさかいなるかんばらといふ所に付給ふ。この所こそ北ろく道第一のなんぎよ、一はうはきしたかふして、人馬さらにとをらず。一方はあらいそにて風はげしければ、船心にまかせず。岸にそふたるほそみちは、わづかに馬一きとをりかぬるみちなり。市降・じやうどゝいふ所に、京がたよりさかも木を引て、みやざきさゑもん一千よきにてかためたり。うへの山にはいしゆみはりたて、かたきよせばはづしかけんとようゐしたり。人々いかにとあんじける所に、去きぶのぜうのはかりごとに、いくらもありける牛をとらへて、角にたい松をゆいつけをひはなしたりければ、うし、たい松におそれてはしりとをる所を、上の山よりすはやかたきのよせくるはとて、いくばくのいしゆみを、一度にはつとはなしかけたりければ、おほくのうしどもころされけり。此はかりごとによて、兵どもいしゆみのなんをばのがれたり。さかも木どもをば、あしがるを入て取のけさせとをりけるほどに、六月八日のくれほどに、はんにやのにつき給ふ。こゝにかゞとゑつ中との堺にとなみ山といふ山あり。ふもとにくろさか・去ほとて二のみちあり。この所に京がたよりぐんぜいをむけられたり。となみ山にはにしなの二郎もりとも・みやざきさゑもんさだのり二千きにてかためたり。去ほにはかすやさゑもんあり久・いわうさゑもん・かゞのとがし・井上・つばた・ゑつ中ののぎり・河上・いしぐろのものどもをあひしたがへてかためゐたり。去きぶのぜう、まだあけがたの事なるに、うんかのせいをもてをしよせ、時をどつとつくりければ、ぎやうのうちよりも出合、さん〳〵にたゝかひけるが、かたきうんかのせいをもて入かえ〳〵せめければ、つゐにせめおとされて、ちり〳〵におちて行。その中に九郎はうぐはんよしつねの一ぷくのきやうだい、かすやさゑもんがおとゝ、ぎやうぶばうげんかくと名のつて、うち物して終にうちとられけり。去きぶのぜうは、となみ・去ほをもうちやぶり、かゞのくにに、みだれ入。こゝにみのゝりつしやくはんけん、水尾坂をほりきりて、さかもぎ引て待かけたり。そこをもうちやぶりのぼるほどに、ゑちぜんのくにゝせめ入給ひ

京方仁科刑部朝宮城喜坊現野定範砥覺討死並山を固む

砥並山合戦

後鳥羽院日吉へ御遷

けり。さるほどに山田の二郎ゑげたゞは、くいせ川のいくさにうちまけ、都へかへりのぼりつゝ、賀陽院（かやういん）の御所へ参りつゝ、はう〳〵のくはんぐんいくさにうちまけ、けうとら都ぢかくせめよせ候なり。いかにも御はからひあるべきよしそうし申ければ、上くはういかゞおぼしめしけん。六月八日とりのこくに、日吉のやしろに御かうなり、御ともの女ばうたちはみな御くるまにめす。一ゐんは御なをしの下に（つちみかどの院）はらまきをめし、御きばにめしてひがさをさしかく。しんいん（つちみかどの院）は御布衣、ゑんいんならびに六でうのみや・れんぜいのみや三所は、御なをしにてみな御きばなり。先そん長法印がをしこうぢのいへ泉坊に入御し給ひ、たそがれにをよんで、えい山にみゆきし給。ぐぶの人々には内大臣さだすけ・ちかかぬ・のぶなり・たかちか・そん長、みなかつちうをたいせり。主上（はやなり）もひそかに女ばうごしにめされて行幸なる。ことし四さいにならせ給ふが、大しやうごくのむすめ中納言のつぼねと申人あひそひ奉る。けんじは御こしにおはします。ゑきじはすけより・ともざね也。こゝにともへの大將ふしも、御かうの御ともせられしを、二位の法いんそん長、あつぱれ大將をくみおとしうたばやと、ゑきりにめをかけ ゑたくせられけるを、ゑそく ゑん中納言さねうぢきつと見とがめて、二人が中にをしへだゝり〳〵せられしかば、尊長さとられたりと思ひて、さうなくもくみえず、はう（や）〳〵さかもとに付給ひしかば、主上上くはうはかぢ井の御所へ入御なりければ、兩ゑんわうは十せんじにこそやどらせ給ふ。

院叡山より還幸して四辻殿に移らる

繪所、上くわうさかもとにつかせ給ふてい、主上もおなじ。四ツの御とし。その〻ち天台座主、君の御まへに参らせ給へば、上皇ゑゆとのちからをたのませ給ひて御かうなるよし、ちくぢやうありけるに、座主申されけるやうは、むかしは山もんのいせいがうせいにて、君をもゑゆごし奉り候しかども、今（いま）は ゑゆとすいびして侍るうへ、はか〴〵しき大衆どもは、ことゞくくみおがさき・せたのかたへとて、はせむかひ候ぬれば、いかさまにもこの所におはしましては、ゑゞうよくおはしますまじきよしそうし給へば、上くはう御ちからよはりつゝ、同十日のあけぼのに、みやこへくはんかうあそばして、四つぢ殿へいらせ給ひて、四はうのもんをと

公經父子の勅勘を許さる

ぢて、とかくのさたにもおよばせ給はず、ともへの大ゑやうふしは、さしもめしうどのごとくいましめられ給へども、こんにちよつかんをゆるされ給ふ。これはきのふのくれほどに、よし時ほろびぬるよし、浮説をきこしめすによつてなり。然るにをもけうとら、方々よりせめのぼり、うぢ・せたへもちかづくよしきこえければ、同十二日の早朝に、かさねて官軍をゑよはうにつかはさるゝ。先せたへは山田の次郎ゑげたゞ・いとうさへもん、山ほうしにはりまのりつしや・小たかのしようち坊・たんご坊、これらをはじめとして三千よきをむけらるゝ。くごのせへは、のとのかみひでやす・平はんぐはんたねよし・みんぶのぜう入道ちかひろ・さゝ木彌太郎はんぐはんたかしげ・中でう ゑもふさのぜんじなりつな・あきの宗内左衞門をはじめとして、一万よきにてむかひけり。うぢばしへは、さゝきの中納言ありまさ卿・かひのさいしやう中將のりしげ、うゑもんのすけともとし、武士には、さゝきやましろの前司ひろつな・ゑそく太郎さゑもん・いせの前司きよさだ・ちくごの六郎ざゑもん、くまの法師には、たなべの法印・十まんほつけう・まんごうぜんじ、なら法しには、とごのかくしん・えんいん法しをはじめとして、一万よきにてむかひける。まきのしまへはながせはんぐはん代・かはちのはんぐはん・あだちの源三ざゑもん、五百よきにてむかひけり。いもあらひへは、一條のさいしやう中將のぶよし・二位の法印そん長、一千よきにてむかはられけり。ばうもんの大納言たゞのぶ卿は、一千よきをあひぐしてよどへむかはる。河野四郎入道みちのぶ・ゑそく太郎、五百よきにてひろせへとてぞむかひける。

京方宇治勢多に向ふ

繪所（うぢはしをかき、はしいたはづし、川中にらんぐいをうち、大づなを引、さかも木をゆい、北のきしばたにやぐらあげ、しらはたたてゝ、ぐん兵あまたぢんどる所。）洛中にはさゝき中つかさ入道きようれん以下、院御所にゑこうして、方々いくさのいけんをはからひけり。

巻第四

北條時房野路に陣す

六月十二日、海道の大將さがみのかみ時房、せたのはしちかくをしよせ、野路にぢんをとりたまふ。はやりをの兵ども、河ばたにをしよせみれば、橋いた二けん引おとし、かいたてかきて、山田次郎を大將として、山法し少々ぢんをとりたり。さがみのかみ手のもの、はしみの太郎・さゝめの二郎・はや川三郎以下、はしづめにをしよせてたゝかひけるが、かたきにてしげくいしらまされて引ゑりぞく。二ばんに江戸の八郎・あだちの三郎・さぬきの太郎三人、けたをわたりてむかひにつかんとしけるが、あまりにつよくいられて、二人は引ゑりぞく。あだち三郎はよろひよかりければ、ゑばしさゝへてゐたりしかども、てしげくいるほどに、これもこらへかねて引ゑりぞく。三ばんにむら山とう八人、けたをわたりけるが、それもいしらまれて引ゑりぞく。四ばんに廿人つれたる兵、はしげたをわたりて、かいだてのきはまでせめよせたり。かたきさしつめ引つめいけれども物ともせず、その中にくまがへ平内左衞門・くめのさこん・いはせのさこん・同五郎兵へ・こえづか平太郎・よしみの十郎・ゑそくの小次郎・ひろた小次郎、たちをぬひて三のかいだてをきりやぶつて、ゑころをかたぶけせめよするを見て、山法し一たゝかひもせず、さつと引てのきにける。山田次郎このよしを見て、らうどうあら左近をつかひにて、いかに大衆たちはあれほどの小せいに、いかにひかせ給ふぞ。返し合せ給へ。うしろをばかため申にといはせければ、はりまの竪者、なんでう引ゑりぞくべきとて、引返してたゝかひけり。

播磨竪者奮戰

山法しらはかちだちのたつしやなり。そのうへ大だち・なぎなたをもて（くカ）ゑげううちければ、ぶしは心こそがうなれども、小太刀にてふせぎたゝかふほどに、九人が中六人は、かいだてのきはにきりふせらる。こゝに平内左へもんとはりまの竪者（じゅ）と引くんで、うへを下へとをし返し、をし返されしける所を、竪者が下法師つとよりて、なぎなたをもつて、平内左衞門がをしつけを、ちやう〳〵と二うち・三うち ゑたたかにうつ。うたれてひるむ所を、山田次郎がらうどうあらさこんおち合、平内左